

第3次 千歳市環境基本計画

令和3年度～令和12年度

限りなく伝えよう

いい空 いい水 いい緑

そして共生をめざして



令和3年3月
千歳市

はじめに



千歳市は、国立公園「支笏湖」や清流「千歳川」をはじめ、市民の憩いの場である「青葉公園」など、豊かな自然環境に恵まれ、日々の暮らしの中で潤いと安らぎを身近に感じることができるまちとして、また同時に、北海道の空の玄関「新千歳空港」を抱え、高速自動車道と鉄道が密接に連結した空陸の交通拠点都市として、発展を続けています。

本市が有する恵まれた自然環境は、市民の貴重な財産であり、このかけがえのない自然を確実に後世に引き継ぐとともに、これまで発展を続けてきたまちの勢いを止めずに、環境と社会との良好な関係を構築していくことが大切です。

一方、今日の環境問題は、環境・社会・経済が相互に深く関連し、特に近年は、地球温暖化の影響により、これまで想定していなかったような大雨や台風が増加しており、2050年までのカーボンニュートラル、すなわち温室効果ガス排出の実質ゼロを目指し、持続可能な脱炭素社会の構築に取り組んでいくことが喫緊の課題となっています。

こうした環境をとりまく社会情勢の変化等を踏まえて、「千歳市第7期総合計画」や他分野のまちづくり計画との整合性を図り、効果的に施策・事業を進めていくため、このたび「第3次千歳市環境基本計画」を策定したところであります。

本計画に基づき、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持・創造を目指すとともに、望ましい環境像である「限りなく伝えよう いい空 いい水 いい緑 そして共生をめざして ～環境をともに学び、未来に向かってできることから行動しよう みんなの笑顔のために～」の実現に向けて、各種取組を着実に推進してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただいた、ちとせエコロジー市民会議委員、千歳市環境審議会委員、並びに計画策定にご協力いただいた多くの関係者の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和3年（2021年）3月

千歳市長 山口 幸太郎

目次

第1章 計画の基本的事項 1

1-1 計画策定の背景.....	1
1-2 計画の位置付け・役割.....	3
1-3 計画の行動期間.....	4
1-4 計画の対象範囲.....	4
1-5 計画推進の主体.....	6
1-6 計画の策定方法.....	7

第2章 千歳市を取り巻く社会動向 9

2-1 世界・国際社会の動向.....	9
2-2 国・北海道の動向.....	14

第3章 千歳市の現況 17

3-1 千歳市の特性.....	17
3-2 千歳市の環境の現状と市民意識.....	21

第4章 望ましい環境像と基本目標 41

4-1 望ましい環境像.....	41
4-2 5つの取組分野の基本目標.....	43
4-3 計画の体系.....	44
4-4 取組地域.....	46
4-5 分野ごとの取組.....	47
1. 地球温暖化防止.....	47
2. 環境保全.....	57
3. 自然共生.....	69
4. 資源循環.....	77
5. 環境教育・パートナーシップ.....	85

第5章 計画の進行管理 93

資料 95

各条例(環境関連).....	97
計画策定組織等.....	108
策定経過.....	111

コラム掲載一覧

1. 地球温暖化防止

- 家電の省エネルギー化や節電の取組は地球にもお財布にもやさしい？ 50
- 21世紀末の石狩地方の気候について 53
- エコな生活は環境と家計にやさしい？ 56

2. 環境保全

- 微小粒子状物質「PM2.5」による大気汚染について 62
- 生活で気になる「音」「におい」 65
- 落ち葉はごみのなの？ 67

3. 自然共生

- 自然共生の実現に向けて 72
- 外来種について 75
- 日本有数の水質「支笏湖」について 76

4. 資源循環

- 生ごみコンポストについて 81
- 循環型社会をつくるための3R（スリーアール） 81
- リサイクルフェスティバルについて 83
- 資源循環の様々な取組 84

5. 環境教育・パートナーシップ

- マイクロプラスチックについて 88
- 子どもたちに向けた環境学習 89
- 環境保全に向けた啓発 92

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の背景

千歳市環境基本計画は、千歳市環境基本条例（平成10年（1998年）6月制定）第9条第1項の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進することを目的に策定しています。

平成13年（2001年）3月に策定した千歳市環境基本計画は、平成23年（2011年）に10年間の行動期間を満了し、その間の環境政策をとりまく社会情勢の変化等を踏まえ、千歳市環境基本計画（第2次計画）（以下「第2次計画」といいます。）を策定しました。第2次計画では、「限りなく伝えよう いい空 いい水 いい緑 そして共生^{*1}をめざして ～環境を一人ひとりが見て・感じて・考え、ともに行動するまち ちとせ～」を望ましい環境像として掲げ、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に進めてきました。

一方で、同年3月11日に発生した東日本大震災による福島第1原子力発電所の事故により、全国的に再生可能エネルギーへの関心が高まりました。さらに、平成30年（2018年）9月6日には、北海道胆振東部地震が発生し、北海道民は電気の供給が全て停止したブラックアウトを経験し、電力などのエネルギーの大切さや環境に配慮したライフスタイルへの見直しを改めて考える機会となりました。

また、近年においては、今まで想定していなかったような強い台風の上陸や大雨などが増加しており、こうした気候変動は、温室効果ガスの排出増加による地球温暖化が原因と考えられ、日本だけに限らず世界規模で発生しています。

このような状況の中、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいては、「持続可能な開発目標（SDGs）」^{*2}が採択され、同年12月には「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、地球温暖化対策の新たな枠組である「パリ協定」^{*3}が採択されました。

北海道においては、「北海道環境基本計画（第2次計画）」について、施策の進捗状況に関する点検・評価の結果や環境及び社会経済の状況の変化を踏まえ、平成28年（2016年）に改定を行ったほか、国においては、持続可能な社会に向けた国際的な潮流やSDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会活動の統合的向上を具体化した「第五次環境基本計画」を平成30年（2018年）4月に策定しました。

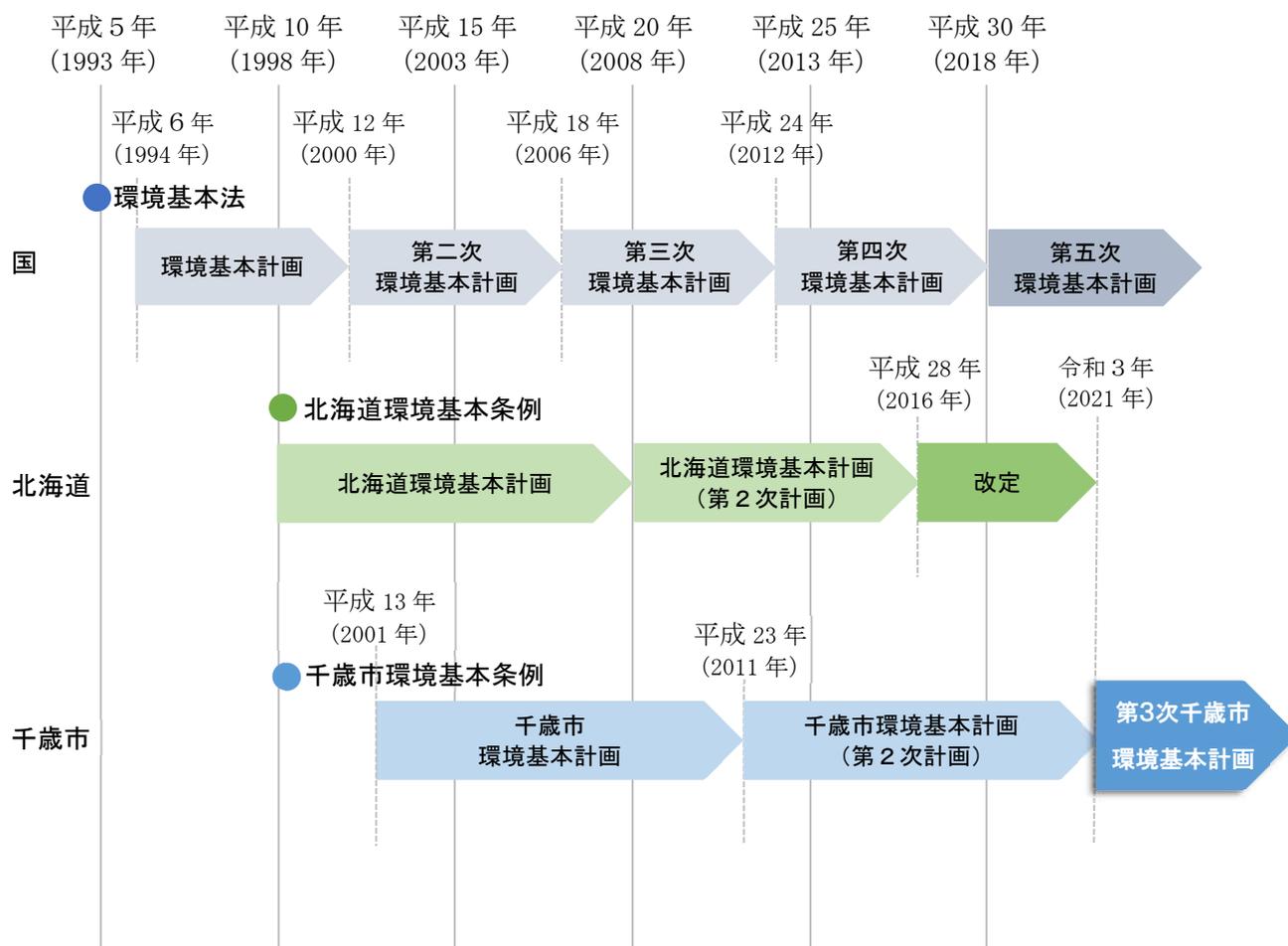
千歳市においては、令和3年（2021年）3月に第2次計画の行動期間が満了となります。これまでの環境問題の変化等に対応し、千歳市の総合計画や関連計画との整合を図るとともに、市民、事業者、市（行政）が協働して環境に配慮したまちづくりを推進するため、第3次千歳市環境基本計画（以下「第3次計画」といいます。）を策定します。

^{*1} 共生：自然と人間がともに結びつきをもち関わり合うことで、健全な生態系を維持、回復し、社会経済活動を行ううえでも環境への影響（環境負荷）に配慮すること。

^{*2} SDGs：詳細は、9～11ページを参照。

^{*3} パリ協定：歴史上初めて、全ての国が地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した枠組のこと。

■千歳市及び国、道の環境基本計画に関する動向



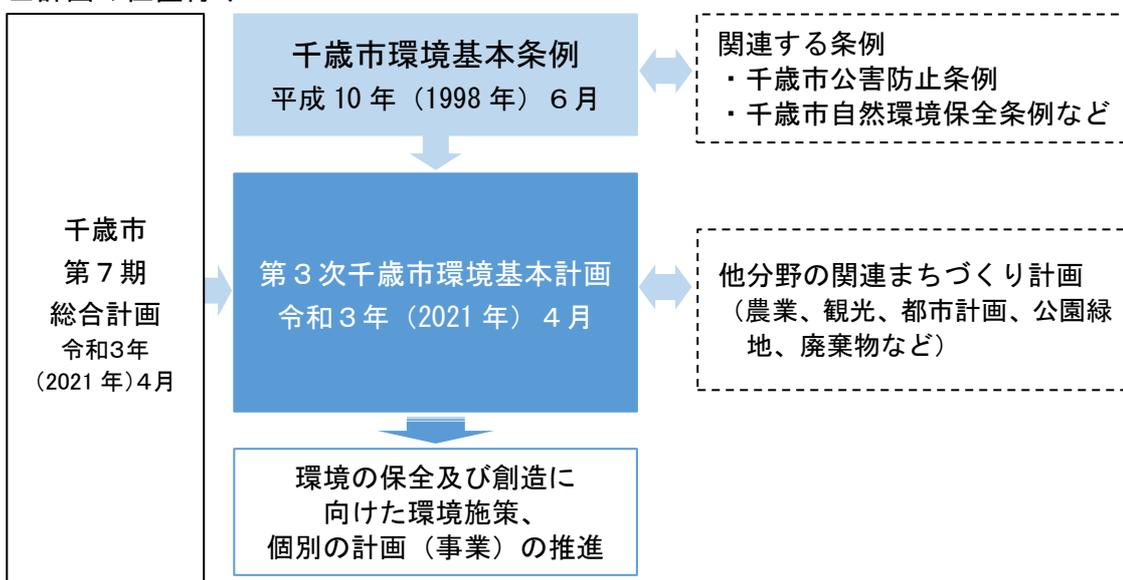
1-2 計画の位置付け・役割

千歳市環境基本条例は、人間の活動に伴う環境への負荷、公害や地球環境保全など今日の環境問題を踏まえ、良好で快適な環境を確保しこれを将来の世代へ継承するため、市民、事業者、市（行政）がそれぞれの責務に応じ積極的に推進することを目指しています。

第3次計画は、本条例第9条第1項の規定に基づき、環境の保全及び創造について、長期的な目標、施策の方向、配慮の指針その他の必要な事項について定め、千歳市の総合計画について環境面から総合的・計画的に推進することを目的に策定しています。

また、環境に関連する他分野のまちづくり計画との整合を図り、効果的に施策・事業を進める基本となるものです。

■ 計画の位置付け



千歳市環境基本条例 (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことのできる良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市を構築することを目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、生態系の多様性に配慮し、自然環境を維持し、及びその向上を図ることにより、自然と調和した潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。

4 地球環境保全は、市民、事業者及び市が自らの課題であることを認識して、それぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(千歳市環境基本計画)

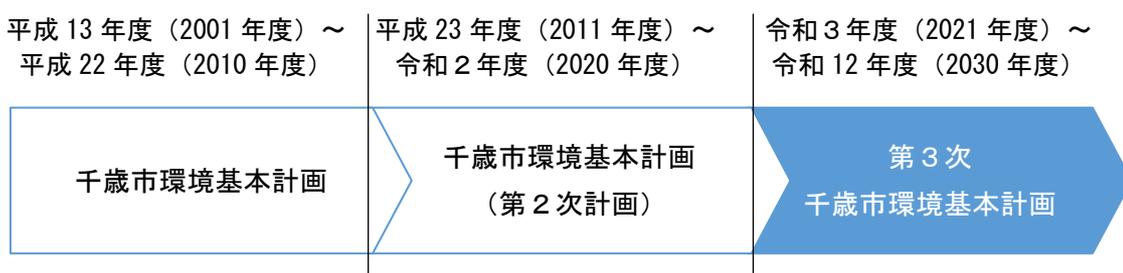
第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、千歳市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

1-3 計画の行動期間

環境政策は、長期にわたっての継続的な取組を必要とするほか、これまでの計画で設定した期間やちとせエコロジー市民会議（以下「市民会議」といいます。）の提言などを踏まえて、第3次計画の行動期間を令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)までの10年間とします。

また、第3次計画の中間年において、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて指標の見直しを行います。

■計画の行動期間



1-4 計画の対象範囲

(1) 対象とする地域

計画対象とする地域は、千歳市の行政区域全域とし、「自然公園等の地域」、「空港・市街地地域」、「農業地域」の3つに分けて、それぞれの特性に沿った環境保全を進めます。

広域的な取組が必要となる課題や施策については、北海道や近隣市町などの関係機関と連携を図ります。



(2) 対象とする環境の範囲

対象とする環境の範囲は、世界規模での地球温暖化の取組、私たちの暮らしや行動による環境への配慮を踏まえ、「地球温暖化防止」、「環境保全」、「自然共生」、「資源循環」を対象とします。

さらに、これら対象の取組遂行のために必要な「環境教育・パートナーシップ」を加え、5分野とします。

■対象とする環境の範囲

分野	対象とする環境の要素
地球温暖化防止	地球温暖化、気候変動、省エネルギー など
環境保全	大気、水質、騒音、振動、土壌、悪臭、化学物質 など
自然共生	自然環境と暮らしの共生、生態系の保全 など
資源循環	循環型社会、廃棄物 など
環境教育・パートナーシップ	環境教育、環境保全活動 など

1-5 計画推進の主体

千歳市環境基本条例では、環境問題を解決する主体として市民、事業者、市（行政）の役割を次のように定めています。

千歳市環境基本条例

（市民の責務）

第4条 市民は、日常生活に伴う廃棄物の排出、エネルギーの消費、自動車の使用等による環境への負荷を認識し、その低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たって、自らの責任と負担において、その活動に伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。

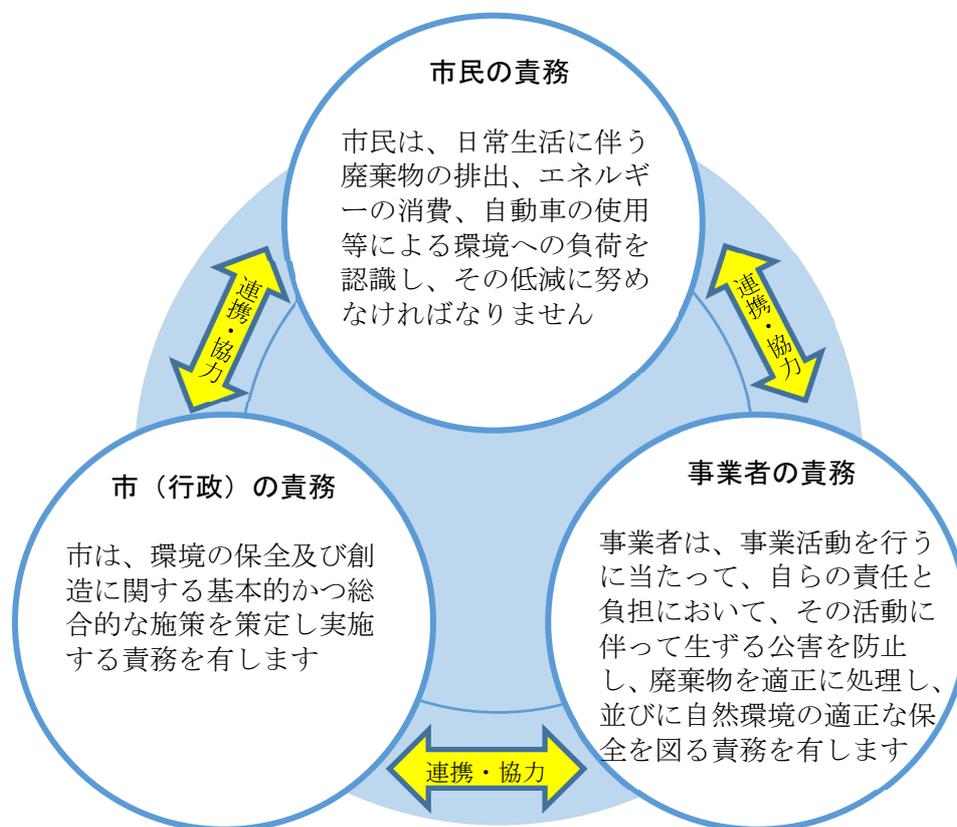
2 事業者は、事業活動を行うに当たって、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市の責務）

第6条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

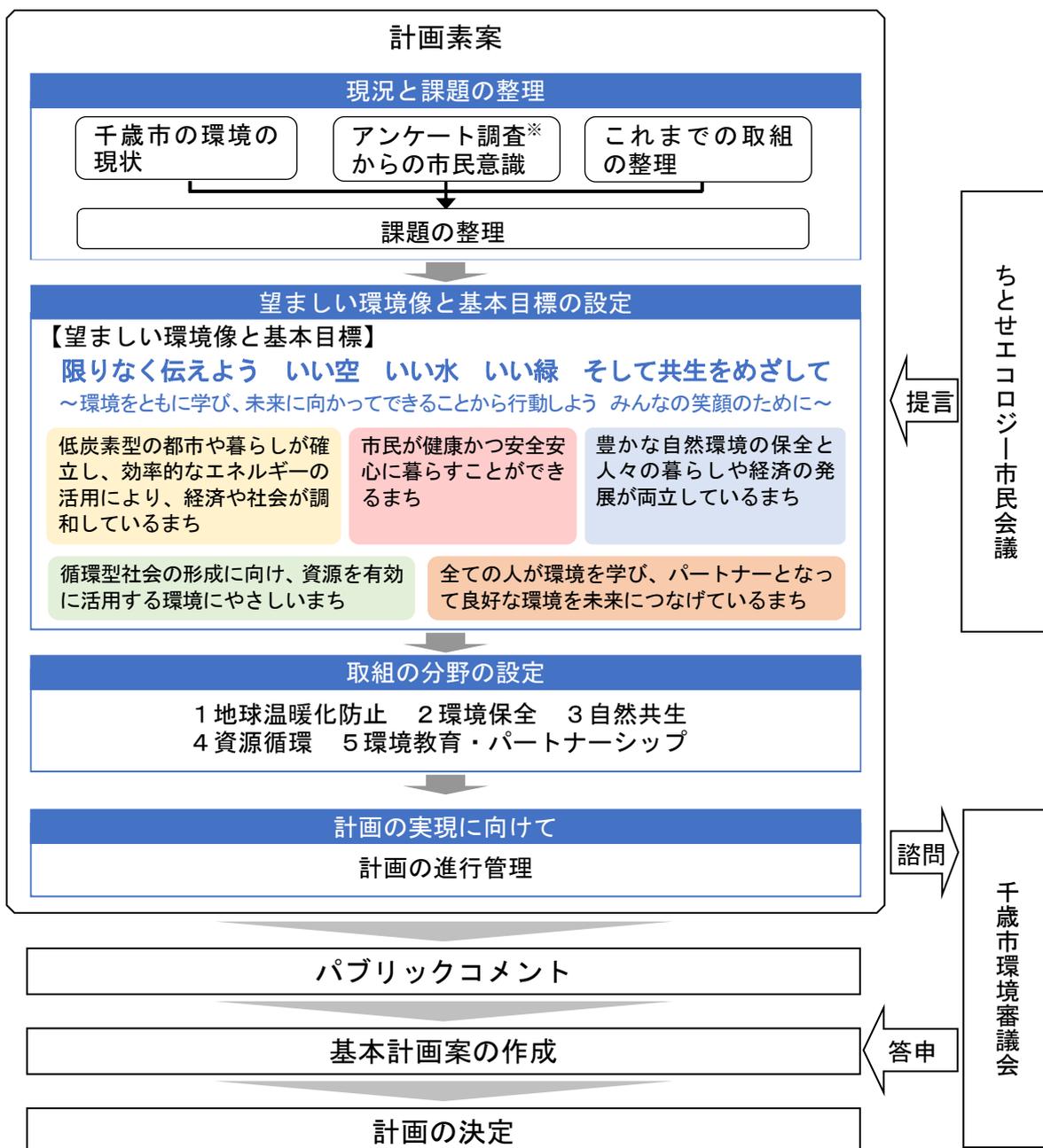
千歳市環境基本計画は、各主体が条例で定められたそれぞれの責務のもとに行動し、互いに協力しあい、環境の保全及び創造を推進するものです。

■市民・事業者・市（行政）の責務



1-6 計画の策定方法

計画の策定に当たっては、千歳市の環境の現状、千歳市の環境に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」といいます。）のほか、これまでの取組をもとに市民の意思を反映するために市民会議を設置し、検討結果を「提言書」としてまとめています。この提言書を踏まえ、庁内調整を行った計画素案に対して環境審議会への諮問やパブリックコメントを経て、計画の決定に至っています。



※アンケート調査の概要

実施時期：平成31年（2019年）3月～令和元年（2019年）5月
 調査対象者：20歳以上の市民
 調査数：1,200件
 有効回答数：497件（回答率41.4%）
 調査項目：公害関係、自然関係、地球環境保全、環境保全活動 など

第2章 千歳市を取り巻く社会動向

2-1 世界・国際社会の動向

(1) SDGs (持続可能な開発目標)

SDGsとは、平成27年(2015年)9月に国連のサミットで決定された令和12年(2030年)までに達成すべき国際社会共通の17の目標です。この中には環境に関する「目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策」や「目標15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失阻止」などの目標が定められています。持続可能な開発とは、環境を破壊し続けることなく、人びとの消費を支え続けられる世界のことであり、これを達成するために、一人ひとりがSDGsへ関心を持ち、その必要性を理解して行動に移すことが大切です。

※ 第3次計画の取組を推進することによって、SDGsの目標達成に寄与することから、関連する目標のアイコンを4-5「分野ごとの取組」に掲載しております。



■SDGs に関する 17 の目標

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>目標1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる End poverty in all its forms everywhere</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>目標2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する End hunger, achieve food security and improved nutrition and promote sustainable agriculture</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>目標3：あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する Ensure healthy lives and promote well-being for all at all ages</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>目標4：全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する Ensure inclusive and equitable quality education and promote lifelong learning opportunities for all</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>目標5：ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う Achieve gender equality and empower all women and girls</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>目標6：全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する Ensure availability and sustainable management of water and sanitation for all</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>目標7：全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する Ensure access to affordable, reliable, sustainable and modern energy for all</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>目標8：包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する Promote sustained, inclusive and sustainable economic growth, full and productive employment and decent work for all</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>目標9：強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る Build resilient infrastructure, promote inclusive and sustainable industrialization and foster innovation</p>

	<p>目標 10：各国内及び各国間の不平等を是正する Reduce inequality within and among countries</p>
	<p>目標 11：包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する Make cities and human settlements inclusive, safe, resilient and sustainable</p>
	<p>目標 12：持続可能な生産消費形態を確保する Ensure sustainable consumption and production patterns</p>
	<p>目標 13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる Take urgent action to combat climate change and its impacts</p>
	<p>目標 14：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する Conserve and sustainably use the oceans, seas and marine resources for sustainable development</p>
	<p>目標 15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する Protect, restore and promote sustainable use of terrestrial ecosystems, sustainably manage forests, combat desertification, and halt and reverse land degradation and halt biodiversity loss</p>
	<p>目標 16：持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する Promote peaceful and inclusive societies for sustainable development, provide access to justice for all and build effective, accountable and inclusive institutions at all levels</p>
	<p>目標 17：持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する Strengthen the means of implementation and revitalize the global partnership for sustainable development</p>

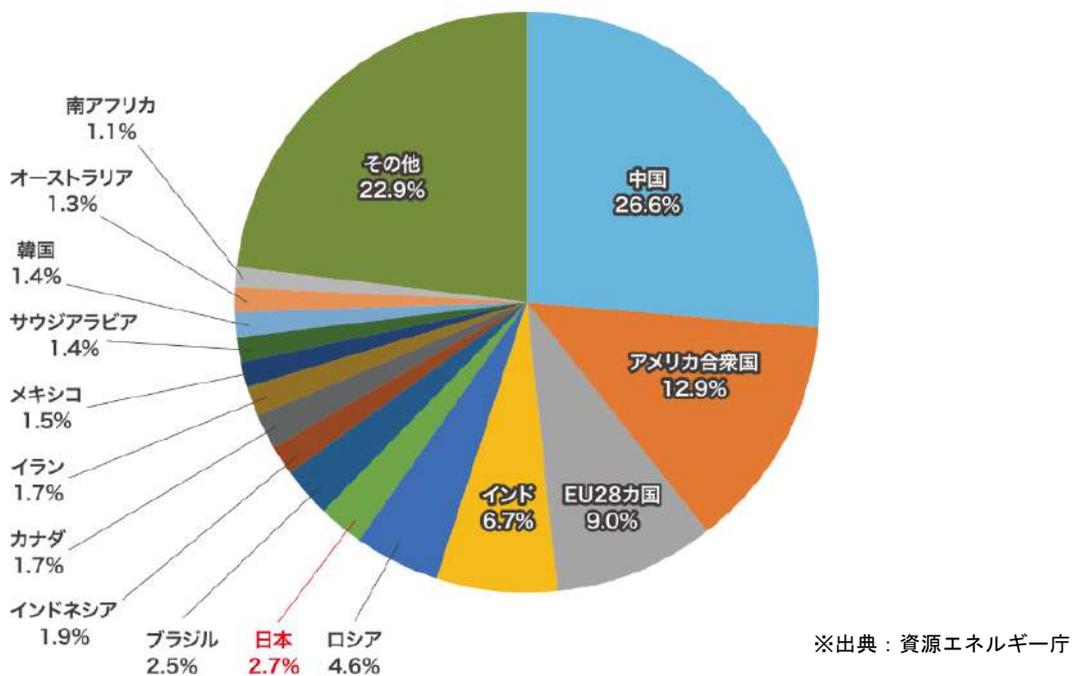
※出典：外務省

(2) パリ協定

パリ協定は、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催されたパリにおいて、平成 27 年（2015 年）12 月に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（合意）です。これは、各先進国に温室効果ガスの排出量削減目標を規定した「京都議定書」に代わる新たな法的枠組であり、気候変動枠組条約に加盟する全ての国が参加しています。パリ協定で定められた目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を「2 度未満」に抑えることとしており、さらに追求すべき努力目標として「1.5 度未満」とすることが定められています。

日本は、温室効果ガス排出量を令和 12 年度（2030 年度）までに、平成 25 年（2013 年）比で 26%削減（平成 17 年（2005 年）比では、25.4%削減）を掲げています。

■各国別の温室効果ガス排出量（平成 30 年（2018 年））



■各国の削減目標（国連気候変動枠組条約に提出された約束草案より抜粋）平成 27 年（2015 年）

国名	削減目標	比較年
中国	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030年までに 60-65% 削減 ※2030年前後に、CO ₂ 排出量のピーク	2005年比
EU	2030年までに 40% 削減	1990年比
インド	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030年までに 33-35% 削減	2005年比
日本	2030年度までに 26% 削減 ※2005年度比では25.4%削減	2013年度比
ロシア	2030年までに 70-75% に抑制	1990年比
アメリカ	2025年までに 26-28% 削減	2005年比

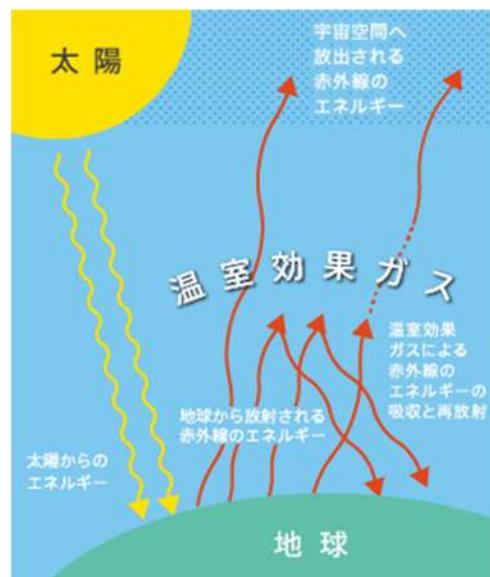
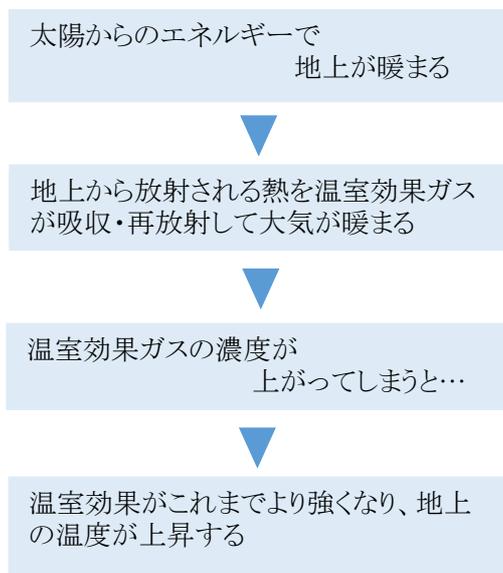
※出典：全国地球温暖化防止活動推進センター（第 23 回締約国会議レポート）

(3) 地球温暖化の仕組み

太陽から届く光は地表を温め、その熱が赤外線の色で宇宙へ放射されます。その際に、大気中の二酸化炭素や水蒸気などのガスに吸収されて大気が暖められた温室のような状態になることを「温室効果」といいます。

近年の人間の活動拡大に伴って、大気中に温室効果をもたらす二酸化炭素、メタン等が大量に排出されることで、地球が過度に温暖化するおそれが生じています。令和2年(2020年)からパリ協定に基づき、世界規模で地球温暖化防止に向けた新たな取組がスタートしています。

■地球温暖化のメカニズム



※参考：環境省 COOL CHOICE

■近年の地球温暖化進行に伴う主な影響

農業・林業・水産業	農業	作物の品質変化や病虫害の分布の拡大
	林業	山地崩壊の危険性の増加や人工林等への影響
	水産業	海水温度の上昇に伴う水産資源の変化
水環境・水資源	水環境	水温上昇や河川の水質変化、渇水による上水道への影響
	水資源	
自然・生態系	生態系	植生や野生生物の分布の変化、生態系への影響
自然災害	水害	豪雨の増加に伴う水害の頻発化
	台風	大型台風増加による倒木やライフラインへの影響
	土砂災害	豪雨の増加に伴う災害発生リスクの増加
健康	暑熱	熱中症による死亡者数の増加
	感染症	デング熱等の媒介蚊の生息域の北上
産業・経済活動	金融・保険	自然災害による保険損害増加
	観光業	気候変動による観光地の地形変化等の影響
生活	ライフライン	自然災害によるインフラ機能への影響

※参考：環境省 令和元年度環境白書

2-2 国・北海道の動向

(1) 国の動向

国の環境施策の大綱を定める環境基本計画は、環境基本法に基づいて6年ごとに策定され、平成24年(2012年)に続く第五次環境基本計画が平成30年(2018年)4月に閣議決定されました。

○第五次環境基本計画の基本的方向性 環境省

【目指すべき社会の姿】

1. 「地域循環共生圏」の創造。
2. 「世界の範となる日本」の確立。
 - ①公害を克服した歴史
 - ②優れた環境技術
 - ③「もったいない」など循環の精神や自然と共生する伝統を有する我が国だからこそできることがある。
3. これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現。

国では、第五次環境基本計画において、「SDGs（持続可能な開発目標）」や「パリ協定」といった国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、各地域が地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す「地域循環共生圏」が提唱されています。



※出典：環境省 第五次環境基本計画概要「地域循環共生圏」

(2) 北海道の動向

北海道では、北海道環境基本計画（第2次計画）を平成28年（2016年）3月に改定しており、これまでの施策の進捗を踏まえて、「エコアイランド北海道」を目指した施策が示されています。

北海道の地域特性を踏まえて、低炭素社会や循環型社会、自然共生社会、安全安心な社会を目指した取組が示されています。

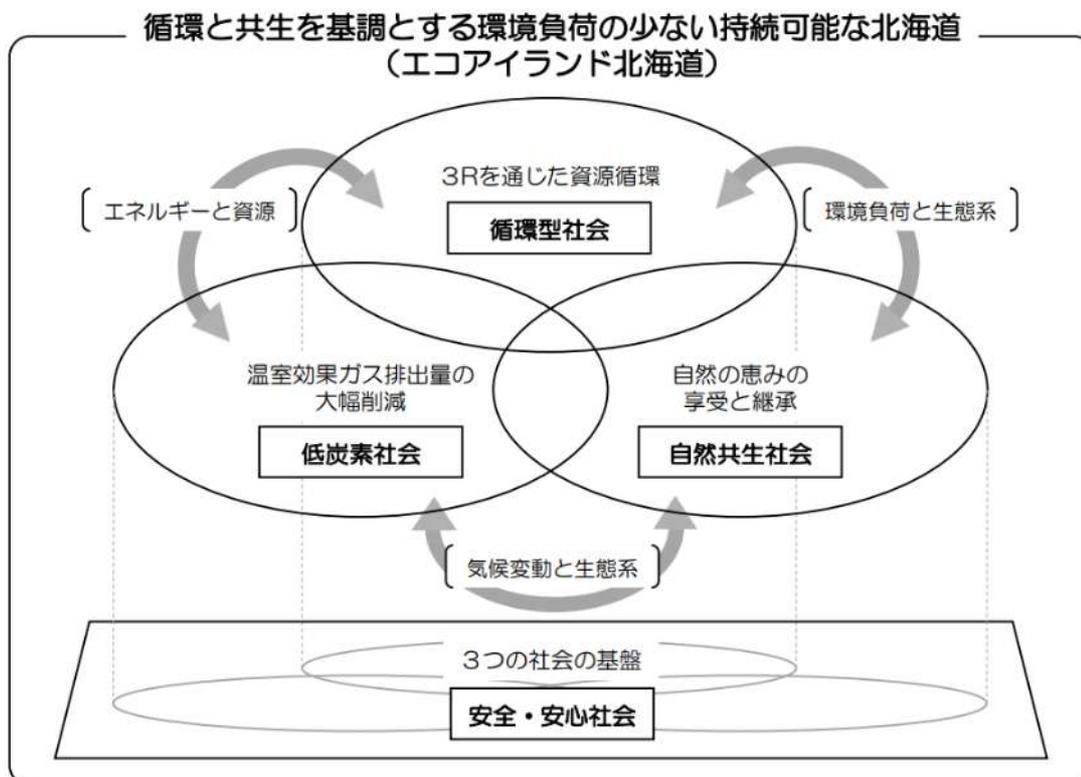
○北海道環境基本計画（第2次計画）（平成20年（2008年）3月策定）

- ・施策の進捗状況の点検・評価結果、環境及び社会経済の状況の変化を踏まえ、平成28年（2016年）3月に改定



【重点的に取り組む事項】

- 野生生物と共生する社会づくり
- 地域の資源を活用した持続可能な地域社会の形成
- 豊かな自然の次代への継承



※出典：北海道環境基本計画（第2次計画）改定版

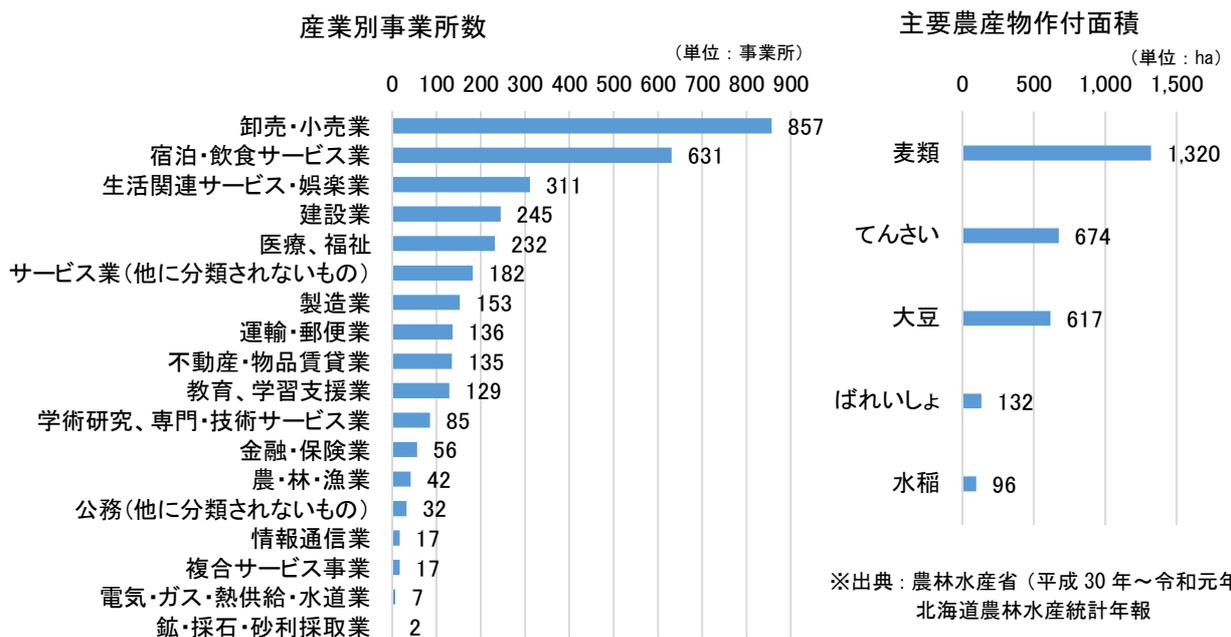
(3) 産業

市内には、11 か所の工業団地があり、企業の立地件数は 260 社を超えています。優れた交通ネットワークや産業インフラが充実していることから、道内有数の工業適地として、更なる企業誘致を進めています。また、大規模な工場が多く立地しており、製造業の事業所数と従業者数の構成比（括弧内＝北海道内構成比）を見ると、それぞれ 4.7%・14.3%（4.8%・8.2%）となっています。

一次産業は、市域東部を中心に農業が営まれ、てん菜や小麦、馬鈴薯等が生産されているほか、畜産も盛んに行われています。

また、千歳市は観光地となっている「支笏湖」のほか、「新千歳空港」が所在していることから観光業や運輸業の適地であり、産業別事業所と従業員数の構成比（括弧内＝北海道内構成比）を見ると、それぞれ「宿泊・飲食サービス業」が 19.3%・9.3%（13.9%・8.9%）で「運輸・郵便業」が 4.2%・9.5%（2.7%・5.8%）であり、北海道内構成比を上回っています。

加えて、平成 31 年（2019 年）4 月から公立法人化された「公立千歳科学技術大学」では、運営方針の一つとして「地域貢献」を掲げており、人材育成や専門性を生かした産業の活性化が期待されています。



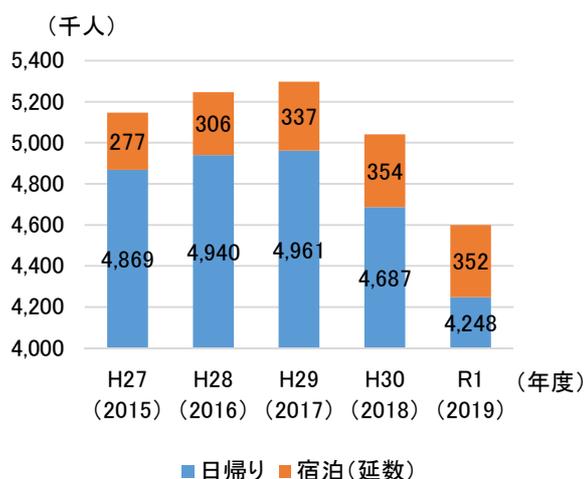
※出典：要覧ちとせ（令和 2 年度版）

(4) 観光

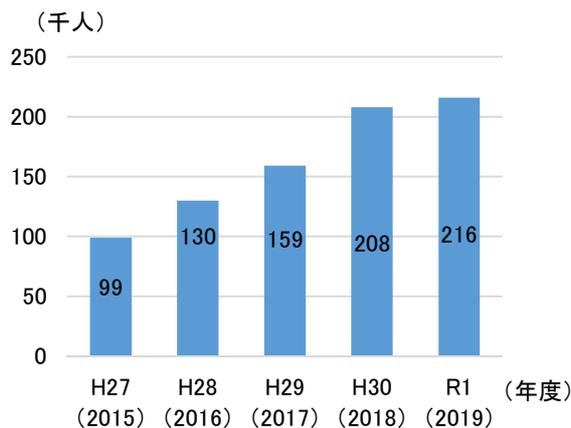
千歳市の観光入込客数は、平成30年(2018年)の北海道胆振東部地震や令和2年(2020年)の新型コロナウイルス感染症の影響から減少しましたが、「新千歳空港」の民間運営委託により外国人観光客の増加が期待されています。

空港の民間運営委託は、観光客にPRする重要な機会であり、支笏洞爺国立公園支笏湖地域などの雄大な自然環境をはじめ、四季折々の変化を感じることができる千歳市の魅力を広く伝えるために、空港運営会社と連携して情報発信に努めています。

千歳市観光入込客数



千歳市訪日外国人客数



※出典：千歳市観光課

(5) 子育て

「子育てするなら、千歳市」をキャッチフレーズに、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を実施し、ちとせ版ネウボラによる子育て支援や、平成29年度(2017年度)には道内で2番目となる自治体によるイクボス宣言(仕事と子育てや介護、地域活動が調和する働き方改革)を行うなど、子育て世代に選ばれるまちとして働きながら安心して子育てができる環境づくりを進めています。



※出典：子育てするなら、千歳市
ロゴマーク

(6) 教育・人材育成

市内には小学校が 17 校、中学校が 9 校あり、約 8,000 人の児童生徒が伸び伸びと学んでいます。

教育委員会では、ICT 機器の整備や学習支援員、特別支援教育支援員の配置等による学習環境の整備を行っており、子どもたちの「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康や体力」を育む教育活動に取り組んでいます。

また、小中学校では、「地域とともにある学校」を目指し、地域への積極的な情報発信に努めるとともに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）^{*} の活動を推進しています。

(7) 地域コミュニティ・暮らし

平成 30 年（2018 年）9 月に発生した北海道胆振東部地震では、千歳市において震度 5 強を観測し、全道的なブラックアウト（大規模停電）を初めて経験したことから、市民の防災意識が高まっています。

さらに、高齢者や子どもたちの見守りなど、支え合うことのできる地域づくりのため、町内会を中心とした活動に取り組んでいます。

一方、毎年 6,000 人程度の人口の転出入がある千歳市では、人と人のつながりが希薄化しやすいため、町内会を中心に若い世代と連携した持続可能な地域コミュニティの形成を進めています。



千歳市町内会連合会防災訓練の様子
※出典：千歳市町内会連合会

^{*}コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。

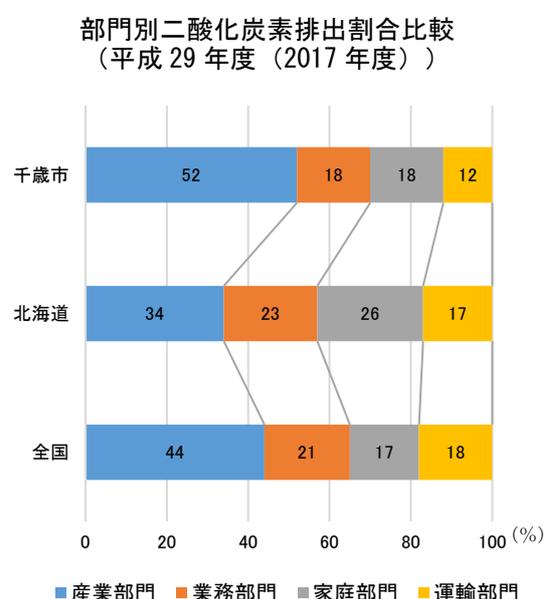
3-2 千歳市の環境の現状と市民意識

(1) 地球温暖化防止

①千歳市の地球温暖化に関する現状

【二酸化炭素排出量】

千歳市の平成 29 年度（2017 年度）の二酸化炭素排出量は、約 146 万トンとなっており、パリ協定において日本が比較の基準とする平成 25 年度（2013 年度）の値である 135 万トンより 8.1%上回っています。また、部門別の二酸化炭素排出割合では、国や北海道と比較して、産業部門の割合が高くなっています。これは、千歳市の特徴である、企業立地数が多いことが要因となっています。



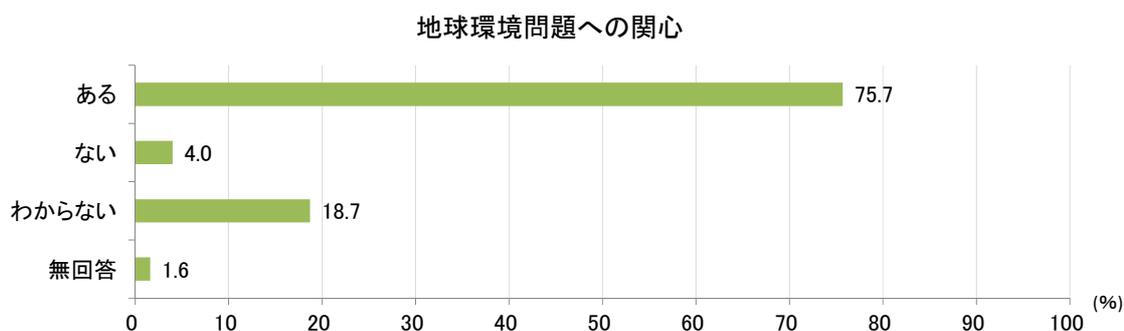
※出典：環境省（部門別 CO₂ 排出量の現況推計）
公表結果の遡及修正（令和 2 年（2020 年）3 月）
公開データを基に作成

産業部門：第一次産業及び第二次産業に属する法人ないし個人の産業活動により、工場・事業所で消費されたエネルギー
業務部門：家計が住宅内で消費したエネルギー消費と第三次産業(水道・廃棄物・通信・商業・金融・不動産・サービス業・公務など)に属する企業・個人が、事業所の内部で消費したエネルギー
家庭部門：家計が住宅内で消費したエネルギー
運輸部門：企業・家計が住宅・工場・事業所の外部で人・物の輸送・運搬に消費したエネルギー

【地球温暖化に関する市民意識】（アンケート調査）

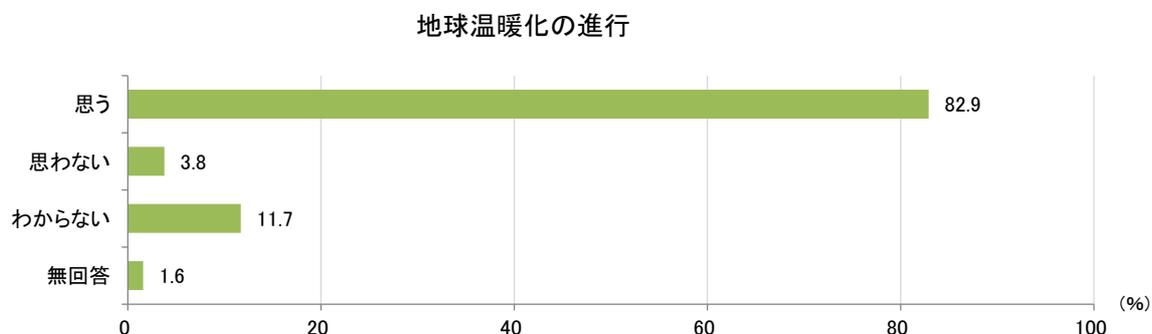
○地球環境問題への関心

地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題に対する関心の有無について、地球環境問題への関心が「ある」との回答は、75.7%（前回調査 75.0%）で前回調査より 0.7 ポイント増加し、「ない」との回答は 4.0%（前回調査 4.7%）で 0.7 ポイント減少しています。



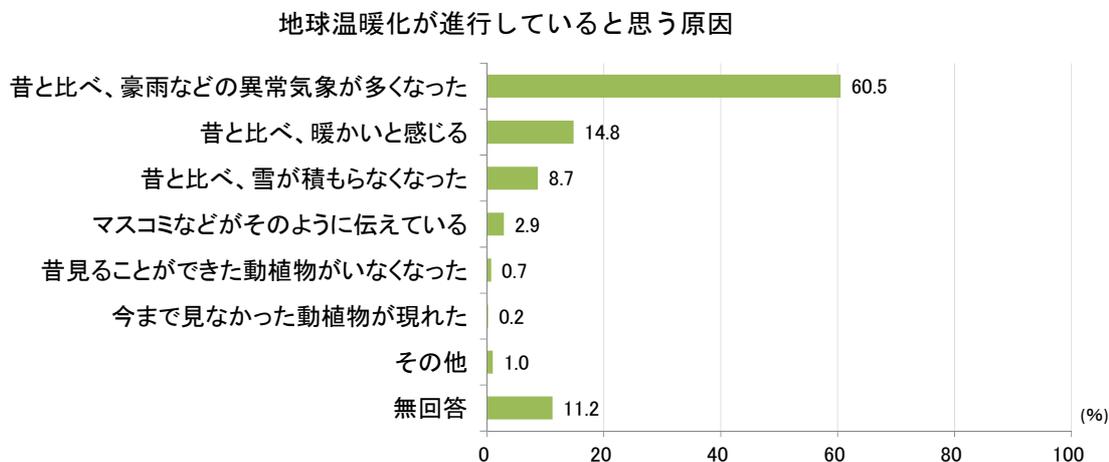
○地球温暖化に対する認識

地球温暖化の進行に対する認識では、進行していると「思う」との回答が 82.9%（前回調査 86.4%）であり、前回調査と同様に高い割合となっています。また、「思わない」との回答が 3.8%（前回調査 3.0%）となっています。



○地球温暖化の原因に対する認識

前の設問に対して、地球温暖化が進行していると思う原因としては、「昔と比べ、豪雨などの異常気象が多くなった」が60.5%で、次に「昔と比べ、暖かいと感じる」が14.8%となっています。



②現状の主な取組

- ・ 地球規模の課題である低炭素社会の実現に向けて「Fun to share」^{*1}や「COOL CHOICE」^{*2}等の普及啓発に取り組んでいます。
- ・ 「千歳市役所環境マネジメントシステム（通称：エコアクション）」^{*3}により、千歳市が管理する施設等におけるエネルギー使用量削減の取組を進めています。
- ・ 「市民・事業者・市（行政）」が一体となった温室効果ガス削減の取組を進め、低炭素型の都市や暮らしの確立を目指しています。

^{*1}Fun to share：地球温暖化対策の最新の知恵をみんなで楽しくシェアしながら低炭素社会をつかっていくために、環境省が掲げている合言葉のこと。

^{*2}COOL CHOICE：環境省が令和12年度（2030年度）に温室効果ガスの排出量を平成25年度（2013年度）比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会型の製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていく取組のこと。

^{*3}エコアクション：千歳市の環境に関する諸施策を推進するため、「計画（Plan）」「実施（Do）」「点検（Check）」及び「見直し（Action）」のステップを繰り返し実施し成果を高める仕組みのこと。

(2) 環境保全

①千歳市の環境保全に関する現状

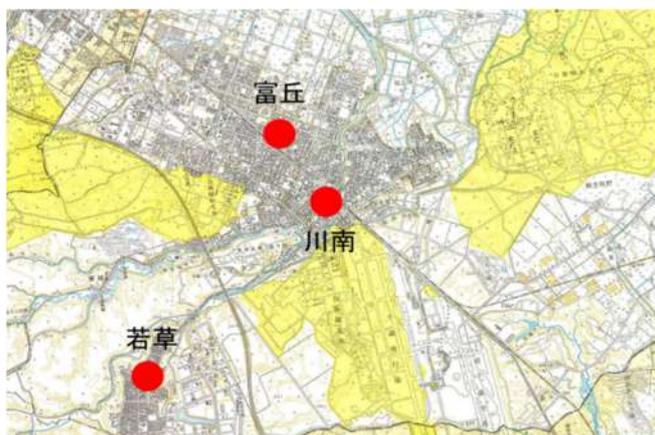
【大気環境】

千歳市の大気環境は、豊かな森林や農地がある一方で、工業団地や幹線道路、空港や防衛施設などが所在することから、継続的な監視と公害の未然防止が必要となっています。

千歳市では、大気の状態を監視するため、2か所の一般環境大気測定局と1か所の自動車排出ガス測定局を設置しています。大気環境は令和元年度の測定結果において、二酸化硫黄^{※1}、二酸化窒素（窒素酸化物^{※2}）、浮遊粒子状物質^{※3}ともに全測定局で環境基準を達成しています。

また、平成24年度（2012年度）からは「PM2.5^{※4}」の測定を行っており、令和元年度（2019年度）において、環境基準を達成しています。

大気汚染測定局の位置



令和元年度（2019年度）大気汚染測定結果（年間月平均値）

区 分	一般環境大気測定局		自動車排出ガス測定局
	富丘測定局	若草測定局	川南測定局
二酸化硫黄 (ppm)	0.003	0.003	—
二酸化窒素 (ppm)	0.009	0.005	0.013
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.009	0.009	0.010

令和元年度（2019年度）PM2.5測定結果（年間月平均値）

区 分	川南測定局
PM2.5 (μg/m ³)	11.1

※1 二酸化硫黄：石油や石炭など硫黄分が含まれる化学燃料を燃焼させることにより発生する気体のこと。高濃度の汚染により呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こすおそれがある。また、酸性雨の原因物質となっている。

※2 窒素酸化物：一酸化窒素と二酸化窒素などの総称のことで、工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれる。また、酸性雨などの原因物質となっている。

※3 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊している粒子状物質で、粒径10μm（100分の1mm）以下のものをいい、発生源は工場のばい煙、自動車の排気ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。粒径により呼吸器系の各部位へ定着し、高濃度では人の健康に影響を及ぼすおそれがある。

※4 PM2.5：詳細は62ページのコラムを参照。

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。（昭和48年環境庁告示第35号）
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。（昭和53年環境庁告示第38号）
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.2mg/m ³ 以下であること。（昭和48年環境庁告示第39号）
PM2.5	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。（平成21年環境庁告示第33号）

【水質環境】

千歳市の水環境は良好な水質に恵まれています。

この水環境を保全するため、千歳川や美々川の河川、支笏湖、地下水の特定の地点で水質調査を実施しています。

支笏湖は、環境省の湖沼水質測定結果においてCOD^{*1}が低いことから水質が良いと評価されています。それに加え、千歳川は令和元年度（2019年度）の水質測定で、BOD^{*2}の値が水1Lにつき1mg以下で水道としても簡易な浄水操作で飲用できる水質となっています。

千歳市の水道水は、環境省の「名水百選^{*3}」に選定された「ナイベツ川湧水」を主水源とする蘭越浄水場から給水しています。また、漁川ダムや千歳川上流の水源も確保し、上水道普及率は99.9%となっています。下水道については、市街地部分を中心とした公共下水道と下水道処理区域外の個別排水処理施設整備事業（合併処理浄化槽）により水洗化を進めています。令和元年度（2019年度）末の汚水衛生処理率^{*4}は99.4%と高い水準となっています。

CODが低い湖沼（全国順位）（単位：mg/L）

順位	類型指定水域	都道府県	年間平均値
1	田沢湖	秋田県	0.5
2	支笏湖	北海道	0.6
〃	夏瀬ダム	秋田県	0.6
〃	鎧畑ダム	秋田県	0.6
5	倶多楽湖	北海道	0.9

出典：平成30年度環境省公共用水域水質測定結果参考資料

*¹COD：水中に含まれる有機物などの物質を、分解する時に必要な酸素の量を酸化剤の消費量で換算して示す指標のこと。この値が小さいほど水中の有機物が少なく、水質が良いと評価される。

*²BOD：水中にすむ微生物が、エネルギー源として汚れを食べるときに必要な酸素の量を示したもの。この量が少ないほど、水質が良い。

*³名水百選：環境省が選定した全国各地の「名水」とされる100か所の湧水・河川（用水）・地下水のこと。

*⁴汚水衛生処理率（%）：単独浄化槽を除く現在水洗便所設置済人口／行政区内人口

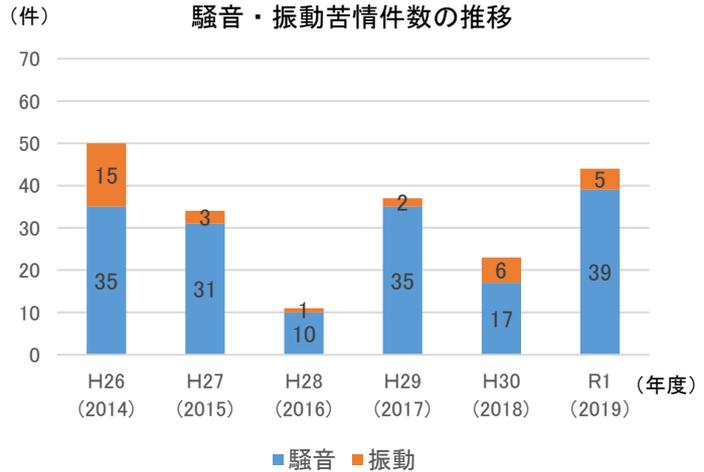
【騒音・振動】

千歳市では、空港や防衛施設での離着陸や航行に伴う航空機騒音や国道沿いの自動車騒音があります。良好な生活環境を保全するため、これらに対する測定を常時または定期的に実施しています。

航空機騒音は8か所の測定局で実施しており、年度平均の数値が環境基準を超えている

測定局が数か所あります。令和元年度(2019年度)自動車騒音の調査における環境基準達成率は、道道千歳インター線で96.9%、市道東大通で99.9%、道道泉沢新千歳空港線及び市道真町泉沢大通で100%となっています。

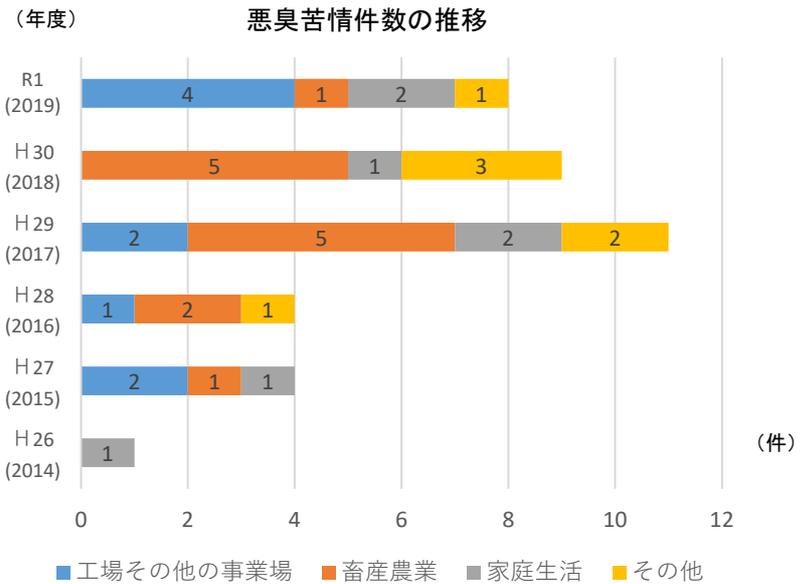
また、令和元年度(2019年度)の騒音による苦情は39件で、振動については5件となっています。



【悪臭・地盤沈下】

千歳市の悪臭苦情件数は令和元年度(2019年度)には8件で、半数が工場その他の事業所に関する苦情となっています。

なお、千歳市における地盤沈下の被害は現在のところ報告されていません。



【土壌汚染】

土壌汚染対策法等に基づく知事の指定*を受けた土地は現在のところありません。

*土壌汚染対策法等に基づく知事の指定：北海道知事が土壌汚染により健康被害のおそれがあると認める土地に対して状況調査の実施命令を発出し、その調査において土壌汚染が判明した場合、健康被害のおそれの有無に応じて、要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定をすること。

【有害化学物質】

農薬散布やごみの野焼などで発生するダイオキシン類^{※1}や内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）^{※2}は、人への健康被害や野生動植物への影響が懸念されています。

千歳市では、ダイオキシン類の汚染状況について、大気と河川の水質で毎年調査を行っており、環境基準を満たしています。

令和元年度（2019年度）ダイオキシン類分析測定結果

種別及び測定箇所	単位	測定結果	基準値
大気（東雲町3丁目）	pg - TEQ/m ³	0.0082	0.6以下
河川水質（釜加）	pg - TEQ/L	0.062	1以下

【公園・緑地】

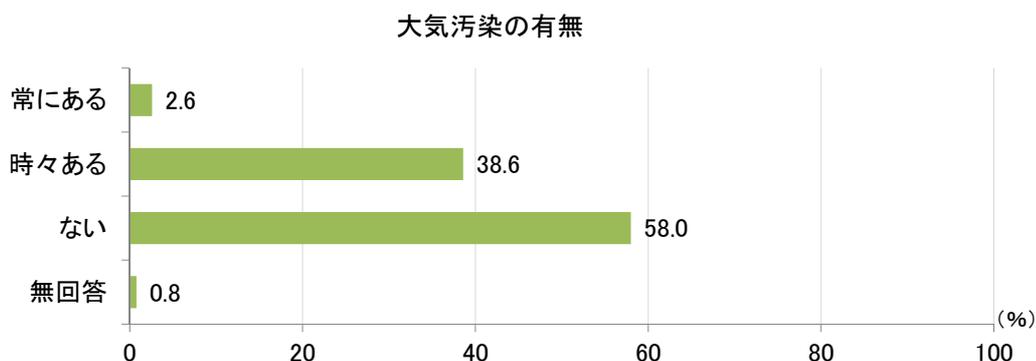
千歳市では、支笏湖周辺の森林に限らず、市街地においても、青葉公園（総合公園）や青空公園（運動公園）などの都市公園、ママチ川や長都川などの都市緑地があります。

平成31年（2019年）4月1日現在では、209か所421.58haあり、市民一人当たりの公園面積は、43.91m²で、国や北海道の平均を上回っています。

【環境保全に関する市民意識】（アンケート調査結果）

○大気汚染に関する市民意識

大気汚染（空気の汚れ）の有無について、「常にある」と「時々ある」を合わせた回答は41.2%（前回調査17.1%）となっています。

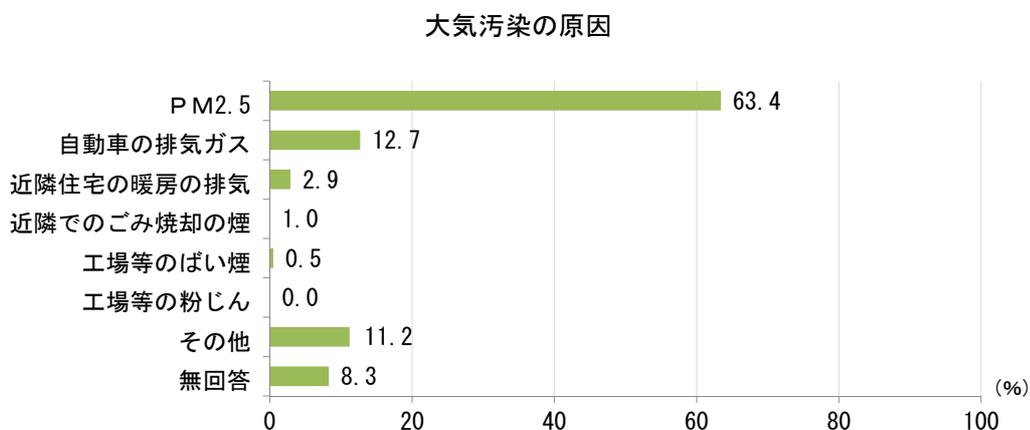


※1 **ダイオキシン類**：有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）のことで、生物に対して非常に強い毒性をもつ。ダイオキシン類対策特別措置法では、PCDDによく似た性質をもつ、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をあわせたものをダイオキシン類として規制している。

※2 **内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）**：人や動物の体内に取り込まれた場合、内分泌作用をかく乱する可能性が指摘される化学物質を指す。現時点では、環境汚染や人体への健康影響などについて科学的に未解明な点が多く残されていることから国では研究を進めている。

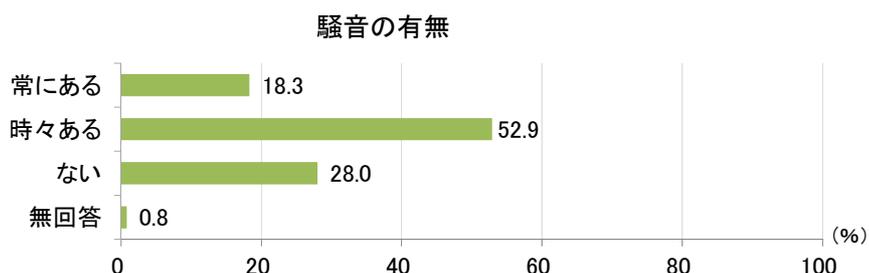
○大気汚染の原因

前の設問での大気汚染の原因について、「PM2.5」が63.4%で最も高くなっています。次に「自動車の排気ガス」が12.7%となっています。



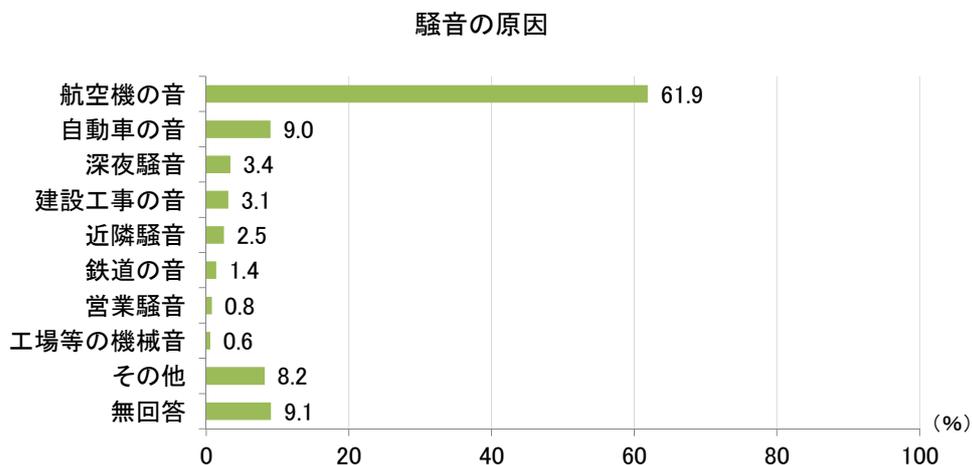
○騒音に関する市民意識

騒音（うるさい音）の有無について、「常にある」と「時々ある」を合わせた回答は71.2%となり、前回調査結果78.8%から7.6ポイント減少しています。



○騒音の原因

前の設問での騒音の原因について、「航空機の音」が61.9%で最も高くなっており、前回調査59.0%から2.9ポイント増加しています。また、「近隣騒音」が2.5%（前回調査9.4%）、「深夜騒音」が3.4%（前回調査9.2%）とそれぞれ減少しています。「その他」の回答として、主に大砲の音や戦車の騒音などがあります。

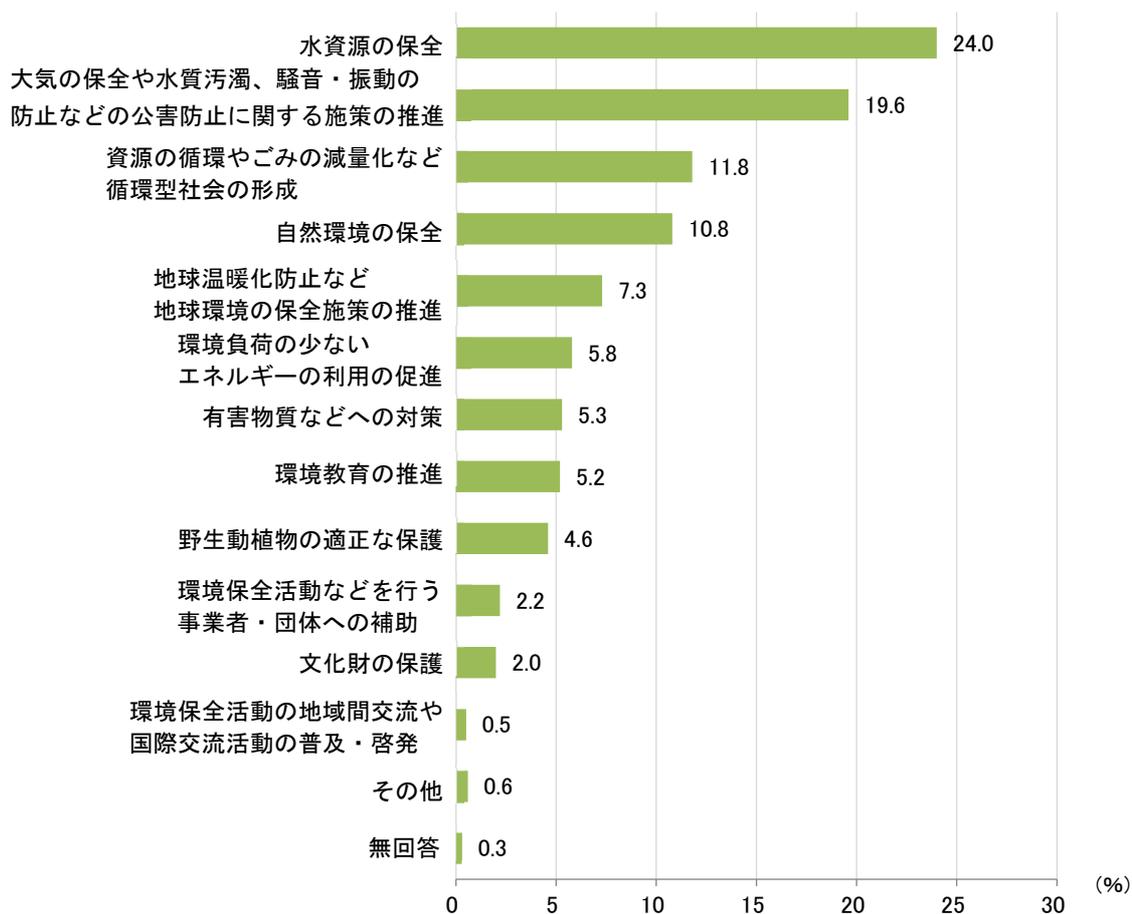


○取り組むべき環境保全施策

重点的に取り組むべき環境保全施策を3つ以内で選択する質問に対して、回答割合が高いものは、「水資源の保全」が24.0%、「大気の大気や水質汚濁、騒音、振動の防止などの公害防止に関する施策の推進」が19.6%となっています。

また、「その他」の回答として、不法投棄対策などがありました。

重点的に取り組むべき環境保全施策



②現状の主な取組

- ・ 大気汚染や水質汚濁などの公害から市民の健康を守るため、監視の継続、指導を行っており、良好な生活環境は守られています。
- ・ 航空機騒音については、防音工事のほか、細やかな情報発信などを通じて市民の理解を求めています。

(3) 自然共生

①千歳市の自然共生に関する現状

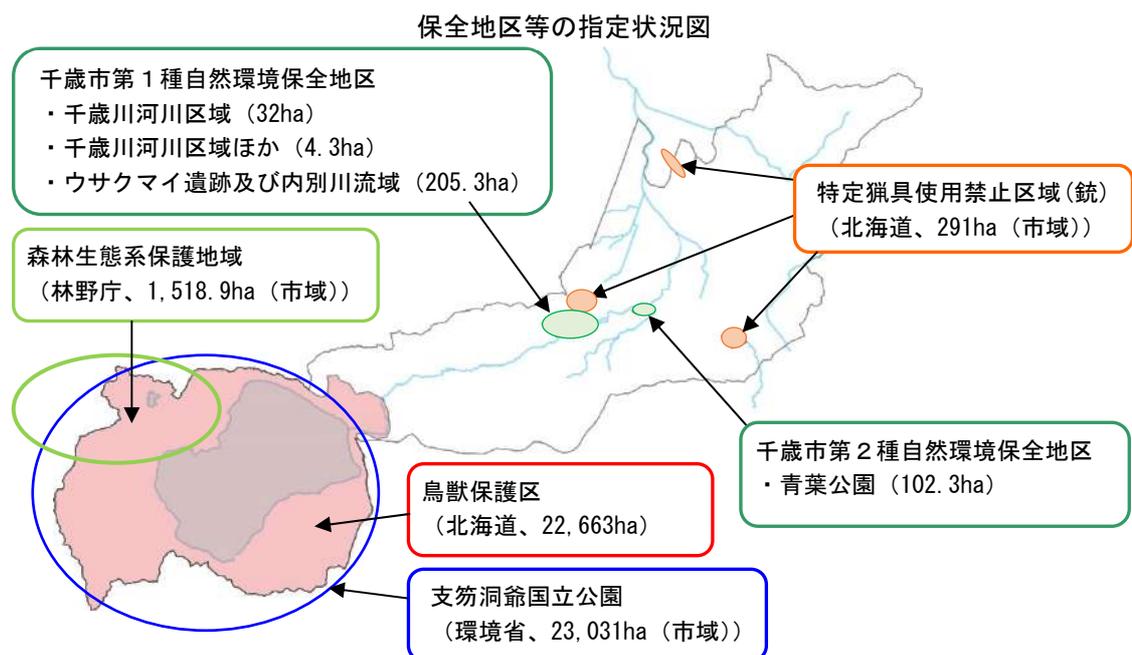
【千歳市の自然資源】

千歳市には、全国でも有数の水質を誇る「支笏湖」や、清流「千歳川」、原生的な自然を残した国有林などがあり、北海道の雄大な自然を身近に感じることができ、特に支笏湖周辺は樽前山や恵庭岳などの山々が連なり、自然の宝庫となっています。また、市街地では千歳川をはじめママチ川、勇舞川などの水辺空間や豊かな森林を有する青葉公園などが、自然と身近にふれあうことができる市民の憩いの場となっており、多種多様な動植物が生息しています。

【自然環境の保全地区等の指定状況】

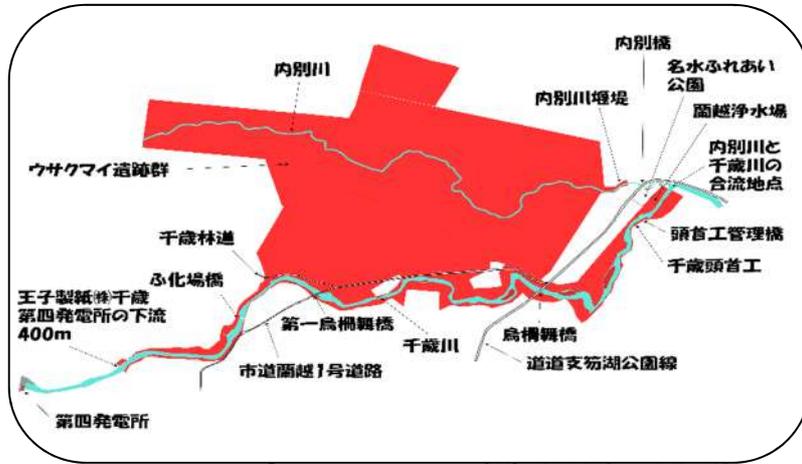
市域の54%が森林地域であり、そのほとんどが原生的な自然を残した国有林などであることから、自然環境を守るため、国や北海道において多くの保全地区が指定されています。支笏湖周辺は、自然公園法に基づく「支笏洞爺国立公園」に指定され、動植物の採取や車両・動力船の乗り入れが規制されています。そのほかの保全地区として、原生的な天然林を保存することにより、自然環境維持や野生動植物保護を目的とする「森林生態系保護地域」が支笏湖、オコタンペ湖周辺に設定されているほか、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域（銃）が指定されています。

さらに、千歳市自然環境保全条例第10条に基づき、貴重な生態系を維持するうえで重要な役割を果たす自然地域や、生物の多様性に富んでいる地域を保全するため、「自然環境保全地区」を指定しています。

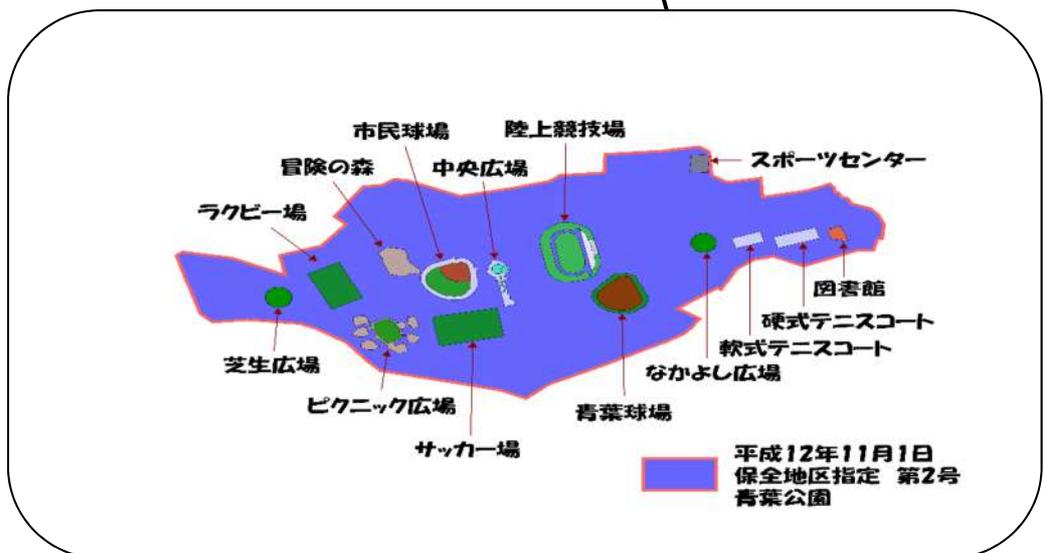


千歳市自然環境保全地区指定状況図

第1種自然環境保全地区（厳格に保護・保存する地区）
 （千歳川河川区域・千歳川河川区域ほか・ウサクマイ遺跡群及び内別川流域）



第2種自然環境保全地区
 （市民が適正に利用・活用しながら保全する地区）
 （青葉公園）



【千歳市内で確認されている希少な野生動植物】

千歳市内では、国や北海道が、絶滅のおそれのある種をまとめた「レッドデータブック」等の基準により、希少種とされている野生動植物が下表のとおり確認されています。

区 分	種 名
植 物	サルメンエビネ、タヌキモ、チトセバイカモ、テイネニガクサ、マルミノウルシほか
ほ乳類	エゾヒグマ、エゾクロテンほか
鳥 類	オオタカ、オオワシ、オジロワシ、クマガラ、ハイタカ、ハヤブサ、ヤマセミほか
魚 類	ヒメマス、エゾトミヨ、エゾホトケドジョウ、スナヤツメほか
昆虫類	ギンイチモンジセセリ、ケマダラカミキリ、ゴマシジミ、ヒョウモンチョウほか
両生類	エゾサンショウウオ

備考：希少種の選定基準は次のものによる

1. 文化財保護法
2. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
3. 第1回自然環境保全調査報告書（緑の国勢調査）
4. 第2回自然環境保全調査報告書
5. 我が国における保護上重要な植物種の現状
6. 日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック環境省編）
7. 北海道の希少野生生物（北海道レッドデータブック）

【千歳市内で確認されている特定外来生物※】

国では、平成17年度（2005年度）に、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を施行し、特定外来生物による生態系への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的に、指定を受けた特定外来生物を全ての地域から排除又は防除する取組を推進しています。

千歳市内では、特定外来生物の指定を受けた動植物として、アライグマ、ミンク、ウチダザリガニ、セイヨウオオマルハナバチ、オオハンゴンソウなどが確認されています。

※特定外来生物：外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される生物のこと。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

【自然とのふれあい】

千歳市には、様々な自然とふれあえる場があります。支笏湖周辺や青葉公園では登山や探鳥会などを定期的で開催し、夏はママチ川生き物観察と川遊び、冬には七条大滝の自然観察会などの四季に合わせた行事を実施しています。

また、平成17年度（2005年度）には、市内の直売所や体験型農園などを経営する農業者が中心となって、千歳市グリーン・ツーリズム連絡協議会を組織し、グリーン・ツーリズム*の普及啓発と食農教育の浸透を図るため、各種イベントを行っているほか、観光客誘致促進のための宣伝活動や研修会などを実施しています。



春のバードウォッチングの様子



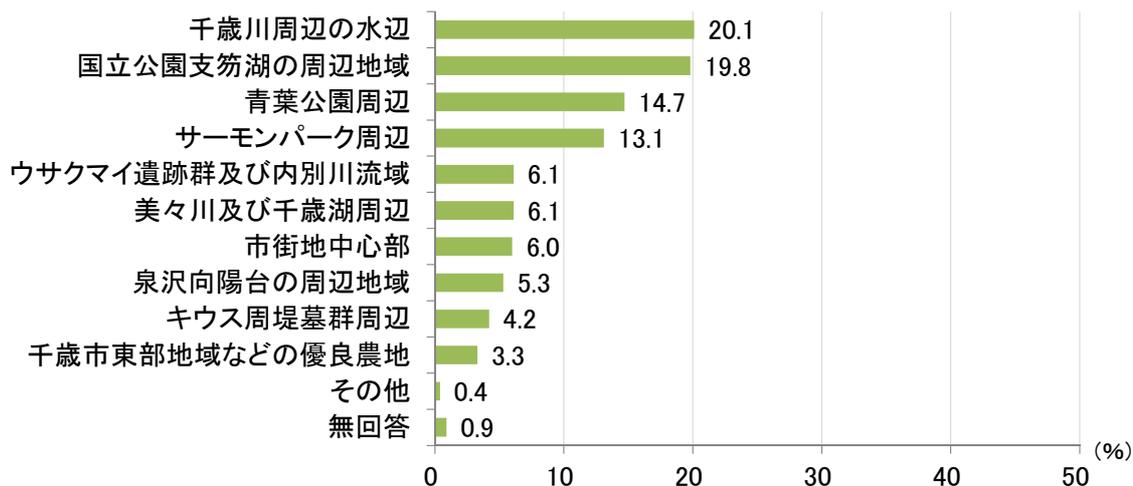
出典：千歳市グリーン・ツーリズム連絡協議会

【自然共生に関する市民意識】（アンケート調査結果）

○自然環境を特に守っていききたいと思う地域

自然環境を特に守っていききたい地域は、回答割合が高いものから「千歳川周辺の水辺」20.1%、「国立公園支笏湖の周辺地域」19.8%、「青葉公園周辺」14.7%、「サーモンパーク周辺」13.1%の順となっており、これら4つの地域で7割近くを占めています。また、「その他」として、空港周辺等の回答がありました。

自然環境を特に守っていききたいと思う地域



*グリーン・ツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のことで、滞在の期間は、日帰りの場合から、長期的又は定期的・反復的な（宿泊・滞在を伴う）場合まで様々である。農林水産省では、都市と農山漁村を行き交う新たなライフスタイルを広め、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人、物、情報」の行き来を活発にする、農泊を中心とした都市と農山漁村の共生・対流の取組を推進している。

②現状の主な取組

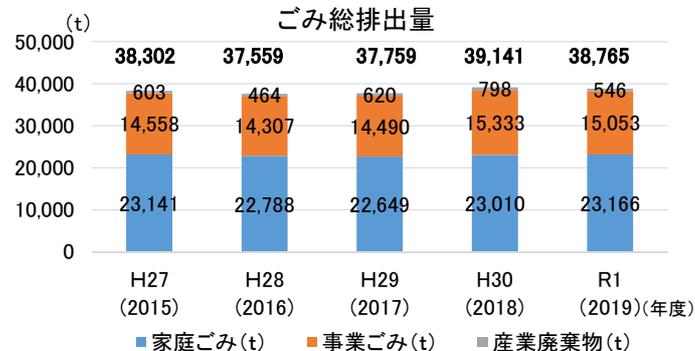
- ・ 自然環境の保全と利用に関する施策を総合的、計画的に行うとともに、市内にどのような動物・昆虫・植物などが生息、生育しているかを把握する際の基礎資料とするため、平成4年度（1992年度）から平成8年度（1996年度）に千歳市自然環境基礎調査を実施しました。その後19年が経過し、生息する動植物も変化してきたことから、平成27年度（2015年度）から追跡調査を行っています。
- ・ 自然環境監視員などによる自然環境の保全や保全地区の監視を継続して実施しています。令和元年度（2019年度）は、自然環境保全地区、千歳湖、市内湧水池、支笏湖、オコタンペ湖、樽前山、美笛などで、計68地点、監視日数95日間実施しました。
- ・ 北海道が委嘱している鳥獣保護員の協力のもと、市民の通報や持ち込まれた傷病野生動物の保護・収容を行い、治療等の必要に応じた処置を講じています。

(4) 資源循環

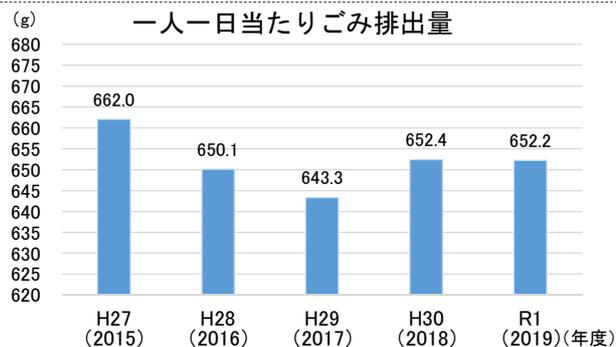
①千歳市の資源循環に関する現状

【千歳市内のごみ総排出量及び一人一日当たり排出量】

千歳市内のごみの総排出量は、合計 37,000～39,000 トン台でここ数年推移しており、令和元年度(2019年度)の実績内訳は、家庭ごみが59.8%、事業ごみが38.8%、産業廃棄物が1.4%となっています。また、一人一日当たり排出量は、650グラム前後で推移しています。



※家庭ごみについては、千歳市環境センターに搬入されたものに、集団資源回収物等の実績を加えたもの
 ※事業ごみ、産業廃棄物については、千歳市環境センターに搬入されたもののみ
 ※平成27年度から民間事業者による資源回収物を追加
 ※端数処理の都合上、合計が一致しない場合があります。



【ごみの収集・処理体制】

千歳市では、家庭から発生するごみを8種類に分けています。

「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「プラスチック製容器包装」、「有害ごみ」、「4種資源物」については、ごみステーション等による拠点収集とし、「大型ごみ」は、戸別収集しています。

「使用済み小型家電」については、コミュニティセンター等の拠点から回収し、「集団資源回収物」は、町内会ごとに定める方法で回収し、リサイクルされています。

また、事業所などから出る事業系ごみについては、事業者が自らの責任において一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼するなどの方法により、適正に処理することとなっています。

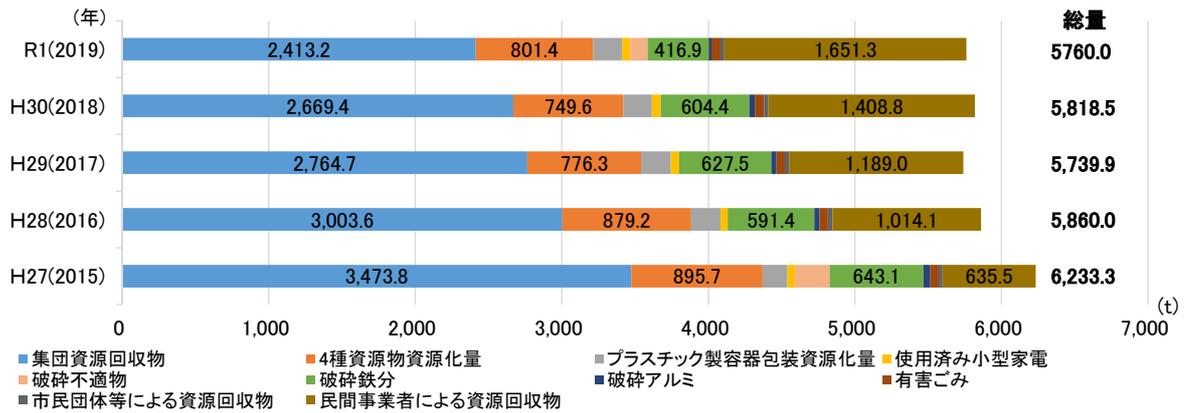
環境センターに搬入された燃やせるごみは、焼却処理場で焼却し、燃やせないごみ・大型ごみなどは、破碎処理場で破碎処理を行ったうえで、アルミ類や鉄類等を選別・回収し、リサイクルしています。

また、4種資源物は、リサイクルセンターで、プラスチック製容器包装は、破碎処理場でそれぞれ選別・圧縮梱包し、リサイクルしています。

【千歳市内のリサイクル状況】

4種資源物（ペットボトル・発泡スチロール、びん、缶など）、プラスチック製容器包装、使用済み小型家電、破碎不適物、破碎鉄、破碎アルミ、有害ごみ等の回収、集団資源回収（古紙類、びん類、金属類などの回収）、市民団体等や民間事業者の資源回収（古衣料、割りばし、ペットボトルキャップ、家庭用廃食用油等）による、市内のリサイクル量は、年間 6,000 トン前後で、一般廃棄物総排出量に対するリサイクル率は、15～16%台で推移しています。

リサイクル量の推移

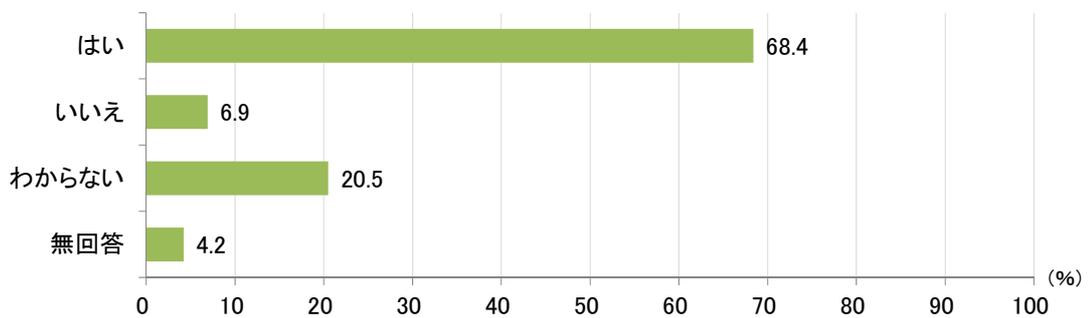


【資源循環に関する市民意識】（アンケート調査結果）

○ごみの発生抑制・物品の再利用・再資源化（3Rの推進）の取組状況

ごみを出さない（Reduce リデュース）、くり返して使う（Reuse リユース）、再資源化（Recycle リサイクル）の3Rの取組に対して、68.4%が「はい」と回答しています。

3Rの取組



②現状の主な取組

- ・ 循環型社会の形成に向けて様々な事業者による取組が行われています。
- ・ 町内会等の団体及び「公益財団法人ちとせ環境と緑の財団」による集団資源回収や各コミュニティセンターでの使用済み小型家電の回収などを行っているほか、3R（スリーアール：Reduce 発生抑制、Reuse 再使用、Recycle 再生利用）に積極的に取り組む小売店を「千歳市エコ商店」として認証する取組などを通じて、市全体の循環型社会への意識を高めています。
- ・ 企業立地や人口増加が続き、まちの発展が予測される中で、ごみの適正な分別などに継続して取り組んでいます。



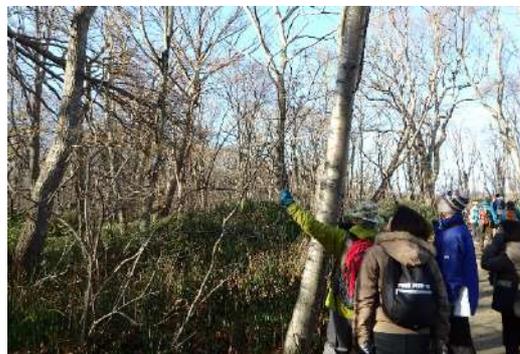
町内会等による集団資源回収の様子

(5) 環境教育・パートナーシップ

①千歳市の環境教育・パートナーシップに関する現状

【環境教育や啓発事業】

千歳市では、環境保全意識の向上のため、様々な学習機会の提供や啓発事業により市民参加の場を設けています。



自然環境教室 令和元年度 秋の野鳥観察会

<自然環境教室の実施>

青葉公園において自然に対する知識やマナーを学ぶことを目的とした行事を実施しています。

令和元年度（2019年度）開催の自然環境教室

行事名	実施日	会場	備考
春の野鳥観察会	令和元年5月18日	青葉公園	19種類の野鳥を確認
秋の野鳥観察会	令和元年11月10日	青葉公園	13種類の野鳥を確認

<自然に親しむ行事の実施>

千歳市、環境省及び自然環境団体が連携し、自然公園の適正利用の普及や自然を大切にすることを育むことを目的に、行事を実施しています。

令和元年度（2019年度）開催の自然観察会

行事名	実施日	会場	備考
支笏洞爺国立公園 指定70周年 紋別岳自然観察会	令和元年10月12日	紋別岳	紋別岳登山
冬の七条大滝自然 観察会	令和2年2月2日	七条大滝	七条大滝を見学

<千歳学出前講座※>

市内小学校・中学校において、環境や自然に関する「千歳学出前講座」を実施しており、地球温暖化問題やごみ、公害等の講義を行っています。

<環境センターの施設見学>

循環型社会の形成に向けた教育の推進を目的に、学校を対象とした環境センターの施設見学のほか、各種団体を対象とした施設見学を積極的に受け入れており、ごみ処理に関する理解を深めてもらうことに努めています。

【環境保全に関する活動団体等との連携】

公益社団法人ガールスカウト日本連盟北海道第31団等の環境保全に関する活動を展開する団体と連携し、保全活動に取り組んでおり、活動の場を提供するなどの支援を行っています。

千歳市内の環境保全に関する活動団体

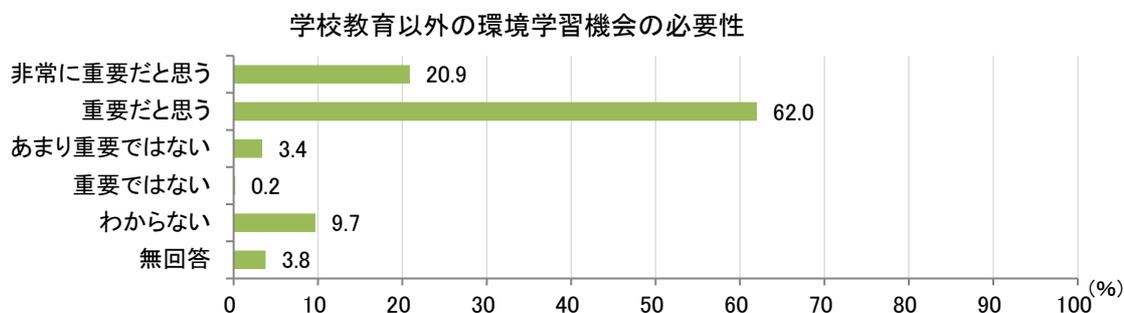
- ・公益社団法人ガールスカウト日本連盟北海道第31団
- ・しこつ湖自然体験クラブ トウレップ
- ・社団法人千歳青年会議所
- ・千歳セントラルロータリークラブ
- ・千歳市民の飲み水を守る会
- ・NPO 法人 千歳ひと・魅力まちづくりネットワーク
- ・千歳の自然保護協会
- ・ふる里の自然を考える会
- ・千歳どんぐりを育てる会
- ・特定非営利活動法人アグリコミュニティ千歳
- ・公益財団法人ちとせ環境と緑の財団

※出典：千歳市ホームページに掲載している団体

【環境教育・パートナーシップに関する市民意識】（アンケート調査）

○学校教育以外の環境学習に対する認識

学校以外の環境学習の必要性について、「非常に重要だと思う」が20.9%（前回調査19.4%）、「重要だと思う」が62.0%（前回調査61.4%）となっており、これらを合わせた回答が82.9%（前回調査80.8%）となっており、前回調査と同様に高い割合となっています。



※千歳学出前講座：市民と市民、市民と学校や企業、市民と市職員が顔を合わせて、互いに学び合うものであり、情報共有や人のネットワークづくりを図り、市民と行政が協働で生涯学習のまちづくりを進めることを目的として実施している講座のこと。

②現状の主な取組

- ・ 市民の環境に関する意識を高めるため「環境月間」や「千歳学出前講座」などの学習機会の提供や環境イベントの開催に取り組んでいます。
- ・ 市内の小学4年生を対象として「こども環境白書」を配布し、環境について理解してもらうように努めています。
- ・ 「子ども環境教室」の開催や「環境活動スクール制度（通称：エコ活）」^{*}を継続し、気軽に子どもたちが環境について学ぶことのできる機会を提供しています。
- ・ 市民や事業者の環境配慮意識の醸成のため、市民団体等と連携して環境に対する取組や意識啓発を行っています。



※出典：子ども環境教室（地球温暖化ふせぎ隊）

^{*}環境活動スクール制度：詳細は 89 ページのコラムを参照。

第4章 望ましい環境像と基本目標

4-1 望ましい環境像

地球温暖化などの環境問題は、環境と社会経済活動が深く関連しているほか、私たちの暮らしや豊かな自然環境に影響を与えています。

また、アンケート調査では、今後重点的に取り組む市の環境保全施策として、水資源や大気の保全及び騒音振動など、私たちの生活に身近な問題について関心が高いことがわかりました。さらに、市民会議からは、子どもから大人まで一人ひとりが環境を学び、できることから行動し、未来のみんなの笑顔につないでいくことが大切との提言がありました。

よりよい環境づくりを進めるためには、市民、事業者、市（行政）が、それぞれの立場と役割を認識するとともに、連携して環境問題を解決し、環境と社会の良好な関係を構築して次世代に継承する必要があります。

平成13年（2001年）3月に策定した千歳市環境基本計画では、望ましい環境像を、“**限りなく伝えよう いい空 いい水 いい緑 そして共生をめざして**”と掲げました。

この環境像は、澄んだ空と空港のまち、豊かな自然を擁する千歳市の特性を端的に表現しており、地球規模に広がる環境問題、社会経済情勢の移り変わりに伴うライフスタイルなど様々な状況が変化しても、後世にわたって千歳市の環境の在り方を示す普遍性をもった言葉です。また、市民会議からは、この環境像の実現は途上であり、達成に向けて意識の醸成や行動について取組を継続する必要があると提言がありました。

このことから、第3次計画の望ましい環境像は、これまでの環境基本計画の内容を引き継ぐこととします。

そして、望ましい環境像の実現につなげるためには、行動の指針・方向性が必要です。第3次計画では、環境像の実現に向かうための行動の指針・方向性を“**環境をともに学び、未来に向かってできることから行動しよう みんなの笑顔のために**”と掲げ、これを「副題」として付記します。

副題には、市民一人ひとりが千歳市の豊かな自然環境の知識を深め、協力しあい、環境保全の行動を実践するための願いを込めています。

千歳市環境基本計画(第2次計画)の環境像

限りなく伝えよう いい空 いい水 いい緑 そして共生をめざして
～環境を一人ひとりが見て・感じて・考え、ともに行動するまち ちとせ～



第3次千歳市環境基本計画の環境像

**限りなく伝えよう いい空 いい水 いい緑
そして共生をめざして**

～環境をともに学び、
未来に向かってできることから行動しよう みんなの笑顔のために～

《限りなく伝えよう》

豊かな自然と、そこに生息する多様な動植物、農業地帯の田園風景、整然とした工業団地などを、良好な状態で次世代に伝え続けていくことを意味します。

また、環境を保全する社会システムや環境にやさしい心を伝え、豊かな自然環境が限りなく続くことを願います。

《いい空》

きれいな空気、静けさ、さわやかな風を意味する一方で、“北のそら”の拠点である空港のまちを連想させます。

《いい水》

支笏湖、千歳川など、きれいで豊かな水と、そこに生息する多様な動植物を意味します。

また、おいしい水（名水）も連想させます。

《いい緑》

森林や公園などの身近な緑と、そこに生息する動植物、広大な風景などを意味します。

《そして共生をめざして》

豊かな自然環境を後世に伝えていくことが大切であり、人と自然がふれあいながら環境への負荷をできるだけ低減することにより、安心して暮らせるまちをつくり、全ての動植物と共生できる地球環境にやさしい社会を目指します。

また、北国の四季を肌で感じながら、自然を慈しむやさしい心を育みます。

《環境をともに学び、未来に向かってできることから行動しよう みんなの笑顔のために》

千歳市の恵まれた環境を次世代に引き継ぐためには、世代や主体を問わず、市民一人ひとりの行動が重要です。

市民、事業者、市（行政）は、千歳市の環境について理解を深め、できることから行動する必要があることを理解し、互いに協力しあいながら持続可能な環境、経済発展、社会の調和につながる取組を広げ、将来にわたり、みんなが幸せを感じ笑顔でいられるような環境を守り育てていきます。

4-2 5つの取組分野の基本目標

これからの千歳市の環境政策において、望ましい環境像の実現に向けた取組を推進するため、社会動向や市民会議からの提言、各計画との整合を踏まえ、5つの取組分野ごとの環境づくりの基本目標を設定します。

市民会議からの提言

- 地球温暖化が、私たちの生活にも影響を及ぼす事態となっており、世界的規模で低炭素社会の実現に向けた取組が加速。千歳市でも、市民、事業者、市（行政）が一体となり取組を進めていくこと、市民一人ひとりの環境に対する関心や理解をさらに高めることが大切。
- 千歳市は、良好な水質や清涼な大気が確保されているとともに、北海道でも数少ない人口が増加しているまちであり、今後も、健康で暮らしやすい生活環境の保全が必要。また、暮らしに身近で取り組みやすいごみの減量や資源のリサイクルを、今後も充実させていくことが必要。
- 千歳市は、豊かな自然環境に恵まれたまちであり、日常生活のなかでも自然を身近に感じることができる。様々な動植物と人の暮らしが調和した環境の維持には、自然環境の保全と合わせて、自然と共生する考え方や取組が重要。



■5つの取組分野の基本目標



4-3 計画の体系



取組の項目	主な取組地域
<ul style="list-style-type: none"> 1) 温室効果ガスの排出削減 1) 省エネルギーの推進 2) 事業者の環境配慮行動の促進 3) 再生可能エネルギーの導入推進 1) 地産地消の促進 2) 日常生活における市民のエコ意識の醸成 3) 事業所のエコ意識の醸成 	<div style="text-align: center; background-color: #f9e79f; padding: 10px;"> 空港・市街地地域 </div>
<ul style="list-style-type: none"> 1) 大気環境の安全安心 2) 水質及び水系の保全 3) 健全な水循環の推進 4) 事業活動における水質汚濁の防止・抑制 5) ダイオキシン類対策 6) 悪臭対策 7) 土壌汚染対策 	<div style="text-align: center; background-color: #f9e79f; padding: 10px;"> 自然公園等の地域 空港・市街地地域 農業地域 </div>
<ul style="list-style-type: none"> 1) 騒音・振動対策 1) 公園・緑地等の充実・維持管理 2) コンパクトな都市の形成と公共交通ネットワークの充実 3) 地域の環境保持の推進 	<div style="text-align: center; background-color: #f9e79f; padding: 10px;"> 空港・市街地地域 </div>
<ul style="list-style-type: none"> 1) 自然環境の保全 2) 自然環境の活用・空間形成 3) 市民や事業者への取組支援 4) 他団体との連携 	<div style="text-align: center; background-color: #d9e1f2; padding: 10px;"> 自然公園等の地域 空港・市街地地域 </div>
<ul style="list-style-type: none"> 1) 森林・河川等の保全による生態系の管理 2) 農地整備や開発行為の際の生態系管理への配慮 3) 野生動物の保護・管理 4) 外来生物への対応 5) 市民や事業者への意識啓発 6) 他団体との連携 	<div style="text-align: center; background-color: #d9e1f2; padding: 10px;"> 自然公園等の地域 空港・市街地地域 農業地域 </div>
<ul style="list-style-type: none"> 1) 家庭ごみの減量化 2) 事業・産業廃棄物の減量化 3) ごみの適正排出・処理の推進 	<div style="text-align: center; background-color: #d9e1f2; padding: 10px;"> 空港・市街地地域 農業地域 </div>
<ul style="list-style-type: none"> 1) 市民によるリサイクルの促進 2) 事業所におけるリサイクルの促進 3) リサイクルに関する普及啓発 4) 多様な主体との連携によるリサイクルの推進 	<div style="text-align: center; background-color: #d9e1f2; padding: 10px;"> 空港・市街地地域 </div>
<ul style="list-style-type: none"> 1) 環境教育・人材育成 2) 環境に関する情報発信 1) 環境活動への活動支援・参加促進 2) SDGs の普及啓発 1) 主体間の連携促進 2) 情報発信 	<div style="text-align: center; background-color: #f9e79f; padding: 10px;"> 自然公園等の地域 空港・市街地地域 農業地域 </div>

4-4 取組地域

望ましい環境像の実現に向けて、5つの取組分野の基本目標に基づき、計画の対象地域としている「自然公園等の地域」、「空港・市街地地域」、「農業地域」ごとに取組を推進していきます。

自然公園等の地域

市域の西部は、国立公園に指定されている支笏湖地域と国有林野や千歳市自然環境保全地区（千歳川河川区域、ウサクマイ遺跡及び内別川流域や青葉公園）などです。

【取組を展開する主な分野】

- 環境保全
- 自然共生
- 環境教育・パートナーシップ

空港・市街地地域

市域の中央部は、市街地や工業団地、空港、防衛施設などがある都市機能の中心地です。

【取組を展開する主な分野】

- 地球温暖化防止
- 環境保全
- 自然共生
- 資源循環
- 環境教育・パートナーシップ

農業地域

市域の東部は丘陵地帯で、畑作を中心に畜産業が営まれています。

【取組を展開する主な分野】

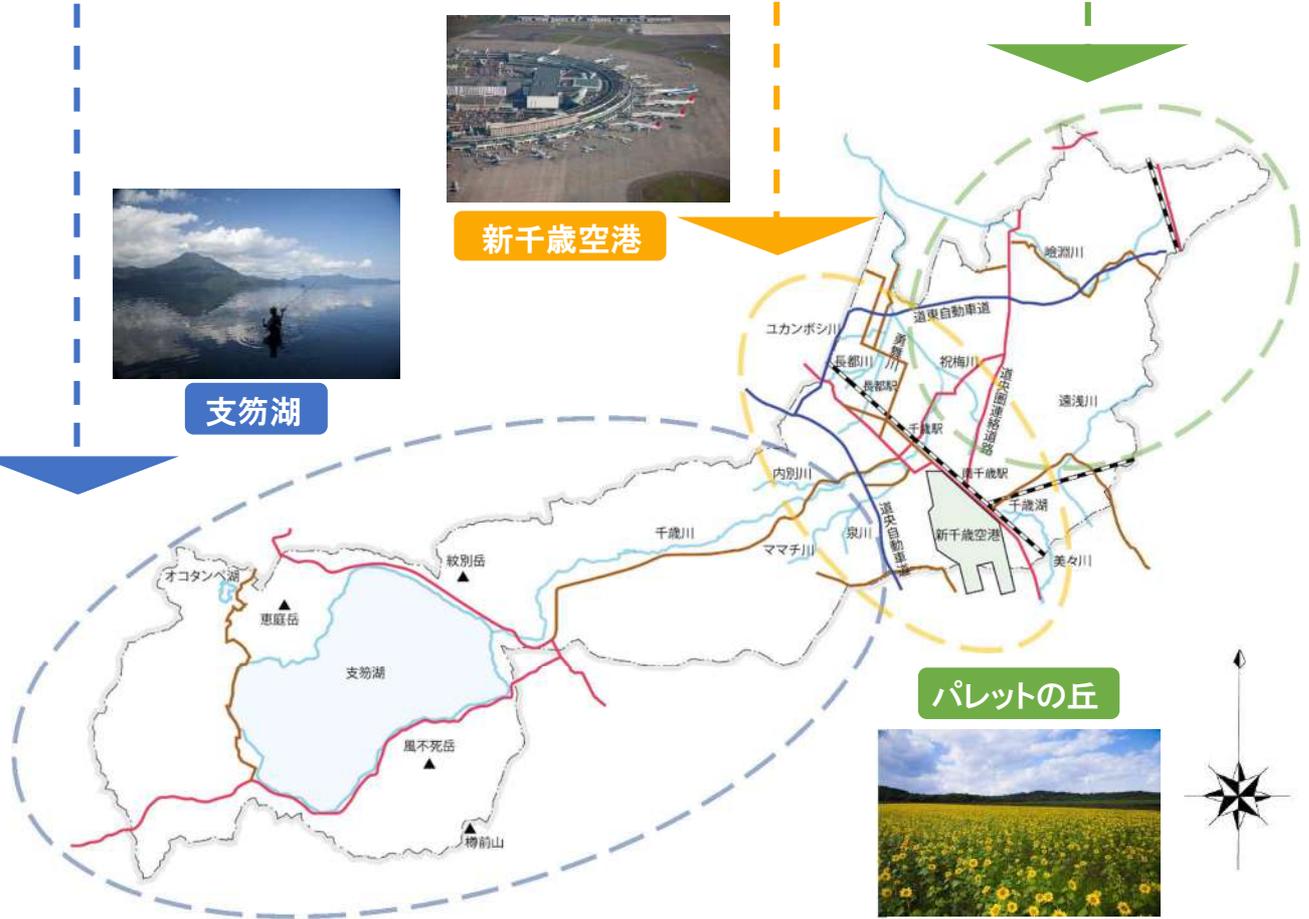
- 環境保全
- 自然共生
- 資源循環
- 環境教育・パートナーシップ



支笏湖



新千歳空港



パレットの丘



1. 地球温暖化防止

1-1 地球温暖化防止の推進

1-2 省エネルギーの推進

1-3 低炭素社会の確立

1. 地球温暖化防止

■ 基本的な考え方

世界的な課題となっている地球温暖化については、気候変動による台風や大雨などの異常気象の増加、海面上昇や生態系の変化など、私たちの生活に影響を及ぼす事態が増えています。

地球環境に対する市民意識は、アンケート調査結果において、「地球環境問題に関心がある」との回答は75.7%であり多くの市民が意識しています。また、「地球温暖化が進行していると思う」との回答は82.9%と高く、その理由として、「大雨などの異常気象が多くなった」との回答が60.5%であり、気候変動を感じている市民が多い結果となっています。

世界規模で低炭素社会に向けた動きが加速する中、千歳市においても引き続き喫緊の課題である地球温暖化対策の意識を醸成するとともに、SDGs等の世界的な流れを受け、市民、事業者、市（行政）が一体となり低炭素社会の実現に向けた取組を行う必要があるため、環境配慮行動の実践など、市民一人ひとりの生活において低炭素社会の実現に向けた取組を推進します。

■ 基本目標 ～2030年の目指す姿～

**低炭素型の都市や暮らしが確立し、
効率的なエネルギーの活用により、経済や社会が調和しているまち**
～地球温暖化防止の推進／省エネルギーの推進／低炭素社会の確立～

人口や立地企業が増加する中、経済発展と地球温暖化対策の両立を進めるため、市民一人ひとりが暮らしの中で低炭素につながる行動の選択や、事業者及び市ができることから取り組み、「低炭素型の都市や暮らしが確立し、効率的なエネルギーの活用により、経済や社会が調和しているまち」を目指します。

目指す姿の実現に向けて、「**地球温暖化防止の推進**」「**省エネルギーの推進**」「**低炭素社会の確立**」に取り組めます。

目指す姿を実現するための取組

1-1. 地球温暖化防止の推進



【市の取組】

1) 温室効果ガスの排出削減

- 市民、事業者、市（行政）による二酸化炭素の排出削減を進めるため、「COOL CHOICE」^{※1}の普及啓発を行うとともに、「できることからはじめよう」を合言葉に取組を推進します。
- 二酸化炭素吸収源である森林の適正な管理に努めます。
- 地球温暖化防止について、環境イベント等での周知や、企業・団体の環境に配慮した取組内容を紹介するなど、意識の醸成を図ります。
- 観光客に対し、環境配慮行動の啓発に努めます。
- 地球温暖化防止や国土保全のために、森林を整備・管理する財源として創設された「森林環境譲与税」^{※2}を活用し、未整備森林の整備・管理を推進します。
- 温室効果ガス排出削減のため、事業者や市民は製品の生産や使用に当たって「つくる責任 つかう責任」の意識が醸成されるよう啓発に努めます。
- 気候変動を引き起こす原因の一つとされる温室効果ガスの排出削減は、喫緊の課題であり、私たち一人ひとりが取り組む必要があることを周知・啓発します。



未来のために、いま選ぼう。

指標	内容	基準値 (令和元年度)	目標値
市民の地球温暖化に係る関心度	環境イベント等で実施するアンケートで「地球温暖化に関心がある」と回答した割合	61.2%	68.0%
市民の節電に係る実践割合	環境イベント等で実施するアンケートで「節電に心がけている」と回答した割合	76.7%	87.0%
植栽・間伐面積	国や北海道の補助事業、民間事業及び森林環境譲与税を活用した事業による森林の植栽・間伐面積	10.0ha	22.0ha

※1 COOL CHOICE：詳細は23ページの注釈を参照。

※2 森林環境譲与税：パリ協定の枠組みのもと、国の温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に確保する仕組みのことであり、平成31年（2019年）3月に創設された。市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとしている。

【市民の取組】

- ・ 温室効果ガス排出量削減の取組効果は実感に乏しいことから、エネルギー使用量を把握するため、自ら検針票等で数値を確認しましょう。
- ・ 地球温暖化に関わる環境イベントに、積極的に参加しましょう。
- ・ 宅配便配達に係る二酸化炭素排出量の削減のため、再配達削減に努めましょう。
- ・ 節電、エコドライブなどの取組である国民運動「COOL CHOICE」について、できることから取り組みましょう。

【事業者の取組】

- ・ 事業活動を考慮し、環境に配慮した設備の運転管理や、節電などに取り組みましょう。
- ・ 通勤時等のエコドライブや公共交通機関の利用などに取り組みましょう。
- ・ 環境にやさしい事業活動を実践するため、設備や車両の更新に当たり省エネルギー型の選択などに努めましょう。

コラム：家電の省エネルギー化や節電の取組は地球にもお財布にもやさしい？

毎日の暮らしの中で無理なくできる省エネの取組を実践しましょう。

節電の取組や、省エネ性能の高い家電製品に買い替えることで、年間の電気代がおトクになるほか、温室効果ガスの排出削減につながります。



※出典：「実践！おうちで省エネ」（北海道経済産業局）

1-2. 省エネルギーの推進



主な取組地域

空港・市街地地域

【市の取組】

1) 省エネルギーの推進

- ・ 環境配慮型商品などのグリーン購入を実践します。
- ・ 市が管理する施設において、冷暖房や照明等の適切な使用に努め、省エネルギーの取組を推進します。
- ・ 市が所有する施設において、高断熱や省エネルギー型設備の導入などにより、省エネルギー化を検討します。
- ・ 市民や事業者における省エネルギーの取組を推進するため、「千歳学出前講座」や環境イベントを開催します。
- ・ 市民や事業者に対して、省エネルギー設備・機器の導入に係る補助金等の情報提供を行います。
- ・ ごみ処理広域化に伴い道央廃棄物処理組合が新たに建設する焼却施設において、焼却熱を利用した発電システムを運用するなど、省エネルギーの取組を促進します。
- ・ ZEH（ネットゼロエネルギーハウス）^{*1}やZEB（ネットゼロエネルギービル）^{*2}などの導入による省エネルギー化普及のため、支援制度の情報提供を図ります。

2) 事業者の環境配慮行動の促進

- ・ 事業所における環境負荷低減を推進するため、千歳版環境マネジメントシステム「ECOちとせ」^{*3}などの導入促進を継続します。
- ・ 市は、千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」^{*4}による環境配慮行動に取り組み、事業者等の模範となるよう努めます。

3) 再生可能エネルギーの導入推進

- ・ 再生可能エネルギーの導入を進めるため、「千歳学出前講座」や環境イベントでの普及啓発に努めます。
- ・ 環境保全に配慮した太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・ 公共施設等の改修の際は、再生可能エネルギーの導入を検討します。

^{*1} ZEH（ネットゼロエネルギーハウス）：断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量（暖房設備、冷房設備、換気設備、給湯設備、照明設備）の収支をゼロとすることを目指した住宅のこと。

^{*2} ZEB（ネットゼロエネルギービル）：快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギー消費量（暖房設備、冷房設備、換気設備、給湯設備、照明設備）の収支をゼロとすることを目指した建物のこと。

^{*3} 千歳版環境マネジメントシステム「ECOちとせ」：市内に所在している中小企業等を対象とした、「環境配慮行動の取り組み方」を定めた規格のこと。

^{*4} 千歳市役所環境マネジメントシステム「エコアクション」：市役所の業務における温室効果ガス排出量とエネルギー使用量の削減を目指す、千歳市独自の環境マネジメントシステムのこと。

指 標	内 容	基準値 (令和元年度)	目標値
エネルギー使用に係る削減率	市が所有又は管理する施設のエネルギー使用に係る効率化を計るための指標である原単位の基準値からの削減率 (例 エネルギー消費量÷延床面積あたり)	—	11.0%
市民の節電に係る実践割合	環境イベント等で実施するアンケートで「節電に心がけている」と回答した割合	76.7%	87.0%
「ECO ちとせ」認定事業所件数	「ECO ちとせ」の認定事業所件数の累計	62 件	82 件

【市民の取組】

- ・ 再生可能エネルギー導入の意義や効果について学ぶため、環境イベント等に積極的に参加しましょう。
- ・ 新築や増改築の時には、太陽光発電や家庭用燃料電池、廃熱を再利用するコージェネレーションシステム*などの設置検討や、高气密・高断熱などの低炭素な住宅を選択しましょう。
- ・ 化石燃料の利用をできる限り控えるため、環境配慮型の商品を選択しましょう。

【事業者の取組】

- ・ 「ECO ちとせ」などの環境マネジメントシステムを導入し、組織的な環境負荷の低減に取り組みましょう。
- ・ 地域資源を有効利用するため、太陽光発電、雪氷冷熱利用など再生可能エネルギーや、廃熱を再利用するコージェネレーションシステム* の活用を検討しましょう。
- ・ 「省エネ診断」や「節電診断」を活用し、事業活動と環境配慮の調和を推進しましょう。

*コージェネレーションシステム：天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池（水素と酸素を化学反応させて、直接電気を発電する装置）等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。

コラム：21世紀末の石狩地方の気候について

気象庁札幌管区气象台では、地球温暖化が大きく進行する場合の解析結果をとりまとめ、「北海道地方 地球温暖化予測情報」として公表しました。

このまま温室効果ガスを排出し続け、地球温暖化がますます進行した場合、石狩地方における21世紀末（将来気候：2076～2095年）の気候に、大きな変動が起きそうです。

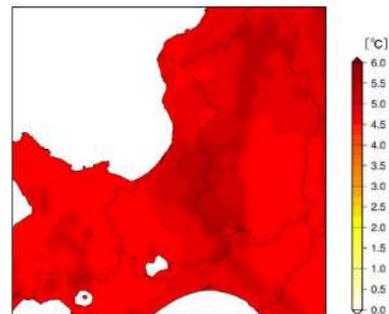
●気温の将来変化 ～熱中症などの健康被害のリスクの増大！

石狩地方では年平均気温が約5℃上昇
季節別では冬の上昇量がやや大きい

石狩地方では真夏日が年に30日程度出現
現在はほとんどない熱帯夜が出現する

石狩地方では冬日の日数が現在の約1/2に
真冬日は年に5日程度となる

年平均気温の変化（分布図）



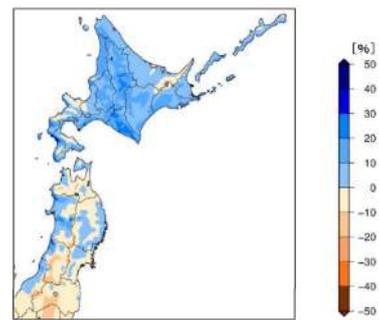
●大雨などの将来変化 ～大雨などによる災害発生リスクの増大！

石狩地方では年降水量が約70mm増加

石狩地方では大雨・短時間強雨の発生日（回）
数がともに増加

※日降水量100mm以上の「大雨」が2年に1日程度、1時間降水量30mm以上の「バケツをひっくり返したような雨」が、ほぼ毎年のように発生する可能性があります。

年降水量の変化

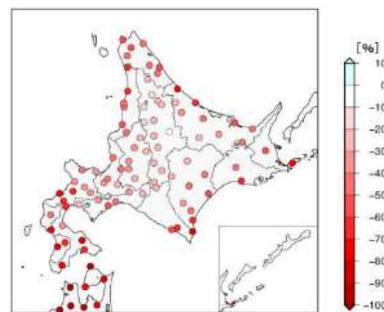


●積雪・降雪の将来変化 ～自然生態系や観光業などに影響を及ぼす可能性！

北海道地方では年最深積雪・年降雪量とも40%
程度減少

気温、大雨、積雪・降雪いずれについても、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減対策が今後追加的に行われず、地球温暖化が最も進行する場合のシナリオを用い、20世紀末の気候（現在気候：1980～1999年）に対して21世紀末（将来気候：2076～2095年）を比較した結果となります。

年最深積雪の変化



※出典：北海道地方 地球温暖化予測情報（地域版リーフレット「21世紀末の石狩地方の気候」）（気象庁札幌管区气象台）

1-3. 低炭素社会の確立



【市の取組】

1) 地産地消の促進

- 輸送過程における温室効果ガス排出抑制のため、地産地消の取組を促進します。

2) 日常生活における市民のエコ意識の醸成

- 事業者や小売業などの環境配慮に対する取組として「ECO ちとせ」、「千歳市エコ商店」*の市民周知に努めます。
- 環境にやさしく、燃料の節約にもつながるエコドライブを推進します。
- 次世代自動車(ハイブリッド車や電気自動車など)の導入に係る補助金情報を提供します。
- 自家用車から排出される二酸化炭素の抑制につながる公共交通機関の利用を促進します。
- 市民の環境配慮意識を高めるため、マイボトルなどの再利用ができる製品の使用を呼びかけます。
- エコな行動は、環境保全と家計節約につながることを周知・啓発します。

3) 事業所のエコ意識の醸成

- 設備更新等に当たり照明の LED 化や省エネルギー型設備導入の検討、環境配慮型商品の選択を推進します。
- 通勤や運輸におけるエコドライブは、環境にやさしく、燃料コストの節約になることを周知します。
- エコな行動は、環境保全と事業者の経費削減につながることを周知・啓発します。

指 標	内 容	基準値 (令和元年度)	目標値
地場産品利用割合 (野菜類)	学校給食使用食材(野菜類)における地場産品利用割合	31.5%	50%
市民のエコドライブ実践率	環境イベント等で実施するアンケートで「実践している」と回答があった割合	45.7%	70%

*千歳市エコ商店: 市内でごみの発生抑制や地球環境に優しい再生品の販売等に積極的に取り組む商店等を申請により市が認証する制度。

【市民の取組】

- ・ 食材などの購入に当たっては、地元で生産した農産物等を優先的に選びましょう。
- ・ 自家用車から排出する二酸化炭素を抑制するため、次世代自動車（ハイブリッド車や電気自動車など）や低燃費車の購入を検討するほか、運転の際はエコドライブなどに努めましょう。
- ・ 通勤等の移動の際は、公共交通機関の利用や、自転車及び徒歩を取り入れましょう。
- ・ 家庭で身近にできる省エネルギーの取組を学ぶため、インターネット等からの情報収集や、環境イベントに参加しましょう。
- ・ 冷暖房の適切な温度設定や、節電、節水に努め、家電などの購入時は省エネルギー型のものを積極的に選びましょう。

【事業者の取組】

- ・ 千歳市独自の環境配慮行動の取組を定めた「ECO ちとせ」や「千歳市エコ商店」に参加しましょう。
- ・ 事業活動における省エネルギーを進めるため、冷暖房の適切な温度設定や使わない照明の消灯などに取り組みましょう。
- ・ 営業車から排出する二酸化炭素を抑制するため、車両更新の際は次世代自動車（ハイブリッド車や電気自動車など）や低燃費車を検討するほか、運転の際はエコドライブなどに取り組みましょう。
- ・ 設備更新の際は、環境に配慮した省エネルギー機器などを検討しましょう。

● 1日1万歩は節約と健康づくりへの道

厚生労働省の健康日本 21 では、身体活動量増加のための手段として「歩数の増加」があげられ、「1日1万歩」を確保することが理想と考えられています^{※1}。「1日1万歩」の歩行距離は約7kmに相当し、消費カロリーは約300kcal（フライドポテトMサイズに相当^{※2}）になります。

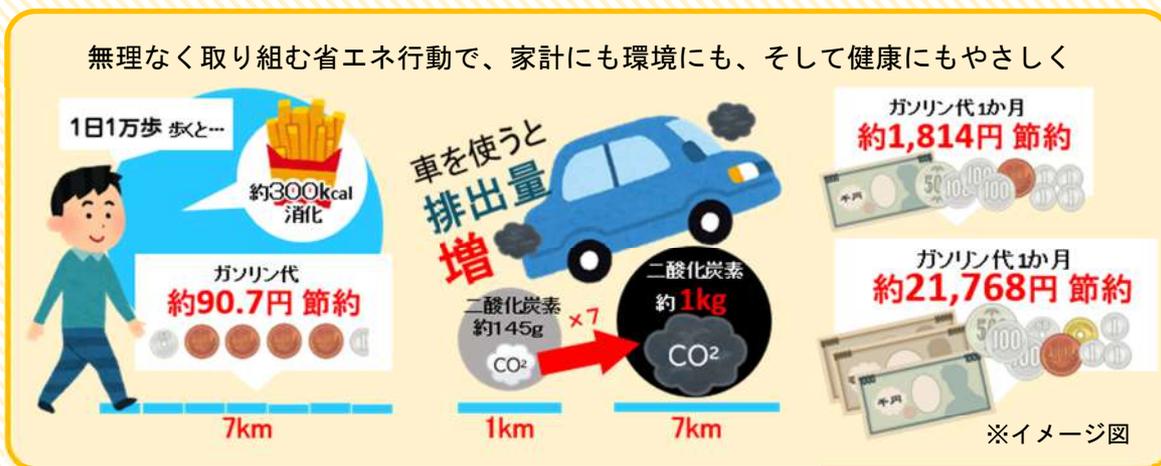
● 歩くことは環境にもやさしい

一人が1km移動する時の二酸化炭素排出量は、移動手段により様々ですが、車の場合は1kmあたり145g^{※3}の排出量とされています。この考え方から、徒歩移動の7kmを車で移動した場合、約1kgの二酸化炭素が排出されることとなります。これは、ドライバー10回分（1回あたり10分の使用と計算）に相当^{※4}します。

● 省エネで家計にもやさしい

車で移動する7kmを徒歩で移動した場合、ガソリン代約90.7円の節約につながります（ガソリンの価格は150.3円/ℓ^{※5}とし、平均燃費11.6km/ℓ^{※6}とした場合）。小さな数値ではありますが、1か月間（20日間とした場合）で1,814円になり、1年間では21,768円の節約につながると考えられます。

省エネを実践することで、家計の節約につながり、二酸化炭素排出が抑制されます。また、健康上の効果も期待できます。自身のライフスタイルに合った、無理なく取り組める省エネ行動を実践してみたいはいかがでしょうか。



出典：※1「健康日本 21 身体活動・運動」(厚生労働省)
 ※2「生活習慣病予防のための健康情報サイト」 間食のエネルギー(カロリー)」(厚生労働省)
 ※3「Smart Move」 一人が1km移動する時のCO2排出量(マイカーでは145g)より(環境省)
 ※4「中部カーボン・オフセット推進ネットワーク」HP CO2 1トン・1キロはどのくらい？(中部カーボン・オフセット推進ネットワーク)
 ※5「石油製品価格調査 1. 給油所小売価格調査(ガソリン、軽油、灯油)令和2年1月6日時点」(資源エネルギー庁)
 ※6「実践！ おうちで省エネ」(経済産業省北海道経済産業局)p25 自動車で省エネに記載がある平均燃費 11.6km/ℓを引用

2. 環境保全

2-1 安全安心な大気・水の確保

2-2 騒音・振動に関わる安心の確保

2-3 健やかで快適な環境の維持

2. 環境保全

■ 基本的な考え方

千歳市は、北海道の空の玄関口である新千歳空港を擁し、小売業やサービス業、工業などの産業が発展しているとともに、市域内には環境省の湖沼水質測定結果において、何度も日本一に選ばれた「支笏湖」をはじめ、「千歳川」などの良好な水質の河川があります。

生活環境保全に対する市民意識は、アンケート調査結果において、大気汚染が「常にある」、「時々ある」との回答が 41.2%と増加しており、その要因として「微小粒子状物質（PM2.5）」が、63.4%と高い割合となっています。また、騒音が「常にある」、「時々ある」と回答した市民のうち、「航空機の音」を原因とする割合は 61.9%の結果となっています。

都市の活力と市民の生活環境との調和を図るため、産業活動が空気、水質、音などの生活環境に対し、大きな負荷を及ぼさないように取り組むことが重要です。

市民が健康で、安全安心に暮らせるように大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの対応に引き続き取り組むほか、自然に親しめる憩いの場を保つため、青葉公園をはじめとする都市公園や緑地の維持管理など、快適な環境の維持に努めます。

■ 基本目標 ～2030年の目指す姿～

市民が健康かつ安全安心に暮らすことができるまち

～安全安心な大気・水の確保／騒音・振動に関わる安心の確保／
健やかで快適な環境の維持～

千歳市の清涼な大気や良好な水環境を守りながら、身近な騒音や振動の影響を低減し、良好な環境を保全することは、市民の暮らしの安心につながります。このことから大気や水環境の保全と生活環境の維持を図り、「市民が健康かつ安全安心に暮らすことができるまち」を目指します。

目指す姿の実現に向けて、「安全安心な大気・水の確保」「騒音・振動に関わる安心の確保」「健やかで快適な環境の維持」に取り組みます。

目指す姿を実現するための取組

2-1. 安全安心な大気・水の確保



【市の取組】

1) 大気環境の安全安心

- ・ 二酸化硫黄^{※1}、窒素酸化物^{※2}、浮遊粒子状物質^{※3}、微小粒子状物質（PM2.5）^{※4}について常時監視を行うことにより大気汚染の現状を把握し、必要により注意喚起等を行います。
- ・ 千歳市公害防止条例の届出制度に基づく粉じん、ばい煙の監視や指導を継続します。
- ・ 大気環境の保全に関する知識や情報の提供に努めます。
- ・ 事業所等に大気環境への負荷低減に係る指導や助言を行い、環境配慮意識の向上を図ります。
- ・ アスベスト（石綿）が使用されている市所有建築物におけるアスベスト対策を促進します。
- ・ 公共施設における新築や改修工事に際しては、化学物質による影響に配慮した施工等に努めます。

2) 水質及び水系の保全

- ・ 水質測定体制を維持することにより河川や地下水の水質に係る現状を把握します。
- ・ 水質の保全などに関する知識や情報の提供に努めます。
- ・ 清らかで豊かな水資源を確保し、適正な水の循環機能を維持するため、水源かん養に資する植樹や森林管理を推進します。
- ・ 「千歳川」などの河川や「支笏湖」などの湖沼については、流域市町村及び関係機関と連携を図り、総合的な水環境の保全を推進します。
- ・ 市民、事業者と協働で河川清掃を実施するとともに、活動を支援します。
- ・ 河川や湖沼が有している水質浄化機能を維持するため、多様な生態系に配慮した水辺環境の保全を図ります。

※1 二酸化硫黄：詳細は24ページの注釈を参照。

※2 窒素酸化物：詳細は24ページの注釈を参照。

※3 浮遊粒子状物質：詳細は24ページの注釈を参照。

※4 微小粒子状物質（PM2.5）：詳細は62ページのコラムを参照。

3) 健全な水循環の推進

- ・ 快適な暮らしと健全な水循環を支えるため、上下水道施設の適正な維持・管理を推進します。
- ・ 水質情報や水の魅力などの情報発信を通し、水質保全の啓発を行います。

4) 事業活動における水質汚濁の防止・抑制

- ・ 工場や事業所に対し、水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置の届出等や排水に係る法令の遵守について指導・助言を行い意識の向上を図ります。
- ・ 公害防止協定の締結事業者については、監視や立入調査により協定事項の履行を確認します。
- ・ ゴルフ場で使用される農薬については、適正な使用方法や事業者の自主的な管理体制の維持と向上を図るため、指導や助言を継続して行います。
- ・ 農薬や肥料の使用、家畜ふん尿の処理について適正な指導を行い、農地などにおける適切な排水対策を推進します。
- ・ 化学肥料・農薬の使用を抑えたクリーン農業^{*}（環境保全型農業）を推進し、普及や技術導入に関する支援に努めます。

5) ダイオキシン類対策

- ・ 工場や事業所からの排出ガスや排水について、法令等を遵守するように指導します。
- ・ ダイオキシン類による大気汚染や水質汚濁の監視を継続し、必要に応じて発生源への対策を指導します。

6) 悪臭対策

- ・ 一般家庭から発生する悪臭は、その低減を図るよう啓発や指導に努めます。
- ・ 工場や事業所、農村地域などの事業活動に伴う悪臭は、発生源の管理について指導を行い、その防止に努めます。

7) 土壌汚染対策

- ・ 工場や事業所に対して、土壌汚染を防止するための啓発や指導を行います。
- ・ 一定規模以上の土地の形質の変更について、北海道に届出を行うように指導します。
- ・ 土壌や地下水汚染に関する知識や情報の提供に努めます。

^{*}クリーン農業：平成3年度（1991年度）に北海道が全国に先駆けて提唱した環境保全型農業のこと。堆肥などの有機物を使った土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど行う。そして、農業の自然循環機能を維持・増進させ、環境との調和に配慮した安全・安心で品質の高い農産物の安定生産を進める農業である。

指 標	内 容	基準値 (令和元年度)	目標値
大気汚染の苦情件数	ばい煙、粉塵、悪臭に関する苦情件数	14 件	5 件
水質汚濁の苦情件数	水質汚濁に関する苦情件数	3 件	0 件
クリーン農業実施圃場面積	化学肥料や農薬使用の抑制を行うなど、環境との調和に配慮した農業生産を実施した圃場の面積	530ha	585ha

【市民の取組】

- ・ 自家用車の排出ガスの環境負荷に関する理解を深め、使用の抑制、環境に配慮した運転、低公害車（ハイブリッド車や電気自動車）や低燃費車の購入検討、公共交通の利用などに努めましょう。
- ・ 生活排水による環境への負荷を考え、洗剤の使いすぎに注意し、使用済の油を流すことは絶対にやめましょう。
- ・ 家庭からの悪臭の元になる生ごみ等の処理に配慮し、悪臭が発生しないようにしましょう。

【事業者の取組】

- ・ 環境基本法をはじめとする各種法令や千歳市公害防止条例を遵守し、事業活動に関する自主的な管理目標の設定や自主測定を行うなど、環境への負荷低減に努めましょう。
- ・ 輸送車両の適切な整備、低公害型車両の導入、環境に配慮した運転に努めましょう。
- ・ 水源かん養機能がある管理地では、適正な水の循環機能の維持に努めましょう。
- ・ 水環境の維持、改善のため、地下水の保全や水源のかん養、水質の保全などに努めましょう。
- ・ 敷地内や近隣地域の河川における清掃活動に取り組みましょう。
- ・ 農地やゴルフ場においては、化学肥料や農薬の適正使用に努めましょう。
- ・ 下水道処理区域外では、合併処理浄化槽を設置し、公共用水域の保全に努めましょう。
- ・ 工場や事業所での事業活動に起因する悪臭を防ぐため脱臭装置を設け、また、農地においては、家畜ふん尿の適切な処理や利用に努めましょう。
- ・ 地盤沈下を防ぐため、地下水の汲み上げ量の抑制や雨水の浸透施設を設置するなど、地下水の保全に努めましょう。
- ・ 堆肥の利用を進め、化学肥料や農薬低減化による「クリーン農業」を実践しましょう。
- ・ 農地の維持管理に当たっては、耕地防風林や農業用排水路周辺環境と調和した整備・保全に努めましょう。

コラム：微小粒子状物質「PM2.5」による大気汚染について

最近、中国等における深刻な大気汚染の発生を受け、日本のPM2.5濃度が上昇し、健康に影響を及ぼすのではないかと心配されています。PM2.5の基本知識と対策方法をご紹介します。

●微小粒子状物質「PM2.5」とは

～粒子が小さい大気汚染物質で、呼吸器系など健康への悪影響も

PM2.5は、大気中に浮遊している直径 $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ (マイクロメートル) = 1mm の1000分の1)以下の非常に小さな粒子です。PMとは「Particulate Matter (粒子状物質)」の頭文字をとったもので、工場や自動車、船舶、航空機などから排出されたばい煙や粉じん、硫黄酸化物(SOx)などの大気汚染の原因となる粒子状の物質のことです。



出典：米国EPA

●どんなときに注意が必要？

～PM2.5の濃度が上昇する春。1日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ で健康影響の可能性が

環境省では、都道府県などの自治体が住民に対して注意喚起のため、「暫定的な指針となる値」を「1日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ (マイクログラムパー立方メートル)」と定めています。

PM2.5に対する健康影響は個人差がありますが、自治体からの注意喚起があったときは、不要不急の外出はしないようにするなどの注意が必要です。特に、子どもや高齢者、呼吸器系や循環器系の病気をもつ人などは、これより低い値でも健康に影響を及ぼす可能性がありますので、ご注意ください。



出典：環境省大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」

PM2.5ほか、二酸化硫黄(SO₂)などの大気汚染物質濃度の速報値を公開しています。
(※そらまめ君に掲載されているデータは、速報値であり、確定値ではありません。)

●注意喚起が行われたときは？

～不要不急の外出は控える、マスクを着用するなどの対策を

■屋外にいるとき

- ・PM2.5を大量に吸い込まないように、長時間の激しい運動を減らす
- ・マスクを着用する



■屋内にいるとき

- ・不必要な外出はできるだけ控える
- ・換気や窓の開閉を必要最小限にする



出典：政府広報オンライン(内閣府大臣官房政府広報室)

2-2. 騒音・振動に関わる安心の確保



【市の取組】

1) 騒音・振動対策

- ・ 航空機騒音について、常時監視を行うほか必要に応じて臨時測定を実施するなど状況の把握に努め、市民に対し情報提供を行います。
- ・ 新千歳空港の24時間運用や防衛施設の設置・運用に伴う騒音等の実態を把握し、学校・住宅等の航空機騒音対策や移転措置などについて、予算の確保や制度の改善、対象の拡大等必要な対策を国などに要請するとともに、障害の緩和や生活環境の向上に向けた取組を推進します。
- ・ C経路と沿線の緩衝緑地帯については、大型車や装軌車が走行する際に発生する騒音や振動などの障害を防止し、沿道の良好な住環境を確保するため、適切な維持管理を行います。
- ・ 騒音に関して正確な評価が行えるよう測定機器の整備を推進します。
- ・ 自動車やオートバイの不要なアイドリングや空ぶかし、急発進・急加速の防止など、騒音・振動に対する意識の向上に努めます。
- ・ 事業所から発生する騒音・振動の低減に努めるよう啓発し、必要に応じて適正な監視や指導を行います。
- ・ 建設作業などの事業活動から発生する騒音・振動について、法令等を遵守するように指導を行います。
- ・ 公共施設の建設作業に伴う騒音・振動については、低騒音・低振動型の建設機械を使用し低減を図ります。
- ・ 自動車交通による騒音・振動については、その測定結果を環境白書等で市民に公表します。
- ・ 道路交通騒音や振動を低減するため、路面改良や道路構造の改善、必要に応じて植樹帯の整備などを推進します。

指 標	内 容	基準値 (令和元年度)	目標値
騒音・振動の苦情件数	騒音及び振動に関する苦情件数	44 件	11 件

【市民の取組】

- ・ 自家用車での不要なアイドリングや急発進や急加速はやめ、騒音に対する意識の向上に努めましょう。
- ・ 自動車のエンジンやマフラーなどの不正改造は絶対にやめましょう。
- ・ 近隣騒音の原因となる自動車、オーディオ、楽器、ペット、アパート内の生活音など自らが騒音の発生源とならないよう配慮するとともに、発生したトラブルについては地域の協力を得て解決に努めましょう。

【事業者の取組】

- ・ 自らが騒音や振動の発生源とならないよう事業所内で継続的な監視に努めましょう。
- ・ 建設作業に伴う騒音・振動については、低騒音・低振動型の建設機械を使用し、周辺に著しい影響を与えないように努めましょう。
- ・ 物流施設へ出入りする輸送車両等は、周辺に著しい騒音・振動を発生させないように努めましょう。
- ・ 事業所敷地内や駐車場から外部への騒音・振動の影響を緩和するよう、建物や駐車場の配置、植栽や防音壁等の設置に配慮しましょう。
- ・ 深夜や早朝における、機械や車両の運転に配慮しましょう。
- ・ 営業活動に伴う拡声放送について、適切な音量や時間に配慮しましょう。
- ・ 店舗敷地内の自動車騒音の影響を軽減できるよう、駐車場の設計や配置などに配慮しましょう。

●新千歳空港・航空自衛隊千歳基地の騒音対策

千歳市には「新千歳空港」と「航空自衛隊千歳基地」が所在しており、「民航機や自衛隊機等の飛行や離着陸による騒音」という特有の課題を抱えています。

このことから、市ではこれらの騒音対策のため、国（国交省・防衛省）や北海道と連携を図り、住宅防音工事助成などの取組を進めるとともに、更なる制度の改善・拡充について、国・北海道に対して引き続き要望を行っていきます。

新千歳空港・航空自衛隊千歳基地に関わる騒音対策（一例）

防衛省の取組

- ・航空機騒音に伴う住宅防音工事の助成事業
- ・航空機騒音に伴う移転措置事業

（公財）千歳空港周辺環境整備財団の取組

- ・新千歳空港の24時間運用に伴う住宅防音工事の助成事業

千歳市の取組

- ・国に対する制度の改善・拡充の要望
- ・自衛隊機等の運用に関する要請

※出典：北海道防衛局（住宅防音事業）
（公財）千歳空港周辺環境整備財団
（住宅防音工事の助成事業）
千歳市 HP（防衛施設周辺対策）

●食べ物のいい臭いも悪臭（飲食業）？

飲食店等での調理臭は、一般には美味しそうでいい臭いと感じられるものですが、近隣でいつも同じ臭いを嗅がされている人にとっては我慢できない場合もあります。

事業主などが臭気問題についての認識を持つことが重要です。

臭気対策の3ステップ



※出典：「飲食業の方のための『臭気対策マニュアル』」環境省

2-3. 健やかで快適な環境の維持



主な取組地域

空港・市街地地域

【市の取組】

1) 公園・緑地等の充実・維持管理

- ・ 老朽化の著しい公園施設等について計画的な再整備に取り組みます。
- ・ 子どもや高齢者、来訪者などが自由にくつろぎ、自然に親しめる憩いの空間の整備に努めます。
- ・ 「青葉公園」や「林東公園」などの自然豊かな公園では、生息している動植物に配慮した整備や維持管理に努めます。
- ・ 四季の変化が感じられるように、公園等の植栽や街路樹による沿道の整備と適切な維持管理を行います。
- ・ 緑化や花いっぱいのもちづくりに関する啓発を行い、市民の緑化意識の向上に努めます。
- ・ 公園の植栽に当たっては、地域の環境に適するように配慮します。
- ・ 道路や公園、緑地などの整備の際には、緑化等を進め、緑豊かで美しいまちづくりを推進します。



青葉公園で開催した自然観察会の様子

2) コンパクトな都市の形成と公共交通ネットワークの充実

- ・ 既存施設や低未利用地などの有効活用を基本とし、成熟した都市形成の推進と公共施設の維持・更新を図ります。
- ・ 安全で快適な環境負荷の少ない公共交通の利用促進と利便性の向上を図ります。

3) 地域の環境保持の推進

- ・ 空き缶や吸い殻などのポイ捨ての防止やペットのふんの適切な処理などについての啓発に努めます。
- ・ 河川の美化や清掃を支援するとともに、適切な維持管理に努めるほか、空き地などの衛生環境向上のため雑草の除去を促進します。

指 標	内 容	基準値 (令和元年度)	目標値
空き地の雑草除去指導改善割合	雑草除去指導後に改善が図られた割合	92.5%	96.0%
環境衛生に関する苦情件数	空き地や空き家、ペット飼育などの環境衛生に関する苦情件数	93件	80件
路線バスの利用者数	夏季、冬季に実施している路線バス乗降調査結果に基づくバス利用者数	5,911人	6,200人

【市民の取組】

- ・ 公園、緑地は市民みんなが共有するものであり、ごみのポイ捨てや迷惑行為は絶対にやめ、公園整備のワークショップや維持管理にも積極的に参加しましょう。
- ・ 健康維持のためウォーキング等を行うことで、川や緑、まちなみなど千歳の魅力を再発見し、次の世代に引き継ぐ気運を高めましょう。
- ・ 空き缶や吸い殻などのポイ捨ては絶対にやめ、ペットのふんについても適正に処理を行い快適な環境を維持しましょう。

【事業者の取組】

- ・ 市内の緑化や花壇整備など積極的に取り組みましょう。
- ・ 所有地の環境保全のため、清掃、草刈りなど適切な管理に努めましょう。

コラム：落ち葉はごみなの？

毎年秋になると市民の悩みとなる落ち葉。千歳市では落ち葉が再利用されていることを、みなさんご存知でしたか？

「公益社団法人千歳市シルバー人材センター」では、独自の取組で公園などから回収した落ち葉を腐葉土*として加工し、一般販売しています。家庭菜園、花壇の土づくりに活用しては、いかがでしょうか。



※出典：公益社団法人千歳市シルバー人材センター
シルバー千歳第 67 号(令和元年7月)(公益社団法人千歳市シルバー人材センター)

* 腐葉土：朽ちた葉や茎などの植物由来の有機物が堆積し、発酵が進んだ土のこと。

3. 自然共生

3-1 自然環境と暮らしの共生

3-2 生態系の保全

3. 自然共生

■ 基本的な考え方

千歳市は、原生的な自然を残した支笏洞爺国立公園支笏湖地域などのほか、市街地には市民に親しまれる千歳川や青葉公園をはじめとした公園が充実しているなど、生活の中で自然や緑を身近に感じることができるまちです。

四季を通じて多種多様な動植物が生息していますが、外来生物の定着や近年の気候変動、人為的影響などにより、生息環境に影響がみられることから、自然環境の適切な保全が必要です。

千歳市の豊かな自然環境を守り、次世代へ継承していくとともに人と自然が共生できるよう、環境への理解を深め、自然とのふれあいなどを通じて普及啓発に努めます。

自然環境保全に対する市民の意識は、アンケート調査結果において、自然環境を特に守っていききたいと思う地域として、回答割合が高いものから「千歳川周辺の水辺」20.1%、「国立公園支笏湖の周辺地域」19.8%、「青葉公園周辺」14.7%などとなっており、これらの地域は引き続き重点的に保全活動を行います。

■ 基本目標 ～2030年の目指す姿～

豊かな自然環境の保全と 人々の暮らしや経済の発展が両立しているまち ～自然環境と暮らしの共生／生態系の保全～

千歳市が有する自然環境の恵みにより、多くの人が潤いと安らぎを享受しています。

また、この豊かな自然環境を守りながら次世代へ引き継ぐとともに観光資源として有益な活用を図ることで、交流人口の増加や経済発展に貢献することができます。

このように、人と自然が共生する社会の実現に向けて「豊かな自然環境の保全と人々の暮らしや経済の発展が両立しているまち」を目指します。

目指す姿の実現に向けて、「**自然環境と暮らしの共生**」「**生態系の保全**」に取り組みます。

目指す姿を実現するための取組

3-1. 自然環境と暮らしの共生



【市の取組】

1) 自然環境の保全

- ・ 市民に親しまれている「青葉公園」などの保全地区やその周辺の自然について、継続して良好な保全を図ります。
- ・ 自然公園指導員、千歳市自然環境監視員などによる自然環境の保全や保全地区の監視を継続して実施します。
- ・ 防風保安林の機能を維持するとともに、その保全に努めます。
- ・ 水源かん養などの機能を有する良好な森林については、地域の地形や地質に配慮し、土地所有者等との協力のもと、その保全に努めます。



自然環境監視員による植生調査の様子

2) 自然環境の活用・空間形成

- ・ 「青葉公園」や「ママチ川緑地」などの適切な維持管理に努め、市民が水や動植物とふれあえる場としての活用を促進します。
- ・ 支笏湖地域の自然を保全するとともに、適切な管理を国に要請し、利用者に親しまれる空間づくりに努めます。
- ・ 公園や緑地を確保し、地域に応じた空間形成に配慮します。また、市民による親水護岸の更なる利活用を促進します。

3) 市民や事業者への取組支援

- ・ 森林の整備と保全のため、市民参加による植樹や間伐活動を支援します。
- ・ 自然観察会や「千歳学出前講座」の充実など、自然を学び、体験する機会を提供し、自然環境保全意識の啓発活動を推進します。
- ・ 身近な自然にふれることができるように、自然環境に関する冊子の作成のほか、市ホームページなどで情報提供を行います。

4) 他団体との連携

- ・ 国との連携により、支笏湖や樽前山などの自然公園法に基づく特別保護地区や乗り入れ規制地域に設定された箇所の監視など自然環境の保全に努めます。
- ・ 「公益財団法人ちとせ環境と緑の財団」との連携により、市民の緑化に対する意識の高揚を図ります。

指 標	内 容	基準値 (令和元年度)	目標値
自然環境の保全達成度	環境イベント等で実施するアンケートで「自然環境が保全されている」と回答があった割合	41%	70%
自然観察会等参加者満足度	自然観察会等で実施するアンケートに「自然環境の保全の大切さについて理解し、今後もこの様な行事に参加したい」と回答した割合	75%	95%
経営管理が行われている私有林面積	森林法に規定する森林のうち、経営管理が行われている私有林面積	1,489ha	1,587ha

【市民の取組】

- ・ 「支笏湖」、「千歳川」や「青葉公園」など豊かな自然環境の保全や、森林等に生息・生育する動植物を大切にし、環境保護活動など積極的に参加しましょう。
- ・ 屋外でのごみは持ち帰り、空き地や山林などへの不法投棄はやめましょう。
- ・ 自然と親しむイベントなど積極的に参加しましょう。
- ・ ガーデニング等で、身近な緑を増やしましょう。

【事業者の取組】

- ・ 植樹などの環境保護活動に協力し、森林の環境保全機能を維持しましょう。
- ・ 河川や湖沼環境の保全と快適な水辺空間の創出のため、環境保護活動を積極的に行いましょう。
- ・ 自然を生かした土地開発や宅地造成など、自然環境に配慮しながら事業活動を進めましょう。
- ・ 事業所敷地内の林地を適正に管理するとともに、植樹活動や自然観察会、体験学習の場として活用しましょう。

コラム：自然共生の実現に向けて

●餌付けは、野生動物に良いこと？

野生動物に餌付けをしてしまうと、動物たちは人間に慣れ、農作物を荒らすなど、人間の生活に被害をもたらす可能性があります。また、森林などに食べ物やごみを放置することは、ヒグマを餌付けすることにつながって、人間を恐れなくなり、最悪の場合、人に危害を加えることもあります。

●人間と野生動物の共生 ～カラスを例に

カラスによる威嚇・攻撃などに関する相談は、繁殖期である4月から7月にかけて多く寄せられます。繁殖期にカラスの警戒心が強くなり、人を威嚇・攻撃するのは、巣立ち前後のヒナを守るため、野生動物に共通の習性です。

カラスの巣へむやみに近づいたり、追い払うといった攻撃的な行為をすると、カラスの攻撃心を刺激することになってしまいます。

また、まちなかでカラスが増えた要因は、電柱など巣づくりが可能な環境が増え、人間の出したごみが餌になっていることが挙げられます。カラスに関する対策は「共生」の視点で考えることが必要であり、それは野生動物との共生にもつながっていきます。



3-2. 生態系の保全



【市の取組】

1) 森林・河川等の保全による生態系の管理

- ・ 「千歳川」及び「青葉公園」など貴重な生態系を維持するうえで重要な区域の自然環境を守ります。
- ・ 河川や湖沼に生息する動植物の生育状況を把握し、生息・生育環境の保全に努めます。
- ・ 林業振興のため、計画的な森林の間伐や保育などを支援します。
- ・ 森林に生息する動植物の生育状況を把握し、無秩序な伐採や林地開発を防止するなど、動植物の生息・生育環境の保全に努めます。
- ・ 緑の回廊^{※1}や水辺のネットワーク^{※2}など、連続した動植物の生息・生育地の確保に努めます。

2) 農地整備や開発行為の際の生態系管理への配慮

- ・ 農業地域は、水源のかん養などの機能を有することから、地域資源（農用地、水路農道等）の適切な保全に努めます。
- ・ 農業地域に設置している農業用排水路やあぜなどの施設は、身近な動植物の生息空間となっていることから、施設の機能の維持と生態系の保全に努めます。
- ・ 農地や耕地防風林などを適正に管理するほか、環境保全機能や生態系を保護します。
- ・ 自然の改変を伴う開発行為に当たっては、希少な動植物の保護に十分配慮して現地調査や指導を行います。

3) 野生動物の保護・管理

- ・ 事故等により、治療などが必要な野生傷病鳥獣を保護します。
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物等の生態状況を把握し、その保護と生息・生育環境の保全に努めます。

4) 外来生物^{※3}への対応

- ・ 地域固有の生態系に影響を与える可能性がある外来生物に対しては、法令等による規制や計画的な防除について、国や北海道の取組と連携し、在来の動植物保護に努めます。
- ・ 外来生物被害予防三原則「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を市民や事業者に広く周知します。

※1 緑の回廊：野生生物の生息・生育地等を保護・管理する保護林の中心のこと。

※2 水辺のネットワーク：野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、河川、海等）による生態系のつながりのこと。

※3 外来生物：海外から日本に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物のこと。

5) 市民や事業者への意識啓発

- ・ 愛鳥週間、身近な野生動植物との共生*など自然愛護に関する取組の情報提供を行い、自然に関する意識の向上に努めます。

6) 他団体との連携

- ・ 生態系保全のため、国や北海道による生物多様性保全の取組と情報の共有などの連携を進めます。

指 標	内 容	基準値 (令和元年度)	目標値
経営管理が行われている私有林面積	森林法に規定する森林のうち、経営管理が行われている私有林面積	1,489ha	1,587ha
野生傷病鳥獣要保護出動件数	衰弱や交通事故などにより保護が必要となった野生傷病鳥獣保護のために出動した年間件数	115件	65件



野生鳥獣保護により収容した野鳥(オオタカ)



自然環境巡視中に確認された市の鳥(ヤマセミ)

*共生：自然と人間がともに結びつきをもち関わりあうことで、健全な生態系を維持、回復し、社会経済活動を行ううえでも環境への影響（環境負荷）に配慮すること。

【市民の取組】

- ・ 市や市民団体等が河川や湖沼などで開催する自然観察会に参加し、水や動植物に親しみましょう。
- ・ 支笏洞爺国立公園支笏湖地域における利用の集中やマナー違反などによる自然環境や野生動植物への影響を軽減するため、適正な利用に心掛けましょう。
- ・ 森林や農地の機能を理解するため、体験・学習の場への参加や保全活動に参加しましょう。
- ・ 在来の動植物や絶滅のおそれのある野生動植物などの、生息・生育環境や植生を理解し、それらを保全する活動に参加しましょう。
- ・ 外来生物被害予防三原則「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を守りましょう。
- ・ ペットは責任をもって飼い、捨てないようにしましょう。

【事業者の取組】

- ・ 森林施業を適切に行い、森林の環境保全機能を維持しましょう。
- ・ 自然環境保全地区及び周辺では無秩序な林地開発を防止し、地域の生態系を保全するとともに動植物の生息・生育環境に影響を与えない計画や工法を採用しましょう。
- ・ 関係機関との連携を図りながら植樹や間伐活動に協力し、森林の環境保全機能を維持しましょう。
- ・ 自然の改変を伴う開発行為などにおいては、動植物の生息・生育環境や植物の植生を理解し、環境保全に十分配慮した計画や工法を採用しましょう。
- ・ 緑化整備に当たっては、在来種など地域の植生に配慮しましょう。
- ・ 野生動植物に関する環境保全活動に参加しましょう。
- ・ 外来生物被害予防三原則「入れない」、「捨てない」、「拡げない」を守りましょう。

コラム：外来種について

●外来種とは

外来種とは、「もともとその地域に存在しなかったのに、人間によってほかの地域から入ってきた生物」を指します。現在、野外に生息する外来種は判明しているだけでも2,000種を超えています。



アライグマ



ヒアリ



アメリカザリガニ



ウチダザリガニ

など多数

●外来種を発見したらどうすればいい？

まずはその生物等が「特定外来生物^{*}」なのか判断し、該当する場合は「見つけた場所の管理者や行政機関に相談」をしてください。許可なく特定外来生物を運搬することは禁止されています。

出典：日本の外来種対策（環境省）、写真は環境省提供

^{*}特定外来生物：詳細は、32 ページを参照。

コラム：日本有数の水質「支笏湖」について

千歳市民の誇りである支笏湖は、澄んだ水で満ちています。

市民にとってなじみ深い支笏湖から、千歳市の豊かな自然や環境について考えてみましょう。

●支笏湖のおさらい ～支笏湖ブルーの輝き

支笏湖は、およそ4万年前に支笏火山の噴火でできた陥没地に水が溜まって形成されたカルデラ湖です。名前の由来はアイヌ語で”大きな窪地”を意味する「シコツ」が語源と言われ、古くから千歳の貴重な水源とされてきました。最大深度約360m、平均水深約265mと国内では、秋田県の田沢湖に次いで2番目の深度を誇り、日本最北の不凍湖です。水中の栄養分が少なく、プランクトンの発生も少ないことから透明度が非常に高く、これまで何度も環境省の湖沼水質測定結果で日本一に選ばれています。



●支笏湖の水はなぜきれいなのか？

支笏湖の水がきれいなのは、火山の噴火によって形成されたカルデラ湖であるため、流入河川が少ないことや、生活排水の流入がないことも、理由と考えられています。



支笏湖に流入する河川が少ない



生活排水の流入がない

出典：ちとせの観光(千歳市)

4. 資源循環

4-1 ごみの減量化とごみの適正排出・処理の推進

4-2 リサイクルの推進

4. 資源循環

■ 基本的な考え方

千歳市では、市民、事業者、市（行政）等が各々の役割分担のもと、相互に連携・協働し、ごみの発生抑制やリサイクルに取り組んでいます。

資源循環に対する市民意識は、アンケート調査結果において、「ごみ減量化の3Rの取組」を68.4%の市民が行っています。ごみやリサイクルは暮らしの身近な問題であり、各々の意識の向上や取組の実践につなげやすいことから、今後さらに市民や事業者の3Rの意識向上や取組が進むように、ごみ処理体制や制度をより充実させていくことが必要です。

■ 基本目標 ～2030年の目指す姿～

**循環型社会の形成に向け、
資源を有効に活用する環境にやさしいまち**
～ごみの減量化とごみの適正排出・処理の推進／リサイクルの推進～

循環型社会の形成に向け、市民や事業者がごみの減量化に努めるとともに、これまで以上にリサイクル意識を高めることで、3Rの取組が進みます。

市民、事業者、市（行政）の連携・協働によるごみの減量化やリサイクルを進めることが重要であるため、「循環型社会の形成に向け、資源を有効に活用する環境にやさしいまち」を目指します。

目指す姿の実現に向けて、「ごみの減量化とごみの適正排出・処理の推進」「リサイクルの推進」に取り組めます。

目指す姿を実現するための取組

4-1. ごみの減量化とごみの適正排出・処理の推進



【市の取組】

1) 家庭ごみの減量化

- ・ 家庭廃棄物処理手数料の適正化に努め、ごみ減量化やリサイクルを推進します。
- ・ ごみ減量や3Rの普及啓発、学校教育と連携した啓発活動を継続していくとともに、家庭での食品ロスの削減について、ごみ減量の観点から取組を促進します。

2) 事業・産業廃棄物の減量化

- ・ 事業系一般廃棄物処理手数料や産業廃棄物処分費用の適正化を推進します。
- ・ ノーレジ袋の取組について、市民への啓発機会の拡大を図ります。
- ・ 使用済み製品や部品、容器包装資材の再使用を促します。
- ・ 「千歳市エコ商店」の認定、認証制度の市民周知の拡大を図ります。
- ・ 収集運搬許可業者と連携し市内事業者に対して、搬入可能な事業系一般廃棄物・産業廃棄物の分別の啓発を行い、事業系廃棄物の減量を図ります。

3) ごみの適正排出・処理の推進

- ・ 家庭ごみの適正排出、不法投棄の防止や土地所有者等に対する土地の適正管理について、啓発を行います。
- ・ 町内会等との連携を図り、市民協働によるごみステーションの適正な維持管理を促進します。
- ・ 共同住宅における家庭ごみ保管場所の設置を促進します。
- ・ 安定した収集運搬体制により、家庭ごみの効率的な収集を推進します。
- ・ 産業廃棄物は、排出者責任を原則として減量化や再利用を促進するとともに、石狩振興局や警察との連携により、不法投棄の防止と適正な管理に向けた取組を進めます。
- ・ 千歳市一般廃棄物処理基本計画や道央廃棄物処理組合ごみ処理広域化基本計画などに基づき、安定的で適正なごみの処理を行うため、ごみ処理施設の効率的な運営に努めます。
- ・ 千歳市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物発生時の具体的な対応方法を引き続き検討します。

指 標	内 容	基準値 (令和元年度)	目標値
ごみの搬入量	家庭及び事業所から排出されるごみの搬入量	38,219t	36,726 t
家庭ごみの一人一日当たり排出量	家庭から排出されるごみの一人一日当たりの排出量	652 g	634 g
ごみ埋立処分量	産業廃棄物を含めたごみの埋立処分量	10,732 t	5,657 t

【市民の取組】

- ・ 家庭ごみの減量化のため、「必要なものを必要なだけ購入する」、「耐久性の高い製品等を購入し使用する」、「修理（リペア）・レンタル・リースを積極的に活用する」、「生ごみを堆肥化する」などの実践に努めましょう。
- ・ マイバッグの持参による過剰包装の削減や、割りばし・紙皿・紙コップなど使い捨て商品の使用を控えましょう。
- ・ 食品はしっかりと使い切り、生ごみを出さない意識や行動を心がけましょう。
- ・ 家庭ごみの分別方法を守り、決められた日時に決められたごみステーション等に排出し、不法投棄・不適正排出はせず、ごみステーション等の清潔保持に努めましょう。

【事業者の取組】

- ・ 家庭で使用する製品やサービスの提供に当たっては、過剰包装の自粛や簡易包装の推進など、ごみを出さないものに切り替えるように努めましょう。
- ・ 小売店は、レジ袋や紙コップ、割りばし等の削減、商品包装の簡素化などごみの発生しない商品・サービスの提供に努めましょう。
- ・ 「千歳市エコ商店」などの取組により、ごみ減量化・再資源化に努めましょう。
- ・ 飲食店や小売店においては、使い捨て製品の使用抑制、生ごみの減量等に努めましょう。
- ・ 市場のニーズに応じた生産・在庫管理などを徹底し、余剰生産などを回避するように努めましょう。
- ・ 事業所の購入品についても、レジ袋の削減、容器包装の簡素化、使用済み製品の再利用、詰め替え式商品の活用、紙コップ等の削減に取り組みましょう。
- ・ 事業系廃棄物は、ごみステーション等に排出せず、自己搬入又は収集運搬許可業者に依頼して環境センター、処分業許可業者等へ搬入し適正に処理しましょう。
- ・ 資源物は、適正に分別して再生利用業者へ引き渡すなど、リサイクルの推進に努めましょう。
- ・ 産業廃棄物は、排出者の責任において、適正な処理を行いましょ。
- ・ 事業者としての千歳市役所は、ごみ減量、廃棄物抑制による資源の循環、3Rなどを推進します。

コラム：生ごみコンポストについて

●電動生ごみ処理機の仕組み（乾燥式）

生ごみに熱を加えて水分を除去し、乾燥させて生ごみの量を減らします。生ごみの臭いや虫の発生の心配がないため、キッチンに置いて使用することが可能です（機種により仕組みが異なります）。

●生ごみコンポスト

段ボールや米ぬか、もみ殻、腐葉土など、身近で安価な材料で作ることができ、微生物の力を利用して生ごみを堆肥に変えることができる「生ごみ処理機」のことです。

誰でも手軽で簡単に始められることから、新たな生ごみ処理機として最近注目を集めています。



段ボール箱を使った生ごみ堆肥づくりの方法を千歳市 HP で紹介しています

※リンク先:

<https://www.city.chitose.lg.jp/docs/95-5059-165-858.html> (千歳市)

コラム：循環型社会をつくるための3R（スリーアール）

「循環型社会」をつくるために特に大切な取組が3つあります。3つとも英語で書いたときにRで始まるため、「3R（スリーアール）」といいます。

- 3Rとは、
- ①ごみを出さない（REDUCE リデュース）
 - ②くり返し何回も使う（REUSE リユース）
 - ③もう一度資源として使う（RECYCLE リサイクル）



実は3Rの取組には順番があり、ごみそのものを減らす『リデュース（REDUCE）』が最も大切です。

①ごみを出さない（REDUCE リデュース）

『リデュース（REDUCE）』とは、減らすことです。ものをすぐにごみにしないようによく考えてから買いましょう。また、使い捨てではなく何度も使えるもの、リサイクルできるもの、長く使えるものを選んで買うことも大切です。



②くり返し何回も使う（REUSE リユース）

『リユース（REUSE）』とは、何度もくり返して使うことです。ものを作るために必要な資源には限りがあります。ものができるだけ長持ちするよう、大切に使いましょう。



③もう一度資源として使う（RECYCLE リサイクル）

『リサイクル（RECYCLE）』とは、ごみにせず資源としてもう一度使うこと（再資源化）です。生活の中でどうしてもごみが出ますが、色々なごみを混ぜて捨てるのではなく素材ごとに分けると、もう一度資源として使えるものがたくさんあります。



※出典：千歳市環境白書（令和元年度版）、こども環境白書（令和元年度版）

4-2. リサイクルの推進



【市の取組】

1) 市民によるリサイクルの促進

- ・ 大型ごみを含む家庭ごみの適正排出・分別の普及啓発を行い、資源リサイクルを促進します。
- ・ リサイクルフェスティバル等、市民が気軽に参加できる機会や場を提供し、リサイクル活動の推進を図るとともに、市民の意識醸成に向けた普及啓発を推進します。

2) 事業所におけるリサイクルの促進

- ・ 事業所としての千歳市役所は、事業系廃棄物の減量化、容器包装、廃家電等の分別とリサイクルの推進を率先して行います。
- ・ 環境にやさしい農業の確立のため、耕畜連携による家畜ふん尿などの適正処理と有効活用を促進するとともに、農業における農業用廃プラスチックの適正処理や有効利用の促進を図ります。

3) リサイクルに関する普及啓発

- ・ 環境にやさしい消費者意識の向上のため、リサイクル製品の使用やグリーンマーク商品、エコマーク商品の購入を推奨するなど普及啓発を図ります。

4) 多様な主体との連携によるリサイクルの推進

- ・ 市民、「公益財団法人ちとせ環境と緑の財団」、民間資源回収事業者との連携を進め、千歳市全体での資源回収体制の効率化を図ります。

指 標	内 容	基準値 (令和元年度)	目標値
リサイクル率	[リサイクル量/一般廃棄物総排出量] × 100	15.1%	20.2%

【市民の取組】

- ・ 家庭ごみの分別を適正に行い、ペットボトル、発泡スチロール、びん、缶の4種資源物のリサイクルに協力しましょう。
- ・ 古紙類、びん類、金属類は分別して集団資源回収に参加、協力しましょう。
- ・ リサイクル製品の使用やグリーンマーク商品、エコマーク商品を購入しましょう。
- ・ 「リサイクルフェスティバル」等に参加し、フリーマーケットやリサイクルショップを利用するなどリサイクル意識の向上に努めましょう。

【事業者の取組】

- ・ 廃棄物としていたものを、材料として再生することや形を変えてリサイクルするなど、再資源化に取り組みましょう。
- ・ 事業所全般として、再使用が可能な梱包資材の使用や、省包装の輸送を実践するとともに、ごみの分別を徹底し、資源物の回収に協力しましょう。
- ・ リサイクル製品の使用やグリーンマーク商品、エコマーク商品の利用に努めましょう。

コラム：リサイクルフェスティバルについて

「リサイクルフェスティバル」ではごみの減量化と資源の有効利用をテーマに、リサイクル自転車の無料抽選会やリサイクル家具等の無料抽選会など、物を大切にする意識や再資源化に向けた啓発を行っています。



※出典：公益財団法人 ちとせ環境と緑の財団

コラム：資源循環の様々な取組

千歳市では、資源循環、3Rを市民に広めるため、様々なことに取り組んでいます。

●ノーレジ袋運動

国では、令和2年（2020年）7月からコンビニや小売店を含めたレジ袋を完全有料化としています。

引き続き「エコバッグ」や「買い物かご」を持って買い物に行き、レジ袋を受け取らないことでごみを減らしましょう。



●千歳市エコ商店

市内の小売店のうち、ごみの減量やリサイクルに積極的に取り組んでいるお店を「千歳市エコ商店」に認証し、市の広報紙やホームページでお知らせしています。



●資源物の回収事業

「割りばしの回収」

使い終わった木製の割りばしは、汚れを落として回収場所に出すと、リサイクルして利用されます。



「古衣料の回収」

古い衣料、古い布は、汚れを落として回収場所に出すと、リサイクルして利用されます。



「ペットボトルのキャップの回収」

ペットボトルのキャップを回収場所に出すと、リサイクルして利用されます。

「使い終わった食用油の回収」

食用油は集められた後、バイオディーゼル燃料の原料となり、バスの燃料などにリサイクルされます。なお、回収できるのは植物性の油だけです。

「使用済み小型家電の回収」

家庭から出た使用済み小型家電製品を回収し、金・銀などの貴金属やレアメタルを取り出してリサイクルしています。40 cm×45 cm以内の小型家電は、コミュニティセンター等の回収ボックスに入れてください。

「集団資源回収」

集団資源回収とは、町内会などで、古紙類、びん類、金属類などの資源物を集めてリサイクルすることをいいます。

※出典：千歳市環境白書（令和元年度版）、こども環境白書（令和元年度版）

5. 環境教育・パートナーシップ

5-1 多様な環境教育・環境への意識の向上

5-2 環境保全活動への参加・参画の促進

5-3 環境に関わる多様な主体の連携ネットワーク

5. 環境教育・パートナーシップ

基本的な考え方

環境問題は、人間の社会経済活動が深く関連していますが、私たちの身近な問題であるとともに、一人ひとりの行動で改善できることがあります。

環境教育に対する市民意識は、アンケート調査結果において、学校以外での環境学習の必要性を「非常に重要だと思う」、「重要だと思う」との回答が 82.9%となっていることから、環境学習の機会を重要と考えている市民が多い結果となっています。子どもから大人までが環境問題に対する関心を持ち、環境に配慮した行動を促すため、学びや体験する機会として、「千歳学出前講座」や環境イベントの開催などを継続することが大切です。

また、市民・団体・事業者間のネットワークを形成し環境活動の拡充につなげるほか、世界共通の目標である SDGs や環境配慮意識の学習を幼少期から継続する必要があります。

基本目標 ～2030年の目指す姿～

全ての人々が環境を学び、パートナーとなって 良好な環境を未来につなげているまち

～多様な環境教育・環境への意識の向上／環境保全活動への参加・参画の促進／
環境に関わる多様な主体の連携ネットワーク～

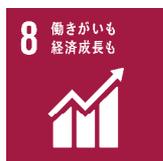
現在の良好な環境を後世に引き継ぐため、市民に学ぶ機会を確保することにより、環境に対する意識醸成や行動を促します。

環境保全活動は、実践する市民や団体等が連携することにより、活動内容の充実につながるほか、環境問題への対応について、市民、事業者、市（行政）が一体となり、行動することが重要であるため、「全ての人々が環境を学び、パートナーとなって良好な環境を未来につなげているまち」を目指します。

目指す姿の実現に向けて、「多様な環境教育・環境への意識の向上」「環境保全活動への参加・参画の促進」「環境に関わる多様な主体の連携ネットワーク」に取り組みます。

目指す姿を実現するための取組

5-1. 多様な環境教育・環境への意識の向上



【市の取組】

1) 環境教育・人材育成

- 地域や職場や団体などの要請に対応し、環境に関する「千歳学出前講座」を開催します。
- 環境問題に関し、親子で一緒に考えるイベントや教室の実施を推進します。
- 豊かな自然や多様な動植物の生息環境を良好な状態で次世代に引き継ぐため、環境に関する学習機会を提供し、幅広い世代の行動を促進します。
- 支笏洞爺国立公園支笏湖地域における利用の集中やマナー違反などによる自然環境や野生動植物への影響を軽減するため、適正な利用など利用者の理解を促進します。
- 自然愛護や環境保全、資源循環への意識の向上を図るため、幼児期から少年期までの各発達段階に応じた「エコ活」や「子ども環境教室」等の環境教育を推進します。
- 幅広い世代の市民が郷土の自然、歴史、文化にふれ、学ぶことができる機会や場を提供します。

2) 環境に関する情報発信

- 「千歳市環境白書」や「子ども環境白書」、市ホームページなどで自然環境や生活環境についての情報提供に努めます。
- 各団体や民間で発行している情報誌等に環境配慮の記事を掲載するなど、環境保全の意識啓発を推進します。
- 千歳市への転入者に対して、環境配慮に係るリーフレット等を配布し、環境保全の意識啓発を推進します。
- 「環境月間」や「ちとせ消費者まつり」などで環境保全の取組についての周知啓発に努めます。

指 標	内 容	基準値 (令和元年度)	目標値
環境学習受講者数	「子ども環境教室」等の年間受講者数	1,905 人	2,000 人
環境活動スクール（エコ活）の登録者数	環境活動スクール（エコ活）に登録した小中学生の累計	59 人	100 人

【市民の取組】

- ・ 環境問題への理解を深めるため、市や市民団体などが開催する環境に関する行事や学習会、観察会、環境保全活動など積極的に参加しましょう。
- ・ 習得した知識やこれまでの経験を地域活動に生かしましょう。
- ・ 日常生活における環境負荷について、「環境家計簿^{*}」などを活用し把握しましょう。
- ・ まち歩きなどを通じて、身近な地域環境の良いところを再発見しましょう。

【事業者の取組】

- ・ 学校等の要請に対応し、環境に関する講師などの派遣に協力しましょう。
- ・ 施設見学等の受入れを通じて、子どもたちの環境学習を支援しましょう。
- ・ 職場や団体などで、地域環境を学ぶ「千歳学出前講座」を積極的に活用しましょう。
- ・ 環境イベント等への参加・出展に努めましょう。
- ・ 市民、団体が主体となって行う地域環境の保全のための活動を支援しましょう。
- ・ 職場から、環境保全活動を担っていく人材の育成を図りましょう。
- ・ 企業概要等のパンフレットや観光案内所などにおいて、自然環境の大切さを情報に盛り込み、市民や来訪者の自然への意識の醸成に努めましょう。

コラム：マイクロプラスチックについて

近年、海洋プラスチックごみ、とりわけマイクロプラスチックによる自然環境や生態系への影響が懸念されています。マイクロプラスチックとは、海洋プラスチックごみが、時間の経過によって劣化と破碎を重ね、5mm以下の微細片となったものです。そのマイクロプラスチックを、魚や貝などがエサと間違えて食べてしまう例が確認されています。



プラスチックは自然分解されないため、ずっと海に残ります。世界経済フォーラムの報告書によると、このままの状態が続いた場合、2050年には海のプラスチックごみは魚の量を上回ると予測されています。

令和2年7月1日から、コンビニやスーパーなどのレジ袋が原則有料になりましたが、プラスチックごみを減らすために、私たち一人ひとりのプラスチックとの賢い付き合い方が問われています。

※出典：政府広報オンライン(令和元年度)、環境省 HP(平成31年度)

^{*}環境家計簿：地球温暖化防止を目的に、家庭の活動による温室効果ガスの排出実態を把握するため、家庭で消費する電気、ガス、ガソリン等のエネルギー使用量を二酸化炭素排出量として算出するもの。

コラム：子どもたちに向けた環境学習

千歳市では、様々な場面で環境について学ぶことができます。

●子ども環境教室

地球温暖化の影響などの原因を理解し、日常生活における温暖化防止活動を実践するため、小学生を対象に参加体験型環境教室を実施しています。

- ① 公益社団法人ガールスカウト北海道第31団は「ちとせ消費者まつり」において、環境の保全を学ぶ「環境かるた」や「クイズ」などを開催しています。
- ② 公益財団法人北海道環境財団の「地球温暖化ふせぎ隊」と連携し、ゲームやグループ討議などを通じて、楽しみながら地球温暖化の原因や対策について学ぶ体験教室などを開催しています。



① 子ども環境教室(北ガス文化ホール)



② 子ども環境教室(青空学童クラブ)

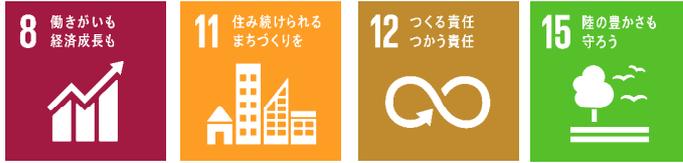
※出典:千歳市環境白書(令和元年度版)、こども環境白書(令和元年度版)

●環境活動スクール制度(通称:エコ活)

「環境活動スクール制度」は、児童生徒の環境保全意識の高揚を図ることを目的として、千歳市が実施する事業です。小学3年生から中学生までを対象としており、千歳市が主催する環境関連行事への参加や、夏休みに自由研究で環境について学習したり、学校での環境に関する活動をするなど、取組に応じて進級・認定する制度になっています。



5-2. 環境保全活動への参加・参画の促進



【市の取組】

1) 環境活動への活動支援・参加促進

- ・ 植樹、花壇整備等の活動を支援します。
- ・ 市民団体、事業者等が行う清掃活動、植樹や花壇整備、自然観察会、環境保全活動などの情報を発信し参加を促進します。

2) SDGs の普及啓発

- ・ SDGs の理念や考え方の周知を行うほか、環境保全活動に SDGs の要素を取り入れることにより、その普及啓発を推進します。

指 標	内 容	基準値 (令和元年度)	目標値
各種環境行事参加者満足度	各種環境行事で実施するアンケートに「今後もこのような行事に参加したい」と回答した割合	-	95%

【市民の取組】

- ・ 自然体験、ハイキングや登山、自然と親しむイベントなど身近な自然とのふれあいに積極的に参加しましょう。
- ・ 観光農園や農業体験、農産物の直売などを通じて、生産者や来訪者等と交流を深めましょう。
- ・ 事業者等が行う清掃活動、植樹や花壇整備、自然観察会、環境保全活動などに参加しましょう。
- ・ 環境保全活動を担う知識と実践力を積極的に活用しましょう。
- ・ SDGs について、理念や考え方を生活の中に取り入れましょう。

【事業者の取組】

- ・ 清掃活動、植樹や花壇整備、自然観察会、環境保全活動などに取り組みましょう。
- ・ 市民や団体が行う清掃活動、植樹や花壇整備、自然観察会、環境保全活動などについて、積極的に支援しましょう。
- ・ 農業振興のため、地産地消の推進や農泊の受入など、新たな交流・ふれあいの場をつくりましょう。
- ・ SDGs について、理念や考え方を企業活動等の中に取り入れましょう。

5-3. 環境に関わる多様な主体の連携ネットワーク



【市の取組】

1) 主体間の連携促進

- ・ 環境保全活動を行う市民や団体の交流・連携などを促進するため、情報共有できる機会の提供などを行います。
- ・ 近隣市との交流を深め、環境保全に係る情報交換等を促進します。

2) 情報発信

- ・ 自然環境を活用した観光推進に当たり、自然と共生のためガイドの知識向上に努めます。
- ・ 環境保全啓発事業の行事を通じて、団体等の環境保全の取組事例を紹介します。

指標	内容	基準値 (令和元年度)	目標値
市民の環境保全活動実践割合	環境イベント等で実施するアンケートで「環境教育や環境保全活動を実践している」と回答した割合	42.3%	70%

【市民の取組】

- ・ 環境保全活動を行う市民団体は、地域の環境や活動報告などについて、他の団体等と積極的に情報交換を行いましょ。
- ・ 市内を歩いて、見て、感じた身近な環境について、市民間での情報共有や、市（行政）に対して情報提供しましょ。
- ・ 団体・事業者・市が実施する環境イベントに積極的に参加し、交流を深めましょ。

【事業者の取組】

- ・ 清掃活動、植樹や花壇整備、自然観察会、環境保全活動の行事など市民・団体と連携をしましょ。
- ・ 環境保全に係わる活動や技術・知識を市民や市（行政）へ情報提供しましょ。
- ・ 団体や市が実施するイベントに積極的に出展しましょ。
- ・ ほかの事業者等が行う環境保全活動に参加し、連携を広げましょ。

コラム：環境保全に向けた啓発

千歳市では、広く環境の保全及び創造についての関心や理解を深め、行動を実践することを目的に普及啓発を行っており、その一部の取組を紹介します。

●千歳学出前講座

「千歳学出前講座」では、環境に関する講座を実施しています。千歳市の職員が講師となって地球温暖化防止や環境配慮行動等を説明する講座です。

●環境月間行事

千歳市環境基本条例第10条では6月を環境月間と定めており、この趣旨に沿った行事を実施しています。

環境月間の周知

市民カレンダーへの掲載、環境月間ポスターの掲示及び千歳駅前多目的メッセージ広告塔により環境月間の周知を行っています。

環境保全啓発パネルの展示

千歳市消費者協会と協力して、地球温暖化防止、低炭素社会に向けた取組などの環境保全啓発パネルや環境への負担が少ない生活様式の提案などについての展示を行っています。

アイドリングストップ推進運動

市役所本庁舎周辺にアイドリングストップなどの「のぼり旗」の設置等、地球温暖化防止の啓発を行っています。

●ちとせ消費者まつりでの環境保全啓発

「ちとせ消費者まつり」では、エコドライブや家庭で実践できる地球温暖化防止の取組について、普及啓発を行っています。



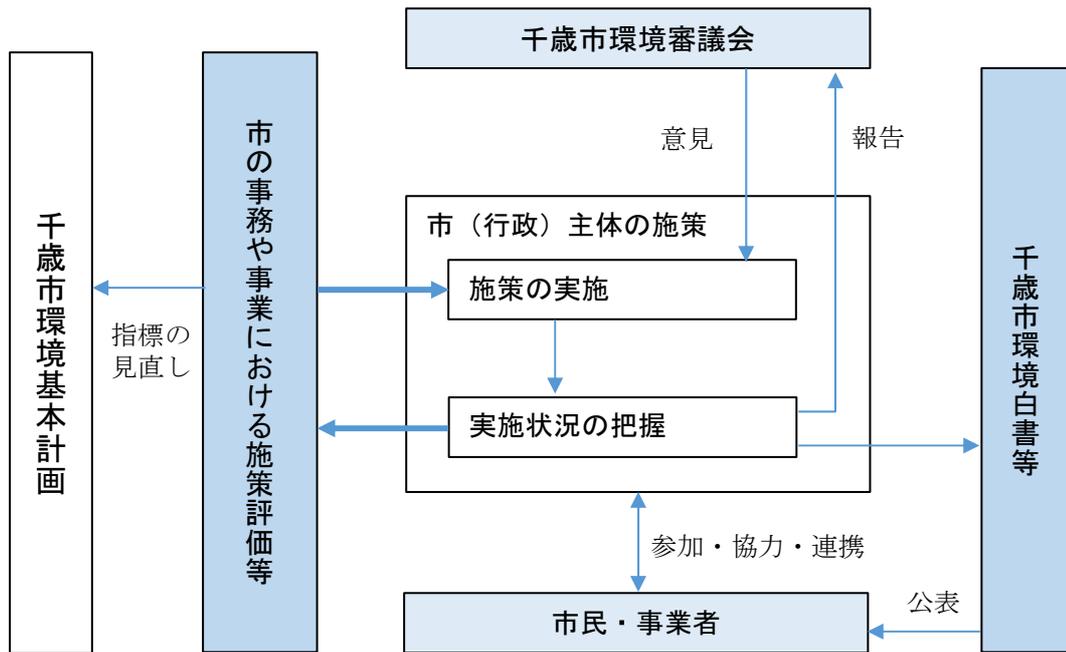
※出典：千歳市環境白書(令和元年度版)、ちとせ消費者まつり 2019

第5章 計画の進行管理

千歳市では、第3次計画における市主体の施策の実施状況などを把握するため、指標を設定した項目に関しては、市の事務や事業における施策評価等により進捗状況の確認を行います。

この結果は、千歳市環境審議会に報告して意見を求めるとともに、千歳市環境白書などを通じて市民・事業者公表します。

■計画の進行管理体制



また、環境の状況や施策の進捗状況を客観的に把握するため、指標の達成状況に加え、施策ごとの各種事業の検証や市民動向を把握するアンケート調査を5年に1度実施します。これらの結果は、マネジメント手法であるPDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルによって適切な計画の進行管理を行います。

■PDCA サイクルによる進行管理



資料

資料

(1) 各条例

千歳市環境基本条例

平成10年6月30日 条例第21号

改正 平成14年9月20日条例第27号

目次

- 第1章 総則（第1条～第7条）
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第8条～第28条）
- 第3章 地球環境保全に資する施策の推進（第29条・第30条）
- 第4章 環境審議会（第31条～第35条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、騒音、振動、悪臭、土壌の汚染、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）等により、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ快適な文化的生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことのできる良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、市民、事業者及び市がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市を構築することを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、生態系の多様性に配慮し、自然環境を維持し、及びその向上を図ることにより、自然と調和した潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、市民、事業者及び市が自らの課題であることを認識して、それぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、日常生活に伴う廃棄物の排出、エネルギーの消費、自動車の使用等による環境への負荷を認識し、その低減に努めなければならない。

- 2 市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たって、自らの責任と負担において、その活動に伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。

- 2 事業者は、事業活動を行うに当たって、自ら積極的に環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市の責務）

第6条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（環境権の確立）

第7条 市民、事業者及び市は、それぞれの責務を自覚して相互に協力し、健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことのできる良好な環境を享受する権利の確立に努めるものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

（施策策定の基本方針）

第8条 市は、第3条に掲げる基本理念ののっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができるよう、大気、水、土壌、動植物その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保つこと。
- (2) 生態系の多様性の確保を図るとともに、森林、緑地、農地、河川等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。

(3) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、エネルギーの有効利用、資源の循環的利用、廃棄物の減量化等を促進すること。

(千歳市環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、千歳市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画には、環境の保全及び創造に関する長期的な目標、施策の方向、配慮の指針その他必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、第31条第1項の千歳市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境月間)

第10条 市民及び事業者の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるため、6月を環境月間とする。

(環境白書)

第11条 市長は、環境の状況、環境への負荷の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を明らかにするために、千歳市環境白書を定期的に作成し、公表するものとする。

(公害の防止)

第12条 市は、市民が健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことのできる良好な環境を確保するため、公害の防止に関して、必要な規制等の措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全)

第13条 市は、自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、無秩序な開発を抑制し、多様な生態系の確保に努めるため、自然環境の保護とその利用に関して、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量と適正処理)

第14条 市は、発生する廃棄物の抑制及び再利用を図り、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持するため、必要な措置を講ずるものとする。

(都市の緑化)

第15条 市は、都市における緑の回復と保全を図り、緑豊かで清潔な生活環境を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

(水源の保全)

第16条 市は、水道が市民の健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水道水源を保全し、清浄にして豊富な水の確保に努めるものとする。

(清流の確保)

第17条 市は、下水道の普及、河川愛護思想の高揚その他河川の水質及びその周辺の環境の保全を図り、清流の確保に努めるものとする。

(環境の美化)

第18条 市は、潤いと安らぎのあるまちづくりに資するため、環境の美化を推進し、その思想の高揚に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第19条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う者が、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正な配慮をすることの推進に努めるものとする。

(教育、学習、文化等の振興)

第20条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民及び事業者による環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育、学習、文化等の振興に努めるものとする。

(経済的措置等)

第21条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する措置をとることを助長するため必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第22条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について、市民の意見を反映させることができるよう努めるものとする。

(監視、測定等の実施)

第24条 市は、環境の状況を的確に把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、検査等を行うものとする。

(環境の保全及び創造に関する協定)

第25条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間で環境の保全及び創造に関する協定を締結するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第26条 市は、市域外へ及ぼす環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、積極的にその推進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第27条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第28条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 地球環境保全に資する施策の推進

(地球環境保全に資する施策の推進)

第29条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第30条 市は、国、北海道、他の地方公共団体、民間団体その他関係機関と連携し、地球環境の保全に関する情報の提供、環境の状況の監視及び測定等を実施することにより、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(審議会)

第31条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として、千歳市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 公害対策に関すること。
- (3) 自然環境の保全に関すること。
- (4) 環境影響評価に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項の事項に関し市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

5 審議会の委員は、知識経験を有する者、関係行政機関の職員その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第32条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱され、又は任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第33条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第34条 市長は、特別な事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員の任期は、当該特別な事項の調査審議が終了したときまでとする。

(委任)

第35条 第31条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(千歳市環境保全基本条例等の廃止)

2・3 省略

附 則(平成14年9月20日条例第27号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

千歳市公害防止条例

昭和51年12月21日 条例第35号

最新改正 平成14年9月20日条例第27号

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 公害防止のための施策（第7条～第15条）
- 第3章 公害の防止に関する規制措置
 - 第1節 工場等の設置及び移転に関する規制（第16条～第19条）
 - 第2節 指定施設に関する規制（第20条～第26条）
- 第4章 生活環境を侵害する行為等の制限（第27条～第36条）
- 第5章 航空機騒音等に関する措置義務（第37条・第38条）
- 第6章 改善命令等（第39条・第40条）
- 第7章 削除
- 第8章 雑則（第47条～第49条）
- 第9章 罰則（第50条～第53条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、すべての市民が有している健康で文化的かつ安全な生活を営むことができる基本的な権利を守る上で、公害を防止することが重要な意義を持つため、その施策の基本となる事項等を定めることにより、生活環境の保全を図ることを目的とします。

（基本的理念）

第2条 この条例は、公害を防止する施策を通じて、市民の良好な生活環境を守り、かつ、すべて人間優先の基調に立って運用することを基本的な理念とします。

（定義）

第3条 この条例において「公害」とは、千歳市環境基本条例（平成10年千歳市条例第21号）第2条第2号に規定する公害をいいます。

2 この条例において「ばい煙」とは、次に掲げる物質をいいます。

- (1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するイオウ酸化物
- (2) 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、ふっ化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（第1号に掲げるものを除く。）で規則で定めるもの

3 この条例において「粉じん」とは、物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいいます。

4 この条例において「指定施設」とは、ばい煙発生施設、粉じん発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設、振動発生施設及び悪臭発生施設をいいます。

5 この条例において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するも

ののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいいます。

6 この条例において「粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいいます。

7 この条例において「汚水等排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）を排出する施設で規則で定めるものをいいます。

(1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

(2) 水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

8 この条例において「騒音発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設で規則で定めるものをいいます。

9 この条例において「振動発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設で規則で定めるものをいいます。

10 この条例において「悪臭発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、アンモニアその他の不快なにおいの原因となり、著しく生活環境を損なうおそれのある物質を排出する施設で規則で定めるものをいいます。

11 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 工場等 公害関係法令で定めるばい煙発生施設、粉じん発生施設、特定施設、ばい煙等発生施設又はこの条例で定める指定施設を有する工場又は事業場をいいます。

(2) 公害関係法令 環境基本法（平成5年法律第91号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び北海道公害防止条例（昭和46年北海道条例第38号）をいいます。

(3) 規制基準 指定施設を設置する工場又は事業場から発生し、排出し、又は飛散するばい煙、粉じん、汚水等、騒音、振動又は悪臭（以下「ばい煙等」という。）の量、濃度又は程度の許容限度であって、規則で定めるものをいいます。

(4) 自動車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車及び同項第10号の原動機付自転車をいいます。

(5) 重車両 道路交通法第3条に定める区分のうち、大型自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車をいいます。

（市の責務）

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、あらゆる施策を通じ公害の防止に努めなければなりません。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、自らの事業活動に伴う公害を防止するため、その管理する施設等を常に点検し、必要な措置を講ずる責務を有します。

2 事業者は、市等の行政機関が行う公害の防止のための施策に協力しなければなりません。

3 事業者は、この条例に違反しない場合でも、公害の防止のために最大限の努力を払わなければなりません。

(市民の責務)

第6条 市民は、他人に不快感等を与える行為を慎み、快適な地域環境を守るよう努めなければなりません。

第2章 公害防止のための施策

(施策の基本)

第7条 市は、公害防止のため本市の自然的条件及び社会的条件に応じて、総合的かつ計画的に施策を推進するものとします。

(規制の措置)

第8条 市は、公害を防止するために工場等の設置者が守らなければならないばい煙等の発生、排出又は飛散を規制するとともに、その他必要な措置を講ずるものとします。

(調査、研究等の体制整備)

第9条 市は、公害の状況を把握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するため、必要な調査、研究、測定等の体制の整備に努めなければなりません。

第10条 削除

(公害防止協定の締結)

第11条 市長は、公害の防止のために必要と認めるときは、工場等の設置者と公害防止に関する協定を締結することができます。

2 工場等の設置者は、前項の規定により市長から協定の締結について要請を受けたときは、誠意をもってその協議に応じなければなりません。

(小規模事業者への援助)

第12条 市は、小規模な事業者が公害防止のための施設の整備等を行うときは、必要な資金のあっせん、技術的な助言その他の援助に努めなければなりません。

(公害苦情の処理)

第13条 市は、公害に関する苦情があったときは、実情を調査し適切に処理するものとします。

(知識の普及等)

第14条 市は、公害に関する知識の普及に努めなければなりません。

(他の地方公共団体との協力)

第15条 市は、広域的な公害の防止のため必要に応じて、他の地方公共団体と協力して施策を講ずるよう努めなければなりません。

第3章 公害の防止に関する規制措置

第1節 工場等の設置及び移転に関する規制

(工場等の設置及び移転の許可)

第16条 工場等を設置又は移転しようとする者は、市長の許可を受けなければなりません。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を市長へ提出しなければなりません。

(許可の基準)

第17条 市長は、前条第2項による申請の内容が次の各号のすべてに該当するときは、同条第1項の許可をしなければなりません。

(1) 工場等から発生し、排出し、又は飛散する公害の原因となる物質等が公害関係法令で定める排出基準、排水基準及び規制基準並びにこの条例で定める規制基準に適合すると認められるとき。

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号により定められた用途地域内に設置されるものであるとき。

(許可の条件)

第18条 市長は、前条の許可に際して、公害の防止及び周辺の地域環境を保全するために、必要な範囲内で条件を付けることができます。

(完了届等)

第19条 第16条第1項による許可を受けた者は、その許可に係る工場等の設置又は移転を完了したときは、完了した日から起算して15日以内に規則で定めるところにより、市長へその旨を届け出なければなりません。

2 市長は、前項の届出を受領したときは、当該届出に係る工場等が許可の内容及び条件に適合しているかどうかを検査し、適合していると認めるときはその旨を認定しなければなりません。

3 第1項の届出をした者は、前項による市長の認定を受けるまで当該工場等の使用を開始してはなりません。

第2節 指定施設に関する規制

(規制基準)

第20条 市長は、工場又は事業場に指定施設を設置する者が守らなければならない規制基準を規則で定めるものとします。

2 市長は、前項の規制基準を設定し、変更し、又は廃止するときは、千歳市環境基本条例第31条第1項の千歳市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

(規制基準の遵守)

第21条 工場又は事業場に指定施設を設置する者は、前条の規制基準を守らなければなりません。

(指定施設の届出)

第22条 工場又は事業場に指定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項について市長へ届け出なければなりません。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

(3) 指定施設の種類及び数量

(4) 指定施設の構造及び配置並びに使用の方法

(5) 公害発生の原因となり得るものの処理の方法

(6) その他規則で定める事項

(現況の届出)

第23条 この条例施行の際現に工場又は事業場に指定施設を設置している者は、その施設が指定施設となった日から起算して30日以内に前条各号に掲げる事項について市長へ届け出なければなりません。

(指定施設の変更の届出)

第24条 前2条による届出をした者がその届出の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その変更の内容を市長へ届け出なければなりません。ただし、市長が公害の防止に特に影響を生じないと認めるときは、この限りではありません。

(地位の承継)

第25条 第22条又は第23条による届出をした者からその届出に係る指定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該指定施設に係る届出をした者の地位を承継します。

2 第22条又は第23条による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継します。

3 前2項の規定により第22条又は第23条による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあった日から30日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければなりません。

(事故時の措置)

第26条 工場等の設置者は、その管理に属する施設の故障、破損その他の事故によって、周辺の地域環境に影響を与え、又は影響を与えるおそれがあるときは、それを防止するために必要な対策を講じなければなりません。

2 工場等の設置者は、前項の事故が発生したときは、速やかに市長へ通報するとともに、規則で定める事項について報告しなければなりません。

第4章 生活環境を侵害する行為等の制限

(薬剤の空中散布)

第27条 農作物及び森林を害する動植物を防除するために、航空機で薬剤を散布する者は、規則で定めるところによりその計画の内容を市長へ届け出なければなりません。

(重車両の通行)

第28条 工事等のため重車両を一定の期間定期的に通行させる者は、規則で定めるところによりその計画の内容を市長へ届け出なければなりません。

(商業宣伝のための拡声放送)

第29条 商業宣伝のため拡声放送を行おうとする者は、規則で定めるところにより市長へ届け出なければなりません。

(地域環境の保全等)

第30条 何人も、その所有し又は管理する土地等について、植樹の促進、雑草の除去、清潔の保持等の地域環境の保全に努めなければなりません。

2 市民は、河川、道路、公園等の公共の場所をごみの投棄等により汚すことのないよう努め、市民が共同で管理するという意識を確立するよう努めなければなりません。

(夜間の静穏の保持)

第31条 何人も、夜間(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。)の静穏な生活環境を保持するために、特に必要以上の音量を発生させてはなりません。

(燃焼不適物の燃焼制限)

第32条 何人も、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油等を燃焼させることによって著しく、ばい煙、有害ガス、悪臭等を発生し、人の健康に害を与え、又は周辺的生活環境を悪化させないよう努めなければなりません。

(悪臭発生物の放置禁止)

第33条 何人も、著しい悪臭を発生する廃棄物を屋外に放置し、他人に不快感を与えてはなりません。

(自動車等の適正管理等)

第34条 自動車等を使用又は所有する者は、必要な整備点検を行い、大気汚染、騒音の発生等を防止するよう努めなければなりません。

2 自動車等を使用又は所有する者は、夜間に駐車場、車庫、路上又は空地にエンジンを始動させたまま放置する等して、他人に迷惑を与えてはなりません。

(畜舎の適正管理)

第35条 市街地又はその周辺において畜舎を設置する者は、悪臭等の発生で生活環境を侵害しないよう、適正な管理に努めなければなりません。

(動物の適正飼育)

第36条 動物の飼育者は、その動物の種類や数に応じて付近住民の生活環境を侵害しないよう飼育するとともに、その動物の飼育をやめたときは、その責任において適正に処理しなければなりません。

第5章 航空機騒音等に関する措置義務

(措置義務)

第37条 空港設置者及び航空輸送事業者は、航空機から発生する騒音又は排気ガス(以下「航空機騒音等」という。)による被害を軽減させるため、機種を選定、機体の整備、運行方式の改善等の必要な措置を講じ、良好な生活環境を侵害しないよう努めなければなりません。

(航空機騒音等の調査)

第38条 市長は、航空機騒音等の状況について調査を行い、その結果を公表しなければなりません。

第6章 改善命令等

(改善勧告)

第39条 市長は、次の各号の一に該当するときは、工場等の設置者に対し、期限を定めて公害の防止のための改善措置について勧告することができます。

(1) 第16条で定めるところにより、許可を受けた工場等が第17条第1号の基準に適合しないばい煙等を発生し、排出し、若しくは飛散させているとき、又は第18条の条件が履行されていないとき。

(2) 第20条に定める規制基準に適合しないばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させているとき。

(改善命令等)

第40条 市長は、前条の規定により勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に勧告内容の実施について命令し、又はばい煙等の発生に係る施設の一時使用停止を命令することができます。

2 市長は、第22条、第23条又は第24条に定める届出をしないで指定施設を設置している者がいるときは、その者に当該施設の一時的な使用停止を命令することができます。

第7章 削除

第41条から第46条まで 削除

第8章 雑則

(立入検査)

第47条 市長は、この条例を施行するために必要な範囲内で、職員に工場等に立ち入り、施設その他の物件を検査させることができます。

2 前項の規定により、立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければなりません。

(報告の徴収)

第48条 市長は、この条例を施行するために必要な限度内で工場等の設置者に対し、公害防止に必要な事項について報告を求めることができます。

(委任)

第49条 この条例を施行するために必要な事項は、規則で定められます。

第9章 罰則

第50条 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処します。

- (1) 第16条第1項の許可を受けずに工場等を設置又は移転した者
- (2) 第40条に定める命令に違反した者

第51条 第22条、第23条若しくは第24条までに定める届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処します。

第52条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処します。

- (1) 第19条第1項に定める届出をせず、又は同条第3項に定める認定前に工場等の使用を開始した者
- (2) 第26条第1項の定めによる必要な対策を講じなかった者又は同条第2項の定めによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- (3) 第47条第1項の定めによる検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第53条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科します。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行します。ただし、第3章、第4章のうち第27条から第29条まで、第6章、第8章及び第9章の規定は、公布の日から起算して6箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

(昭和52年6月規則第32号で、同52年6月5日から施行)

(千歳市公害対策審議会条例の廃止)

2 千歳市公害対策審議会条例(昭和43年千歳市条例第10号)は、廃止します。

(経過措置)

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

附 則(平成4年12月18日条例第34号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月30日条例第5号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成10年6月30日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月20日条例第27号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

千歳市自然環境保全条例

平成10年6月30日 条例第22号

改正 平成14年9月20日条例第27号

目次

- 第1章 総則（第1条～第9条）
- 第2章 自然環境保全地区（第10条～第17条）
- 第3章 開発行為の事前協議（第18条～第22条）
- 第4章 雑則（第23条～第30条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、無秩序な開発を抑制し、多様な生態系の確保に努め、もって現在及び将来の市民の健康で文化的かつ快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

（市民等の責務）

第2条 市民、事業者及び市は、千歳市環境基本条例（平成10年千歳市条例第21号）第3条に定める基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全及び多様な生態系の確保が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない。

2 市民、事業者及び市は、無秩序な開発の抑制が図られるよう、それぞれの立場において努めなければならない。

（広域的施策の推進）

第3条 市は、国及び他の地方公共団体と協力し、自然環境の保全に関する広域的施策の推進を図るよう努めなければならない。

（自然環境の保全等に関する協定の締結等）

第4条 市長は、自然環境の保全又は無秩序な開発の抑制のために特に必要があるときは、事業者その他の関係者と自然環境の保全に関する協定を締結する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（生態系への配慮）

第5条 何人も、正当な理由がなく次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自然を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 動植物の採捕、損傷、外来種の導入その他の行為により自然が形成する生態系に著しい影響を与えること。

（財産権の尊重及びその他の公益との調整）

第6条 自然環境の保全に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、地域の安全その他の公益との調整に留意しなければならない。

（地域開発施策等における配慮）

第7条 市は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たっては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

（啓蒙普及等）

第8条 市は、自然環境の保全に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚並びに市民が自発的に行う自然環境保全活動の支援及び促進に努めなければならない。

2 市は、自然環境の保全に関する教育及び学習の推進に努めなければならない。

（調査研究の実施）

第9条 市は、自然環境の保全に関する市民の意向の調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策に必要な調査研究を行うよう努めなければならない。

第2章 自然環境保全地区

（指定）

第10条 市長は、良好な自然環境を保全するため、自然的社会的諸条件からみて、特に必要と認める区域を次に掲げる区分により自然環境保全地区（以下「保全地区」という。）に指定することができる。

(1) 第1種自然環境保全地区（以下「第1種保全地区」という。）希少性又は学術性において重要な区域、動植物の特異な生息又は生育区域、市民生活又は生物の生息に関して特に重要な水域及び水源かん養地区並びに多様な生態系が維持されている区域

(2) 第2種自然環境保全地区（以下「第2種保全地区」という。）前号に規定する区域以外の地域に密着した自然環境区域で、市民の福祉及び快適な生活環境の確保に寄与し、かつ、適正な利用及び活用を図ることができる区域

2 市長は、保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、千歳市環境基本条例第31条第1項の千歳市環境審議会の意見を聴かななければならない。この場合において、市長は、第12条第2項に規定する保全地区に関する保全計画の案についても、併せて意見を聴かななければならない。

3 市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から起算して30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による告示があったときは、当該地区に係る市民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

5 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき、又は当該保全地区の指定に関して広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

6 市長は、保全地区を指定する場合には、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 保全地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 第2項前段、第6項及び前項の規定は保全地区の指定の解除及びその区域の変更について、第2項から第5項までの規定は保全地区の区域の拡張について準用する。

9 保全地区として指定された土地の所有者又は占有者は、当該保全地区の指定の解除又は区域の変更について、市長に意見を申し出ることができる。

10 市民は、保全地区として指定を受けるべき土地があると認めるときは、保全地区の指定について、市長に意見を申し出ることができる。

(標識の設置)

- 第11条 市長は、保全地区を指定したときは、当該地区内にその旨を表示した標識を設置するものとする。
- 2 保全地区の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
 - 3 何人も、第1項の規定により設置された標識を市長の承諾を得ないで移転し、除去し、汚損し、又は損壊してはならない。

(保全地区に関する保全計画)

- 第12条 保全地区に関する保全計画は、市長が決定する。
- 2 保全地区に関する保全計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 保全すべき自然環境の特質その他当該地区における自然環境の保全に関する基本的事項
 - (2) 当該地区における自然環境の保全のための制限に関する事項
 - (3) 当該地区における自然環境の保全のための施設に関する事項
 - 3 市長は、保全地区に関する保全計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない。
 - 4 第10条第2項前段及び前項の規定は保全地区に関する保全計画の廃止及び変更について、第10条第3項から第5項までの規定は保全地区に関する保全計画の決定及び変更(第2項第2号に掲げる事項に係る変更に限る。)について準用する。

(保全事業の執行)

- 第13条 保全地区に関する保全事業は、市が執行する。
- 2 市長は、保全事業を効果的に執行するため必要があるときは、保全地区の土地の所有者若しくは占有者に対し協力を求め、又は保全事業の執行の一部を委託することができる。

(保全地区に係る行為の禁止)

- 第14条 保全地区内において、みだりに食品の容器包装(飲食物の容器及び包装であって、当該飲食物が費消され、又は当該飲食物と分離された場合に不要になるものをいう。)、たばこの吸い殻、釣り糸等(釣り糸、釣り針及び釣り針を沈めるための鉛製のおもりをいう。)その他の生態系に影響を及ぼす廃棄物を投棄し、又は放置してはならない。

(第1種保全地区に係る行為の届出)

- 第15条 第1種保全地区において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。
- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
 - (3) 鉱物を掘採し、又は土石等を採取すること。
 - (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (6) 木竹を伐採し、又は損傷すること。
 - (7) 木竹以外の植物を採取し、又は損傷すること。
 - (8) 木竹を植栽すること。
 - (9) 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
 - (10) 火入れ又はたき火をすること。

- (11) 広告物その他これに類するものを掲出し、又は設置すること。
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、当該保全地区の自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの
- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該保全地区の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、届出があった日から起算して30日以内に、その届出に係る行為を禁止し、又は計画の変更等必要な措置をとるべき旨を指導し、若しくは勧告することができる。
 - 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、前項に規定する期間内に同項の処分等を行うことができない合理的な理由があるときは、その必要な限度において同項の期間を延長することができる。この場合において、市長は、同項の期間内に、第1項の規定による届出をした者に対して、その旨及びその期間を延長する理由を通知しなければならない。
 - 4 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日(前項の規定により期間を延長された場合は、30日にその延長した期間を加算した期間)を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
 - 5 市長は、当該保全地区の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
 - 6 次に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。
 - (1) 保全事業の執行として行う行為
 - (2) 通常の管理行為又は軽易な行為
 - (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (4) 法令の規定又はこれに基づく処分により行う行為
 - (5) 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際に着手している行為
 - (6) 林業のため木竹を伐採する行為
 - (7) 農業における耕種の行為
 - (8) その他市長が認める行為

(第2種保全地区に係る行為の届出)

- 第16条 第2種保全地区において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。
- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
 - (3) 木竹を伐採し、又は損傷すること。
 - (4) 木竹を植栽すること。
 - (5) 鉱物を掘採し、又は土石等を採取すること。
 - (6) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - (7) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、当該保全地区の自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの
- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、当該保全地区の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、届出があった日から起算して30日以内に、その届出に係る行為を禁止し、又は計画の変更等必要な措置をとるべき旨を指導し、若しくは勧告することができる。

- 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、前項に規定する期間内に同項の処分等を行うことができない合理的な理由があるときは、その必要な限度において同項の期間を延長することができる。この場合において、市長は、同項の期間内に、第1項の規定による届出をした者に対して、その旨及びその期間を延長する理由を通知しなければならない。
- 4 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日(前項の規定により期間を延長された場合は、30日にその延長した期間を加算した期間)を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 5 市長は、当該保全地区の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
- 6 次に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。
 - (1) 保全事業の執行として行う行為
 - (2) 通常の管理行為又は軽易な行為
 - (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - (4) 法令の規定又はこれに基づく処分により行う行為
 - (5) 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に着手している行為
 - (6) 林業のため木竹を伐採する行為
 - (7) 農業における耕種の行為
 - (8) その他市長が認める行為

(中止命令等)

第17条 市長は、第15条第1項若しくは前条第1項の規定による届出をせず、第15条第1項各号若しくは前条第1項各号に掲げる行為をした者又は第15条第2項若しくは前条第2項の規定による処分等に応じない者に対して、その行為の中止を命じ、若しくは相当の期間を定めて原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合にこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

第3章 開発行為の事前協議

(事前協議)

第18条 宅地の造成、施設の建設その他の土地の形質を変更する行為(以下「開発行為」という。)で、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則に定めるところにより、当該行為の計画の内容について、市長に協議しなければならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可を受けなければならない開発行為
- (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項又は第14条第1項の認可を受けなければならない開発行為
- (3) 北海道自然環境等保全条例(昭和48年条例第64号)第30条第1項の規定により許可を受けなければならない特定の開発行為

(事前環境調査)

第19条 前条に規定する行為のうち、自然環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして規則で定める行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為が自然環境に及ぼす影響を調査し、良好な自然環境の保全に努めなければならない。

(事前公開)

第20条 第18条に規定する行為をしようとする者は、規則で定める標識に所定の事項を記入し、これを行為予定地の公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

2 第18条に規定する行為をしようとする者は、あらかじめ、当該行為の計画の内容について、行為予定地に係る住民、利害関係人その他市長が特に必要と認める者に対して説明会等の方法により周知するとともに、理解を得るよう努めなければならない。

(指導勧告等)

第21条 市長は、第18条の規定による事前協議において当該行為が良好な自然環境の保全を阻害すると認めるときは、当該行為をしようとする者又は前2条に規定する行為を行わない者に対し、自然環境の保全のため必要な措置を講ずべきことを指導し、若しくは勧告し、又は計画の変更若しくは中止その他の措置を求めることができる。

(適用除外)

第22条 国及び地方公共団体が行う行為その他規則で定めるものについては、この章の規定は、適用しない。

第4章 雑則

(自然環境監視員)

第23条 市長は、自然環境の保全のために必要な監視及び指導を行わせるため、自然環境監視員を置くものとする。

2 自然環境監視員に関し必要な事項は、規則で定める。

(報告及び検査等)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第15条第1項各号に掲げる行為及び第16条第1項各号に掲げる行為又は第18条に規定する行為を行っている者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該行為が行われている区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、これらの行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(違反行為の公表)

第25条 市長は、この条例の規定に違反し、著しく自然環境を破壊している者があるときは、その違反の事実及び違反者の氏名を公表することができる。

(原因者負担)

第26条 第15条第1項各号に掲げる行為又は第16条第1項各号に掲げる行為により自然環境が著しく破壊され、保全事業の執行が必要となった場合は、その原因となった行為を行った者が自らの責任と負担において、保全事業を行わなければならない。

2 前項の規定は、第18条に規定する行為により自然環境を破壊した場合の原因者負担について準用する。

(実地調査)

第 27 条 市長は、保全地区の指定若しくはその区域の拡張、保全計画の決定若しくは変更又は保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入り、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2 市長は、その職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知しなければならない。

(財政上の措置)

第 28 条 市は、自然環境の適正な保全を図るため、監視体制の整備、保全施設の整備、土地の買入れ等に必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(援助等)

第 29 条 市長は、保全地区に係る土地等の所有者に対し、自然環境の保全のために特に必要と認めるときは、規則で定める援助等を講ずることができる。

(委任)

第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 9 月 20 日条例第 27 号）

この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

(2) 計画策定組織等

1) 千歳市環境審議会

令和3年3月現在

氏名	所属等	備考
石川 勇人	千歳商工会議所	
宇山 昌一郎	千歳市森林組合	
小川 善弘	千歳工業クラブ	
荻原 裕	北海道森林管理局石狩森林管理署	
鎌倉 英昭	千歳市町内会連合会	
熊本 進誠	千歳の自然保護協会	
小林 純子	千歳消費者協会	
佐々木 一彦	北海道石狩振興局保健環境部千歳地域保健室	
登坂 英樹	道央農業協同組合千歳支所	副会長
中西 昭治	公 募	
西尾 暢人	千歳建設業協会	
長谷川 誠	公立千歳科学技術大学	会 長
福岡 和世	公 募	
向田 健太郎	環境省北海道地方環境事務所	
森 勝子	千歳市女性会議	

(五十音順) 15名

2) ちとせエコロジー市民会議

令和3年3月現在

氏名	所属団体からの推薦等	備考
青木 宏頼	公 募 (学生)	
五十嵐 克敏	千歳市商店街振興組合連合会	
熊本 進誠	千歳の自然保護協会	副会長
斉藤 正志	公 募 (会社役員)	会 長
立田 京平	千歳商工会議所 (千歳工業クラブ)	
丹波 紀美子	公益社団法人ガールスカウト日本連盟北海道第31団	
中村 千江子	公 募	
永濱 京子	公 募	
畠山 克則	NPO 法人 千歳ひと・魅力まちづくりネットワーク	
吉保 佑華	公 募 (学生)	

(五十音順) 10名

千環計第54号
令和2年7月13日

千歳市環境審議会
会長 長谷川 誠 様

千歳市長 山口 幸太郎

第3次千歳市環境基本計画（素案）について（諮問）

千歳市の良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造に関する施策を計画的に推進するため、市民、事業者、市（行政）がそれぞれの責務のもとに、各種の環境施策に関わる具体的な取組を「第3次千歳市環境基本計画（素案）」として取りまとめましたので、ご審議いただきたく諮問します。

令和2年12月23日

千歳市長 山口 幸太郎 様

千歳市環境審議会
会長 長谷川 誠

第3次千歳市環境基本計画(素案)について(答申)

令和2年7月13日千環計第54号により本審議会に諮問された「第3次千歳市環境基本計画(素案)」について、慎重に審議を重ねた結果、別添のとおり答申します。

なお、第3次千歳市環境基本計画の策定に当たっては、次の事項に留意されるようお願いいたします。

記

- 1 第3次千歳市環境基本計画(素案)における分野ごとの取組を推進し、基本目標の達成を図り、望ましい環境像である「限りなく伝えよう いい空 いい水 いい緑 そして共生をめざして ～環境をともに学び、未来に向かってできることから行動しよう みんなの笑顔のために～」の実現に努められたい。
- 2 第3次千歳市環境基本計画(素案)の環境施策は、市民、事業者、市(行政)の取組が具体的に示されており、環境保全事業などの推進に当たっては、各主体の連携はもとより、地域全体にわたって幅広く取組を進められたい。
- 3 第3次千歳市環境基本計画に係る情報提供については、より一層市民にわかりやすく、興味を持ってもらえるよう情報発信方法等の工夫に努められたい。
- 4 第3次千歳市環境基本計画を実行性のあるものとするため、環境施策等の進捗状況を点検し、見直しを行うなど、着実な進行管理に努められたい。

(3) 策定経過

年 月 日	事 項
令和元年度 令和元年 6月	千歳市の環境に関するアンケート調査結果報告書の発行 (アンケート実施期間 平成31年3月～令和元年5月)
令和元年 9月 9日	第40回環境審議会(第3次千歳市環境基本計画の策定について)
9月10日	第1回市民会議(会議の目的、進め方について など)
10月16日	第2回市民会議(千歳市での環境の課題や取組について)
11月 7日	第3回市民会議(千歳市での環境の課題や取組について(続き))
11月28日	第1回庁内会議
12月17日	第4回市民会議(目指す将来の環境像と施策の方向性 など)
令和2年 1月 9日	第5回市民会議(提言書(案)の策定について など)
1月27日	市民会議より「提言書」を市長に提出
2月20日	第2回庁内会議
3月13日	「第3次千歳市環境基本計画 素案」の策定
令和2年度	
令和2年 7月13日	第41回環境審議会(第3次千歳市環境基本計画(素案)を審議会に諮問)
令和2年 8月 6日	第42回環境審議会(第3次千歳市環境基本計画(素案)及びパブリックコメントの実施について)
令和2年 8月21日	第3回庁内会議(書面会議)
～8月28日	
令和2年 9月15日	パブリックコメントの実施
～10月14日	
令和2年10月29日	第43回環境審議会(第3次千歳市環境基本計画(素案)及び概要版(案)について)
令和2年12月23日	審議会から「第3次千歳市環境基本計画(素案)について」を市長に答申
令和3年 1月 4日	第4回庁内会議(書面会議)
～1月14日	

第 3 次千歳市環境基本計画

令和 3 年(2021 年) 3 月

発行 千歳市

編集 千歳市市民環境部 環境課

〒066-8686 千歳市東雲町 2 丁目 34 番地

電話 : 0123-24-3131(代表)



環境をともに学び、
未来に向かってできることから行動しよう
みんなの笑顔のために